

北海道議會時報

第 3 卷 第 9 號

~~~~~ 目 次 ~~~~~

議會の動き	1
• 第四回定例道議會	
• 常任委員會	
• 請願，陳情	
會 合	38
資 料	40
• 地方税制改正に関する意見集	
選舉制度改正に對する答申	
——選舉制度調査會——	
• 學校給食は存續か．否か	
• 昭和26年度産米全國作況豫想收穫高	
• 昭和26年度道費豫算現計調	
• 第四回定例道議會議決條例公布調	
雜 報	59
• 第四回定例道議會傍聽者調	
• 8 月中議事堂參觀團體同人員調	
• 事務局人事異動	
日本國との平和條約	60
議會 日誌	69
圖書室便り	70

北海道議會事務局

北海道議會時報第3卷第9号(昭和26年第4回定例道議會)

議會の動き

第四回定例道議會

第四回定例道議會は、去る七月十七日開會、行政運営上の基礎的經常費
いわゆる骨格豫算をめぐる七月二十三日より本格的審議にはいり、職員
定數條例等と共に慎重なる審議が必要とされたので、豫算特別委員會を設
置、審議中のところ、八月十七日の豫算審審特別小委員會において、一應
の線がまとまり、同月二十三日本會議開會、人事委員、監査委員等の人事
問題及びその他の議案と共に、豫算案は可決され、ここに第四回定例道議
會は、開會三十八日をもつて閉會を見るに至つたのである。以下八月一日
以後提出された案件並びにその經過の概要は次の通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第九十八號 北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第九十九號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加豫算
- 議案第一百號 第三百八十九回北海道起債に關する件
- 議案第一百一號 財團法人北海道大學住宅建設協會に對し資金貸付の件
(以上八月四日提案)
- 議案第一百二號 北海道漁業權證券資金化に關する調査條例設定の件
- 議案第一百三號 北海道公安委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一
部を改正する條例設定の件
- 議案第一百四號 工事請負契約の締結に關する件
(以上八月十一日提案)
- 議案第一百五號 出納長、副出納長選任につき同意を求める件
(八月十三日提案)
- 議案第一百六號 人事委員會委員選任につき同意を求めるの件
- 議案第一百七號 監査委員選任につき同意を求めるの件
- 議案第一百八號 公案委員會委員選任につき同意を求める件
(以上八月二十二提案)

▲知事から撤回通知のあつた議案

- 議案第四十三號 北海道の設置する高等學校の生徒の結核健康診斷手数料條例設定
の件
- 議案第五十九號 北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件
(以上八月四日)

- 議案第九十三號 職員に對する年末一時金貸付の件中議決變更の件
- 議案第九十四號 北海道職員に對し年末資金貸付の件中議決變更の件
(以上八月五日)

▲議員から提出された議案、決議案及び意見案

- 議案
會議案第一號 北海道議會圖書室規程の一部改正の件
(八月二十二日提出)
- 決議案
決議案第二號 青函連絡運輸航確保に關する決議
(八月四日提出)
- 決議案第三號 地方財政確立に關する要望決議
- 決議案第四號 行政事務及び機構の簡素化に關する決議
(八月二十二日提出)

○意見案

- 意見案第二號 開拓地畜産振興對策に關する件
(八月四日提出)
- 意見案第三號 北海道甜菜糖業振興對策に關する件
- 意見案第四號 電力料金値上げによる影響産業の特殊料金設定に關する件
- 意見案第五號 青函航路の貨物運賃改訂に關する件
- 意見案第六號 北海道の國道路線認定に關する件
- 意見案第七號 綿羊生産増殖對策に關する件
- 意見案第八號 牧野改良對策に關する件
- 意見案第九號 他府縣よりの機船底曳網の入漁禁止に關する件
- 意見案第十號 貨車の増配等による輸送力増強に關する件
(以上八月十一日提出)
- 意見案第十一號 六・三施設の整備促進に關する件
- 意見案第十二號 北海道大學獸醫學部設置に關する件
- 意見案第十三號 北海道大學工學部應用化學科二講座増設に關する件
(以上八月二十日提出)

意見案第十四號 北海道(室蘭)に石油輸入基地建設に關する件

意見案第十五號 へきすう地教員の待遇改善及び定時制高等學校教員に對し夜間手

當支給に關する件

意見案第十六號 北海道綜合開發に關する件 (以上八月二十二日提出)

▲議事の經過

○八月四日午後二時五十分開議、時間を延長して諸般の報告ののち、井川副議長より、さきに千島及び齒舞諸島返還懇請のため、上京し關係方面に對し懇請した經過について報告、議案第四十三號及び第五十九號の撤回を許可、日程に議案第九十八號乃至第一百一號を追加議題に供し、知事の提案説明を聴取、議案第九十九號乃至第一百一號は豫算審査特別委員會に併託、議案第九十八號は農政委員會に付託し、日程に決議案第二號を追加議題に供して原案通り可決、日程に意見案第二號を追加、議題に供して本案も原案通り可決、議事の進行上會期を八月十三日まで九日間延長し、五日より十日まで休會することを決定して午後三時四十五分散會。

○八月十一日午後二時五十二分開議、時間を延長して諸般の報告ののち、議事進行の都合により午後二時五十八分休憩したが、その後會議を開くに至らず自然流會となつた。

○八月十三日午後二時五十分開議、時間を延長して諸般の報告ののち、議事進行の都合により午後二時五十五分休憩、午後七時四十七分再開、諸般の報告ののち、坂東(秀)議員(公正)から、道職組の生活補給金要求陳情事件に關し、知事の調査とその措置について質問、知事より、本件に關する陳謝の表明と措置については充分實態を調査の上善處する旨の答辯があり、ついで議案第九十三號及び第九十四號の撤回を許可、日程第一、議案第一百二號乃至第一百四號を議題に供し、いずれも委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程第二、意見案第三號乃至第十一號を議題に供し、本案はいずれも提案者の趣旨辯明を省略して原案の通り可決、日程第三、請願審査の件、日程第四、陳情審査の件は、一括議題に供し、本件はいずれも委員

會決定の通り決定、日程に、議案第一百五號を追加議題に供し、原案の通り選任について同意可決、議事進捗の狀況に鑑み、會期を八月二十一日まで八日間延長し、十四日より十九日まで五日間休會することに決定して午後八時五十分散會。

○八月二十日午後二時五十分開議、諸般の報告ののち、日程に意見案第十二號及び第十三號を追加し、これを一括議題に供し、何れも提案者の趣旨辯明を省略して原案の通り可決、議事の都合上、日程第一乃至第四はこれを延期して午後二時五十三分散會。

○八月二十一日午後二時開議、諸般の報告ののち、窪田長松議員(公正)の議會運営委員辭任に伴う補充として、平野榮次議員(公正)を決定、知事から過般の道職組員の生活補給金要求陳情事件に關する調査經過報告、次いで田中議員(自由)から、八月六、七兩日に行われた、労働教育講演會に労働部所管の弘報車「ひかり號」が使用されたことは、一般の誤解を招くおそれがある點について緊急質問があり、知事から誤解を受けたことは誠に遺憾であり、今後は嚴重注意する旨を答辯、又土井議員(農協)から八月初旬の氣溫上昇で、水稻イモチや馬鈴薯の疫病が発生しているが、この對策について緊急質問があり、知事からすでに薬剤等の手配で被害を最少限度にとどめるべく努力しており、更に具體的實情によつて措置する旨を答辯、午後二時四十四分、時間を延長して休憩、午後七時四十分再開、池戸議員(労働)より今後弘報車の活用についての緊急質問があり、野口副知事より労働教育弘報車は今後も大巾に活用するが、その運営にあつては、誤解を招かぬよう注意する旨を答辯、次いで議事進捗に照し、更に二十二日まで一日延長することを決定して午後七時五十分散會。

○八月二十二日午後一時三十分開議、諸般の報告ののち、日程第一、議案第三號乃至第三十六號、第四十五號、第四十六號、第六十一號、第六十七號乃至第七十一號、第七十六號、第七十九號、第八十三號、第八十四號、第九十一號、第九十六號、第九十九號乃至第一百一號を一括議題に供し、岩田(自由)豫算審査特別委員長より付託議案の經過及び結果について報告。

日程第二、議案第三十七號乃至第四十二號、第四十四號、第四十七號乃至第五十八號、第六十號、第六十六號、第七十二號、第七十三號、第七十五號、第七十七號、第七十八號、第八十號乃至第八十二號、第八十五號乃至第九十號、第九十二號、第九十五號、第九十七號及び第九十八號を一括議題として、西田(信)(自由)總務委員長、糸川(農協)文務委員長、田中(自由)衛生委員長、大久保(民主)林務副委員長、本多(農協)民生委員長、土井(農協)農政委員長、金澤(自由)水産副委員長、中牧(自由)土木副委員長より順次各委員會における付託議案審査の経過及び結果について報告、各案何れも委員長長の報告通り決定、日程第三、請願審査の件及び日程第四、陳情審査の件を一括議題に供し、各委員會報告の通り決定。午後二時五十一分休憩を宣告、午後十一時二十五分再開、諸般の報告ののち議事進行の都合により會期を二十三日迄一日間延長することに決し、日程第五議案第六十六號乃至第六十八號を議題に供し、知事の提案説明あつて、起立の方法による採決の結果、原案賛成者起立多數をもつて原案通り可決。日程第六、會議案第一號を議題に供し、異議なく原案通り決定。日程第七、決議案第三號を議題に供し、提案者の趣旨辯明を省略し本案を原案通り可決。日程第八、意見案第十四號乃至第十六號を議題に供し、本案は何れも提案者の趣旨辯明を省略し原案通り可決。日程第九、決議案第四號を議題に供し、提案者中山(民主)議員の提案の趣旨辯明があつて午後十一時四十分散會。

○八月二十三日午前二時三十五分開議、諸般の報告ののち、中山議員(民主)決議案第四號趣旨辯明に關し一部發言の取消を行い、次いで塚田議員(勞農)から行政事務及び機構の簡素化決議に關して質疑があり、中山議員(民主)の答辯がなされた。これに關し吉田(豊)議員(自由)から議事進行についての發言があり、又新川議員(勞農)から吉田議員(自由)の發言について、不穩當と認められる點があるから、議長において措置せられたいと發言があり、議長は速記録を調査の上措置したいと述べ本案の委員會審査省略について採決にはいり起立多數をもつてそのことに決し、通告の討論に

入り、太田(社會)、和平(勞農)、新川(勞農)の各議員から夫々本案に対する反對討論があり、糸川(農協)、桑野(自由)の議員からは夫々賛成の討論があつて、起立採決の結果、賛成者多數で原案の通り可決した。午前四時十分休憩、午前四時三十分再開、吉田(豊)議員(自由)から議事進行について發言中不穩當の點についての取消發言あつて、午前四時三十四分閉會を宣告した。

豫算審査特別委員長の報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の委員長といたしまして、ここに委員會における付託案件の審査の経過及び結果の概要につきまして御報告申し上げます。

本委員會は去る七月二十七日設置せられ、翌二十八日正副委員長及び理事の互選を行い、三十日より審議を開始致したのであります。が、まず審議の方法といたしましては、付託議案を各部所管ごとにかけて質疑を行うことといたしました。三十日は經濟部及び商工部所管、三十一日は商工部所管の續き及び衛生、民生、労働部所管、八月一日は衛生、民生、労働部の所管の續き及び開拓、農地、土木、建築部所管、二日は總務部及び教育委員會所管、三日は水産部及び林務部所管の質疑を行つたのであります。この間、各付託案件は本年度道費の肉づけ豫算としての重要性を有しかつ改選後初めての議會であり、道民多數の興望をになつて、新たに選出せられた議員各位の道政に對する御熱意は、道政各般の具體的諸問題について、理事者側との間に、あらゆる角度より熱烈なる論議の展開をみたのであります。連日數時間にわたつて會議が開かれた次第であります。

しかして、以上により議案に對する質疑は終了したのであります。が、付託案件の重要性和審議の経過にかんがみまして、さらに熟議検討を加え、議案に對する具體的結論を得ますために、本委員會に十五名よりなる小委員會を設けることといたしましたのであります。小委員會は去る八月四日以

來、十七日まで約二週間にわたり、付託議案に對して檢討調整を行つて参つたのであります。この間しばしば深夜に及ぶ熱心なる審議の結果、去る十六日に至り、豫算案その他の付帯議案に對し、小委員會は全會一致意見の取りまとめをみた次第であります。爾來、豫算修正に伴う計數整理中のところ、昨二十日に至り、これを正式議決し、一部關係議案に對しまして、それぞれ修正または希望條件を付する等の議決報告がなされたのであります。本委員會もまた全會一致、お手元に配布いたしました報告書の通り可決した次第であります。

本委員會が實質的に審議を開始した七月三十日より、結論を得るに至つた昨二十日までの間に、委員會を開くこと六日、小委員會を開くこと十一日という時日を要したのであります。今これが審議の跡を顧みまして總額五十一億一千三百余萬圓に達する本年度道費の肉づけ豫算に對する論議の要點をあげますならば、その第一は、人件費及び需用費節減の問題についてであります。すなわち弾力性に乏しい道財政の窮迫した現狀におきまして、この人件費の増嵩は他の緊要なる事業費豫算を壓迫するものであるから行政事務及び機構を簡素化して、人員の縮減を極力はかるべきであるとともに、旅費、需要費等の節約については、努力と工夫を拂ひ、可能な限りこれが節減をはかるべきであると主張されたのであります。

第二は、産業の振興に關する問題であります。本道は今なお開發の途上にあるのであります。その經濟の後進性は、各種産業の進展を阻害しつつある實情下におきまして、これが振興のためには、積極的な指導、助長行政の必要が力説せられるとともに、その發展の根幹をなすところの土木施設等の基本施設の増強が強く要望された次第であります。

第三は、道民の生活、文化の向上に關する問題であります。北方寒地のりんれつたる生活環境に置かれております道民の生活、文化の向上に關しましては、教育、保健衛生、勞働、住宅等の諸施設の改善が強調されたのであります。

第四は、財政と事業費豫算の編成問題についてであります。窮迫した道

財政の現況におきまして新規事業の着手は、道政諸般の情勢を勘案し、その緊急度及び事業の内容が十分檢討されなければならないのであります。財政資金もまた最も効率的、かつ重點的に使用されなければならないという意見がありますとともに、一面、道と市町村の事務配分と財源の配分、あるいは平衡交付金の獲得等に關連いたしましたして、道はそれ自體の事業をも完全になし得ない財政の窮乏下におきましては、市町村または國の事業に道費を支出するがごときことは、シャウブ勸告の事務再配分とそれに應ずる財源付與、あるいは平衡交付金の制度にも反するであらうから、市町村その他に對する補助政策は再檢討をなすべきであるとの意見があつたのであります。

以上申し上げましたような意見が審議の過程において具體的諸問題に觸れてそれぞれ檢討された次第でありまして、それぞれの意見の異なる面もあつたのであります。が、委員各位の互諒の精神と、圓滑なる道政運営の大局的見地に立つて、報告書の通り議決いたしましたのであります。これより各議案の修正内容等につきまして、その要點を説明申し上げます。

まず議案第三號、第六十七號及び第九十九號の昭和二十六年年度道費歳入歳出追加更正豫算並びにこれに付帶する各議案につきましては、第一に、職員給與費の減額修正であります。

本件は議案第三十六號及び第九十六號の道職員定數條例の改正案とも關連いたしますので、特に理事者側より詳細なる資料の提出を受けて、法慎重審査を重ねた次第であります。理事者の御説明によりますならば、法令等により職員の設置を義務づけられたもの三百八十二名、法律、條例の制定に伴う新規事業に基づくもの百五十三名、國庫補助または委託費の確定によるもの五百十一名、施設の設置に伴うもの二百名、重要事務の増嵩に伴うもの十名、財源の組みかえその他によるもの二百八十九名、合計千五百四十五名の増員を要するものより、事務の廢止または減少、あるいは財源の組みかえによるもの合計五百三十三名の減員を差引きまして、結局

條例の上におきましては、千十二名の定数増加をなし、一方豫算面におきましては、現員現給をもつて計上いたしておりました既決豫算に對し、缺員補充の必要上、普通會計分千二百七十五名、特別會計分二十九名、合計千三百四名分を増額計上したというのであります。しかしながら、さきにも述べましたごとく、行政事務及び機構を再檢討して、これが簡素化を行い、人員配置の機動力を發揮いたしまして、眞に合理的、能率的執行を期するため、既定の人員についてさらに掘り下げた再檢討を全面的に行い、すなわち、必ずしも今回提案のような増員が必要であるといわれぬし、一面、六月一日現在におきまして、技術職員を主とするとはいへながら、なお、八百九名の缺員を擁する實情をも考慮いたしまして、人件費の累増を防止し、これより生ずる餘裕財源を他の緊要なる事業費に振り向けるため、今回提案の定数條例中、知事の事務部局の職員中より、吏員において百十一名、その他の職員において百八十九名、合計三百名を減員いたし、またその豫算面におきましても同様三百名分を削減いたしたのであります。この結果、これらの職員費におきましては、二千七百五十六萬四千八百圓を減額するほか、豫算成立時期の遅延に伴い八箇月分の給與を見込んであります分につきましては、不用と見込まれる一箇月分を削減し、二百三十八萬八百圓、さらに人員の縮減に伴い、不用に歸する共済組合給與金二百六萬四千百圓を減額いたしましたのであります。しかして、この費目の減額修正は委員會における審査の焦點となつた次第でありまして、合理的配置轉換等につきまして、理事者に對し萬全の努力が要望された次第であります。

なお定数條例につきましては一言つけ加えたいことは、本條例の改正案は議案第三十六號と第九十六號の二件となつておりまして、そのうち知事の事務部局職員につきましては、兩方に提案されておりまして、同時に議決する關係上議案第三十六號の分からは、右修正關係部分を全部削除し議案第九十六號において三百名削減の修正をしてありますので御了承を願いたいのであります。

第二に、旅費、需用費等の節減についてであります。かかる經費につきましては、節約と合理化を極力ばかり、道民の血税がより道民の福祉向上に資する事業面に振り向けられるの急務を説くこと甚だ大でありましてこの際斷固節約をはかることと相成つたのであります。その結果特定財源を有するもののほか、旅費、消耗品費、備品費、印刷製本費につきましては今回追加額の二五％、食糧費につきましては一五％、通信運搬費及び賃金につきましては五％をそれぞれ削減した次第でありまして、旅費において二千五百八十七萬三千五百圓、食糧費において二百五十八萬三千三百圓、消耗品費において四百四十一萬二千百圓、備品費において千三百八十萬一千六百圓、印刷製本費において八百四十四萬五千四百圓、通信運搬費において八十九萬九千二百圓、賃金において百六十九萬八千二百圓、合計五千七百七十一萬三千三百圓の減額修正をいたした次第であります。

第三は、事業繰延等による減額であります。現下道財政の逼迫した現況におきまして、かつそれぞれの事業内容等にかんがみ、その進捗状況を勘案して、繰延べ等のなし得るものは可能なる限りこれを繰延べまして、緊急事業にこれが財源の振りがえをなした次第であります。その一は、水族館設置費三千萬圓につき三分の二千萬圓、その二は、産業會館負擔金の半額の一千萬圓、その三は、小樽短期大學校舍建築費の半額の五百萬圓、その四は、水産技術講習所新設工事費五百萬圓、その五は職員住宅新營改築費五百萬圓等、合計四千六百八十萬圓をそれぞれ繰延べた次第であります。このうち、水族館、産業會館、小樽短期大學の關係經費につきましては工事の進捗状況を勘案し、必要と認められる時期の到來いたしましたるときは、それぞれ追加の措置を講ずべきであるといはしたのであります。第四は、人事委員、公安委員の報酬の減額に伴う豫算修正であります。總務委員會付託の議案第三十八號の條例案が修正されたのと、議案第一百三號の公安委員の報酬條例の改正議決に伴い、人事委員報酬において十二萬、公安委員報酬において五十萬七千圓をそれぞれ減額いたしましたのであります。以上減額修正の總額は一億三千七百七十五萬圓に達するのであります。

ます。その他、職員福利厚生施設費、人事委員交際費、教職員定山溪保養所設置費補助、教育公報費、教員保養所費、生活協同組合貸付金、労働教育費、結核豫防協會補助金、環境衛生調査費、衛生教育館補助金、衛生研究所費、林政調査費、林業技術普及事業費、林業経営指導費、農業倉庫建築費補助金、電力開發費、東京事務所無電設置費、徴稅旅費、地方振興指導獎勵費、自治講習所改築費、總合開發調査費等については減額修正すべしとの意見もありましたが、旅費、需用費等の一般的節減にとどめ、いずれも原案を認めることといたしましたのであります。そのうち、生活協同組合貸付金につきましては、組合經營の實態にかんがみ、これが貸付に當つては慎重を期すること及び労働教育費につきましては、その方法等に再検討を加え、十分實効をあげるよう要望する意見があつた次第であります。

第五は、警察消防費の増額修正についてであります。消防の要諦は水利にあるの現況にかんがみ、市町村にモデル消防用貯水槽の設置を積極的に奨勵するため、消防水利施設費補助金の原案三百萬圓にさらに四百萬圓を増額いたしましたのであります。

第六は、土木費の増額修正についてであります。荒廢著しい市町村道路橋梁の現況にかんがみ、これが改修を助成し、交通の保全をはからんがため、原案の二千萬圓にさらに一千五百萬圓を増額、また命令航路費補助金についても、これが對象となる航路は離島及び交通不便なる地域にとつて道路にも匹敵すべきものであり、かつ受命會社の採算甚だ困難なる現況にかんがみ、原案の二百萬圓にさらに三百萬圓を増額いたすのほか、本道港灣の未整備にしてこれが修築の要甚だ大であり、かつ水産北海道の根幹をつちかう港灣簡易工事の重要性にかんがみ、二千萬圓を増額いたしましたのであります。このほか土木費については、道路小破修繕費、永久橋架換費、橋梁小破修繕費等の増額意見がありました。財源等の關係上原案通りといたしました。

第七は、教育費についてであります。高等學校校舍中建築以來相當年數を経過し、改築を要するもの等が多數に上り、これら改築工事施行の要

緊切なるものがある實情にかんがみ、本年度内の近い議會において、これが修繕費一千萬圓の追加措置をなすべきことを希望條件として要望することとしたのであります。なお、定時制高等學校の夜間勤務手當についてこれを豫算化せられたいとの強い要望もあつたのであります。

第八は、社會及び労働施設費の増額修正であります。國民健康保險事業が、道民保健対策上一層その活動を活潑化する必要を認め、市町村營の健康保險組合にも保健婦の設置を助成するため、保健婦一人當り二萬圓、二百四人分四百八萬圓及び國民健康保險團體連合會の活動促進のため、これが補助金五十萬圓をそれぞれ増額し、また地方労働會館は、勤勞道民の殿堂として、その福利厚生上有効適切な施設であるにもかかわらず、近時の建築單價の値上り等により、その建築上完璧を期し得ない現況と、さらに建築箇所を増加を考慮し、四百萬圓を増額、また失業者の増加に對應し、これが對策上遺憾なきを期するため地方失業應急事業費五百萬圓を増額いたしましたほか、農漁村における住宅改善がほとんど顧みられない現況にかんがみ、これが改善を奨勵するため、耐寒、耐火モデル住宅の建築を助成し、積極的改善施策を講ずべきであると、前述高等學校營繕費と同様、年度内の近い議會にこれが追加豫算の提案を希望條件として付したものであります。なお、このほか審査の過程において、講和條約締結も近きにある今日、戦争犠牲者として、精神的にも、經濟的にも深い打撃を受けながら、生活保護法の適用を受けるに至らない遺家族、特に母子家庭に對し、生業援護その他經濟的自立等をはかるあたにかい遺家族福祉対策を積極的に講ずべきであるとの意見がありましたほか、引揚對策更生資金、失業土木事業及び共同作業施設費の増額等の意見があつたのでありますがいずれも原案通りと相成つた次第であります。

第九は保健衛生費の増額についてであります。看護婦養成所は道内十四箇所を數え、いずれもその經營については多大なる犠牲を拂つてゐる現況と、一面、これが養成は、道民醫療の完全を期する上に看過しがたい現況にかんがみ、原案と同額の百四十萬圓を増額いたしましたのであります。

第十は、産業經濟費の増額であります。まず農業關係において、近年二化螟蟲の多發にかんがみ螢光誘蛾燈の設置を積極的に奨励する必要を認め、これが設置補助金として三十七萬圓を増額するほか、甜菜病害虫の防除に關しましては、國庫補助金が本年度より新たに交付されることになったのであります。増段の事情もあり、北方農業の確立上重要作物でもありますので二百五十萬圓を増額いたしましたのであります。畜産共進會については、地方單位の共進會はそれぞれ開催費を見込んでおりますが、全道單位の共進會について何らの考慮も拂われていないことは、かれこれ均衡を失すると思われ、報償金に百萬圓を増額、また農業協同組合の經營する總合牧野の設置助成は、牧野の改良上緊要と認められますので、これに對し百三十萬圓を増額し、さらに種畜施設については、本道畜産の發展をはかる上に必須の要件と考えられますので、種畜購入費六百萬圓を増額いたしましたのであります。土地改良費補助金につきましては、本年度施行工事補助金中一億二千四百九十九萬二千圓を明年度より五カ年間に、年度割額を定め分割交付せんとし、別途土木委員會付託の議案第七十八號土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔の件をもつて提案されているのであります。果に萬全を期したい實情にかんがみ、右のうち約千九百萬圓の軌道客土分については、本年度において交付するため、増額修正し、さらに三千三百萬圓については、年度内を期限とし、北海道信用農業協同組合連合會に資金を貸付し、これを通じて金融措置を講ずることとしたのであります。さらに右貸付金のほか、現下農業金融の梗塞狀況にかんがみ、これを緩和するため、秋作見返りとして、原案の一億圓に合せ、十一月三十日を期限とし、一億圓の農業再生産資金と増額貸付することとしたとして、關係の議案第四十六號農業再生産資金貸付の件をも合せて修正したのであります。なお、これら貸付金一億三千三百萬圓の増額に伴い、金庫餘裕金がないときは、一時借入金をもつてまかないます關係上、その利子収入と同額の三百四萬五千五百圓を公債費の利子において増額修正し、資金貸付

上遺憾なきを期したのであります。このほか、農業關係につきましては、耕土改良用農機具購入費の増額要望もありましたが、原案通りといたしましたのであります。水産關係については、本道貝類資源中重要な地位を占める帆立貝は、漸次減少の傾向にあり、今にして適當な増産施設の積極的推進をはからなければ、資源の枯渇を來す恐れもありますので、これら貝類増産施設費補助金に三百萬圓、また沿岸魚田に、投石、岩礁破碎、岩面搔破等の改良を加え、荒廢を防止して、資源を培養するとともに、漸次増加の傾向にある中小漁業者の經濟を維持安定するため、これら改良施設費補助金二千二百萬圓を増額したのであります。このほか水産關係につきましては、漁業取締費、水産資源調査費、漁業權證券資金化對策費、「いか」漁業特別對策費等の増額、または豫算化の要望があつたのであります。が、このうち「いか」漁業につきましては、「にしん」漁をはるかに凌駕する漁獲を示しながら、加工、貯藏等に適策なく、豊漁のために價格に變動多く、漁家經濟を著しく不安ならしめている現況にかんがみ、これが對策として、價格を維持し、漁家經濟の安定をはかるため、特に全會一致をもつて「いか」漁業特別對策費の豫算化を要望することとしたのであります。また審査の過程におきまして、戦時中の濫獲と、マ・ラインによる漁區の縮減により、水産資源は衰退の一途にある現況にかんがみ、魚族の洄游狀況及び未開發魚田の調査を強力に施行するための水産資源調査費の増額及び他府縣よりの入會等による禁漁區域及び期間の侵犯に基因する資源の枯渇を防止し、魚族の繁殖保護をはかるための漁業操業指導費の増額が強調せられた次第であります。

次に、商工關係については、總合經濟研究所負擔金において、五十萬圓を増額し、前年度と同額とするほか、中小企業相談所費はあまりにも過少であつて、その活動を推進して中小企業對策に遺憾なきを期する上に不十分と考えられますので、七百五十萬圓を増額し、また産業機械貸與の制度は本道産業振興上まことに有効適切なる施策であつて、その希望者甚だ多き現況にかんがみ、二千六百萬圓を増額し、總額六千萬圓に修正いたしました。

でありまして、本件経費の増額に關連し、耐寒、耐火建築用ブロック建材の生産機械等にも配慮されんことを要望する旨の意見があつた次第であります。また本道総合開發上重要な使命を有する地下資源開發費につきましては、百萬圓を増額し、さらに積極的に調査を進められるよう要望されたのであります。その他商工關係につきましては、本年度より四分の一の國庫補助が決定されました中小企業協同組合施設費補助につき、道においても國の施策に應じて、同程度助成の方途を講ずべきであるとの全會一致の意見があつた次第であります。その他中小發電施設費補助増額等の要望があつたのでありますが、これらは原案通りといたしました。

以上歳出に對する増額修正總額は二億八千三百十九萬五千五百圓に達し増減差引の結果は一億四千六百四萬五千五百圓の増額と相成つた次第であります。

次に、歳入についてであります。歳入の増減修正に伴ひまして、農業金融資金貸付收入において一億三千六百四萬五千五百圓の増、港灣簡易工事費の増額に伴う負擔金及び起債において各一千萬圓の増、水族館設置費の繰延べに伴う寄付金一千萬圓の減額をそれぞれ見込みました結果、差引一億四千六百四萬五千五百圓の増額と相成り、歳入歳出差引殘金なしと相成る次第であります。なお、右港灣簡易工事費の起債の増額に伴ひ、議案第三十五號北海道起債議決變更の件中、右工事充當債において一千萬圓の増額修正をいたしましたのであります。

次に特別會計豫算についてであります。恩給基金以下十二特別會計豫算中、特に論議の中心となりました模範林及び公有林兩特別會計の合併による道有林野事業費特別會計豫算については、事業年度中途において、かかる會計合併を提案したことに關連し、道有林野の管理經營の事業計畫は、すべて施業案に基き、森林の經濟性公共性及び保續性を原則として立案し長期にわたる計畫と實行が伴つて、初めてその目的が達成せられることが、強調せられ、年度中途にして約五〇%の追加をなすがときは、獨立採算制を原則とする森林經營事業豫算として、あまりにも計畫性と一貫性を缺

くものといわざるを得ないとし、合併後における豫算は、施業案に基く年間事業計畫によつて、嚴密に立案執行せられるべきであつて、年度中途に著しい變更を加えることに對し注意を喚起し、その經營に遺憾なきを期するよう強く要望されたのであります。また特別會計については、普通會計におけるような、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品費及び賃金の減額修正は、特定財源の關係上これをいたさなかつたのであります。事業執行に當つては、右各費目の節約の趣旨を十分にそなへ、特に林野事業費特別會計等については、餘裕財源をあげて事業費に振り向けるよう特段の工夫努力を要望し、原案を認めることとしたのであります。

なお、この際一言しておきたいことは、今回の追加豫算はそのほとんどが政策的豫算でありまして、本年度もすでに半ば近くを經過し、事業施行適期は僅々二、三カ月を残す現狀にかんがみまして、本豫算に盛り込まれた各種事業の執行については、特に敏速果敢に實施に移され、議決の趣旨が實現するよう特段の努力を拂われんことを理事者に要望されたのであります。

以上において指摘いたしました以外の付託議案については、それぞれ適當と認め、全部原案可決といたしましたのであります。詳細はお手元に配付の報告書により御了承を願ひたいと存する次第であります。

これをもつて、本委員會における審査の經過及び結果の概要についての報告を終る次第であります。

決議

決議案第一號

議會運營委員長 岩田留吉君提出

千島及び齒舞諸島返還懇請決議

千島及び齒舞諸島の返還については先年來屢々本議會は道民の輿論を代表し決議を以つて講和條約締結に當りその實現を要望し來つたところであるが去る七月十三日公表せられた對日講和條約の草案によれば千島列島の歸屬に關しては、日本國はその主權を放棄する旨を規定している。右は終戰以來我等の期待と要望に甚だしく反するものとして衷心より遺憾に堪えない。

千島及び齒舞諸島は歴史的にも國際的にも日本國の領土たることを認められており、決して暴力又は貪慾により略取したものではなく、これが主權は日本國に歸屬すべきものと信ずる。

ここに本議會は決議を以つて四百三十萬道民の輿論を代表し、講和條約締結に當り、千島及び齒舞諸島の返還を重ねて懇請する。

昭和二十六年七月十七日

右決議する。

北海道議會議長 蒔田余吉

北海道議會

決議案第二號

商工委員長 宮坂壽美雄君提出

青函連絡運航確保に關する決議

今春津輕海峡に浮游機雷の出現以來、青函連絡運航は極めて不安な状態に曝され遂に夜間運行は一時中止の止むなきに到り、貨物輸送は圓滑を欠き本州よりの來往者は激減しこのため本道の産業經濟其の他に甚大なる影響を及ぼしているが、その間海上保安廳並びに國鐵當局の機宜を得た對策と特に従業員各位の不眠不休の献身的努力により幸い事なきを得たことは洵に感謝に堪えない。

今後秋冬を迎え晝間運航が次第に狹められることは明かであり、反面貨物の輸送は愈々繁忙期となり青函連絡航路の遲滯は益々本道産業經濟に重大なる結果を招來することが憂慮せられるので、浮游機雷の發見に凡ゆる科學的措置を講ずるとともに従業員各位の一層の努力を要望する次第である。

茲に本議會の決議によりその勞苦に對し深甚なる感謝の意を表するとともに連絡運航の確保を要望する。

昭和二十六年八月四日

北海道議會議長 蒔田余吉

運輸大臣 日本國有鐵道總裁 日本國有鐵道北海道運輸支配人
日本國有鐵道青函鐵道局長 海上保安廳長官 北海道第一管區海上保安本部長 函館海上保安部長 各通
右決議する。

北海道議會

決議案第三號

總務委員長 西田信一君提出

地方財政確立に關する要望決議

一、地方財政の確立と増大せる地方財政需要に對する窮狀打開のため彈力性ある税源の付與行政事務の簡素化等抜本的施策を講ずると共に昭和二十六年度平衡交付金の増額及び起債の枠擴大について速に措置を講ぜられたい。

(理由)

昭和二十六年度の地方財政は給與ベースの改訂、社會福祉事業法の施行及び結核豫防法の改正その他新法令の制定並びに政府の施策等因

り新規財政需要が巨額に上つてゐるのであるが、一方これに伴う國の財源措置は洵に微々たるものであり、且つ、弾力性に乏しい現行税制下において到底所要財源を満たすに足らない現状である。これがため昭和二十六年年度の地方豫算は深刻な財源不足の様相を呈し給與ベースの引上げに伴う財源調整は勿論のこと法令に基く新規事業に對する豫算措置は全く不可能の状態であり遂には地方財政は破綻し重大危機を招來することは必須である。

この緊迫した地方財政を打開するため政府においては弾力性ある地方税法の改正行政事務の簡素化等抜本的な地方財政確立の方途を講ずると共に昭和二十六年度分について來るべき補正豫算において地方財政平衡交付金と地方債とを増額し地方財政の確立を圖られたく切望する。

昭和二十六年八月二十一日

北海道議會議長 蒔田余吉

内閣總理大臣 内閣官房長官 大藏大臣 大藏省主計局長 地方財政委員會委員長 地方財政委員會事務局長 地方自治廳長官 同次長 衆議院議長 參議院議長 地方行政調査委員會委員長 同事務局長 右決議する。

北海道議會

決議案第四號

行政事務及び機構の簡素化に關する決議

一、本道の行政機構は複雑膨大化し、これに伴う人件費の増大また著しく財政的に重壓を加へてゐる現状である。

政府においても行政事務の再配分、行政事務及び機構の簡素化につき強力なる施策を立案せられつつある状況に鑑み、本議會は知事並びに教育委員會に對しこれに即應する道行政の簡素合理化につき速かに適宜の措置を講ずるよう勧告する。

二、本議會においても行政事務及び機構の簡素合理化を期するため左の措

置を講じその實施に遺憾なきを期する。

記

一、總務委員會に道行政事務並びに機構の適正化に必要な調査を付託するこれに要する経費は五拾萬圓以内とし、次の議會まで閉會中も繼續調査を行う。

右決議する。

昭和二十六年八月二十二日

北海道議會

提出者	議員	中山	信一郎	賛成者	議員	田中	巖
賛成者	議員	坂本	與平	議員	安達	徳太郎	巖
議員	金澤	藤吉	議員	西田	信一	議員	堀田
議員	大澤	重太郎	議員	堀田	毅	議員	菊地
議員	桑野	秀治郎	議員	四十榮	助三郎	議員	三之助
議員	岩本	政一	議員	大久保	和男	議員	三之助
議員	清水	三俊	議員	西田	正一	議員	三之助
議員	三室	光雄	議員	大島	三郎	議員	三之助
議員	旭	佳明	議員	林	謙二	議員	三之助
議員	朝倉	義衛	議員	村山	喜作	議員	三之助
議員	徳中	祐滿	議員	西川	清吉	議員	三之助
議員	立原	耕平	議員	坂東	秀太郎	議員	三之助
議員	兒玉	由一	議員	窪田	長松	議員	三之助
議員	岩田	留吉	議員	坂東	浩一	議員	三之助
議員	畑野	仁郎	議員	伊藤	弘	議員	三之助
議員	松平	武一	議員	土山	宇三郎	議員	三之助
議員	村上	貞次郎	議員	原田	伊曾八	議員	三之助
議員	中牧	貞保	議員	福島	新太郎	議員	三之助
議員	吉田	豊吉	議員	平野	榮次	議員	三之助
議員	勢田	金次郎	議員	平野	榮次	議員	三之助

賛成者 議員 沖野 政雄 賛成者 議員 池田 信孝

新保 福治 天谷 平信

宮本 仙松 田呂 善作

朝日 昇 本多 吉江

土橋 傳七 佐藤 初吉

二瓶 榮吾 道下 美作

棚川 忠雄 武田 治作

三浦 福督 土井 干海

岡田 千代藏 笠井 幸衛

秋山 孝太郎 吉田 定次郎

大竹 幸次郎 糸川 章夫

意見書

意見案第一號

商工委員長 宮坂 壽美 雄君提出

電力料金値上反對に關する意見書

北海道電力株式會社はこのたび公益事業委員會に對し、電力料金に關し七割値上げ案を申請しているが、このような大巾な値上げは本事業が公益事業であり基礎産業であるところより、これが他のあらゆる生産財、消費財價格の高騰を招集することは明かであり、あまつさえ經濟不振に苦惱する道民生活に著しい脅威を與えるばかりでなく本道綜合開發の一大障礙となり、これが影響は本道の政治、經濟、文化等に大きな障害を及ぼすものであるから、この際合理的で適正なる料金改訂をするよう措置せられたる。

理由

一、このたびの公益事業委員會に七割の値上げを申請された電力會社の考え方はあまりにも營利本位であり、電氣事業が重要な基礎産業であるこ

とは認めておりながら、これが公益事業であることを輕視しているものと言わなければならぬ。またこの値上率の決定に當つては資産の再評價を限度一ぱいに行いしかも定率法により減價償却費を算出するようなことは他の企業との振合からいつても決して適當とは言えない。

二、電氣事業が基礎産業であるところよりして電氣料金のこのような大巾値上げは他のあらゆる生産財及び消費財價額の上昇を招來し、道民負擔の増加は必至となりあまつさえ一般物價の高騰に苦惱する道民生活に著しい脅威を與えることとなり、延いては本道のあらゆる産業面に大きな障害となるものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年七月十七日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

意見案第二號

開拓常任委員長 宮北 三七郎君提出

開拓地畜産振興對策に關する意見書

一、北海道開發の推進に重要な役割を持つ開拓者の營農確立を圖るため昭和二十六年より五カ年間に牝牛二萬頭、綿羊二萬三千五百頭を導入する費用に對し、國費より八割助成の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道に於ける戰後開拓地は火山灰土、泥炭土及重粘土等の所謂特殊土壤が大部分である外氣象の條件に於ても殆ど高冷地帯に屬し、入植者自立のため擇ぶべき經營の途は家畜飼育を根幹とする主畜又は混同農業の型態による外なく、これが基礎確立は緊急課題であるにも拘らず、現在入植者は自己資金に乏しくために乳牛については一割、めん

羊については二割程度の保有にすぎない状態である。

併して各開拓地とも其の開墾作付状況に於て一戸當り四町歩以上に達し且つ採草放牧地に概ね恵まれ乳牛飼育の條件が充分に成熟したと認められる開拓農家は少く共、五、〇〇〇戸以上に達しているが開拓者に對する現行國家資金は僅かに農具及び耕馬等耕作手段の整備のみ充當されるに過ぎない状況であつて、本道開拓營農の確立と生産増強のために是非共これら家畜の導入に對し別紙五カ年計畫による購入費補助の途を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月 日

北海道議會議長 時田 余吉

農林大臣 大藏大臣 北海道開發廳長官 衆議院議長 參議院議長
各通

別表

開拓地家畜導入五ヶ年計畫

() 内は年度末頭數

畜種	區分	年次				備考
		二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年
乳牛	購入費八割補助	二,〇〇〇	二,五〇〇	三,五〇〇	五,〇〇〇	七,〇〇〇
		(九,八七〇)	(三,三二六)	(九,九七五)	(四,七五五)	(三,六七五)
めん羊		二,〇〇〇	二,〇〇〇	四,五〇〇	六,〇〇〇	九,〇〇〇
		(一〇,九六〇)	(七,七五〇)	(二六,九九七)	(三九,四七七)	(五五,六二七)

意見案第三號

農政委員長 土井 干 海君提出

北海道甜菜糖業振興對策に關する意見書

一、北海道の開発上重要な意義を有し且つ國內砂糖需給調整上不可決なる本清甜菜糖業の劃期的振興を圖るため次の措置を立法化せられたい。

一、北海道甜菜糖業がわが國の砂糖需給量の三分の一即ち第一次一五〇萬ビクル、第二次において五百萬ビクル生産に到達するまで北海道甜菜糖よりあがる消費税を見合として甜菜糖業助成費に其の同額還付の措置を講ずること。

二、現行輸入關稅は從價粗糖一割、精製糖二割であるがこれを從價粗糖二割精製糖三割に引上げること。

三、外國糖の輸入を制限し國內販賣糖の價格を安定させること。

(理由)

現在北海道の甜菜糖業は北海道の開発わが國の砂糖需給調整外貨の節約の見地からその振興が極めて重要である。しかるに北海道甜菜糖の振興は主として北海道の奨励のみにゆだねられておりわが國の糖業政策としてとり上げられていない。わが國と同じく砂糖輸入國であり自由貿易主義を原則としている米國が一九三八年の砂糖法により莫大な補助金の支出及び砂糖の移輸入割當制限を行い本土内甜菜糖作者及び製糖事業の保護育成を圖り國內需要量の約三分の一の計畫生産を行っているのは國內甜菜糖業の重要性和長期的には、それが砂糖消費者の利益ともなるからである。又英國では一九三六年の糖業再建法で國內甜菜糖業に對し莫大な補助金を支出する一方本土内甜菜糖工場を英國砂糖會社に統合し國內甜菜糖業を公共的なものとし政府がその運営を監督するようにし國內需要の約三割を國內甜菜糖で確保している。これは農業面、勞働雇傭面、砂糖需給面で國內甜菜糖業が極めて重要な意義を有するからである。

しかるに台灣を失つたわが國が折角北海道の如き甜菜適地があるにも拘らず政府は、何ら國內糖業政策的なものを實施しておらず、しかも往時の完備された甜菜奨励施策が後退されているのは甚だ遺憾である。わが國の如く他にとり上ぐべき砂糖生産地を有せず又輸入外貨も不足している現在北海道開發上甜菜糖業が極めて重要な役割を果すことが期待されている。

よつて米英の如く速かに前記の措置を講ずるための國內糖業政策につき立法化を圖られたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十三日

北海道議會議長 蒔田 余吉

農林大臣 大藏大臣 經濟安定本部長官 通商産業大臣 北海道知事

參議院議長 衆議院議長 各通

意見案第四號

商工常任委員長 宮坂 壽美雄君提出

電力料金値上げによる影響産業の特殊料金設定に關する意見書

一、今次電力料金値上げにより本道大口需要電力は本州方面に比べ地域差は可成り増大するようであり、これが本道産業に與える打撃は重大であり、全く存続不可能の産業も出てくるので、生産原價中電力料金の占める割合が大きく、最も強い影響を受ける石灰窒素、硫酸、金、石灰石等の如き産業更に近く操業の運びにあるソーダ工業等については特殊電力料金を設定されるよう措置されたい。

(理由)

電力料金値上げは一般道民の生活は勿論各種産業に對し甚大な影響を與えることは言を俟たない。前回の七割値上げよりも今回決定を見たる三割七分五厘料率の方が更に地域差を増大する結果となり、本道産業にとつて重大な影響があるものと憂慮される實情である。

今値上電力料金が生産原價に占める割合(増加率)の大きいものを掲げると石灰窒素、グラントバルブ、冷凍、製氷、鍛造品、硫酸等があり、これらは共に大巾の増加率を示し、更に資材、原料等のはね返りによる影響も相當深刻なものとなる惧れがあるものと謂わざるを得ない。

又金には公定價格があり、その利潤が少く貴金屬管理法により法人税の免除、近代式機械の輸入税の免除、運賃割引、地方税の免除等の保護政策が行われる事に依り現況を維持している實情であり、石灰石については第二次の加工に到つて僅かに利潤を生ずる狀況で單に石灰石のみの採掘では企業として成立しない。

更に石灰窒素、硫酸について生産の實情をみるならば、從來昭和電工旭川工場に於ける石灰窒素肥料電力料金は平均一K・W・H當り一圓四五錢で本州四縣、平均五七錢に比し實に二・五五倍であり、更に販賣價格中に占める電力料金の割合は本州一一%に對し、旭川工場は二八%となつており、生産價格を割つて賣られていた實情であるが、電氣原單位が、高く電力料金の値上げは正に致命的であるのに加え、本州との地域差が増大するとせば益々困難となるものであるが、本道にとつて農業生産上重要なものであるから、これに對しては特に考慮されるべきものと思考されるから、以上の如き石灰窒素、硫酸、金、石灰石等の産業、更に近く操業の運びにある本道ソーダ工業等については特殊最低料金を設定する等措置されたい。

右地方自治法第九十九條第二項により提出する。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 蒔田 余吉

大藏大臣 通商産業大臣 農林大臣 經濟安定本部長官 物價廳長官 公益事業委員會委員長 札幌通産局長 各通

意見案第五號

商工委員長 宮坂 壽美雄君提出

青函航路の貨物運賃改訂に關する意見書

日本國有鐵道現行の青函航路の貨物運送料程四百五十料を實運送料程の百十三料に改訂し所定貨物運賃等級による運賃に改正せられたい。

(理由)

本道の綜合開發は國策としてとり上げられ我が國經濟の再建に重要な國家的使命を荷負うに至つたが、この重大なる事業の推進とそれに伴う産業經濟が圓滑なる發展を期する上に青函航路の貨物運賃が實秆程百十三秆によらず約四倍の四百五十秆程をもつて支拂を餘儀なくされている現行運賃制度は甚だ不合理なるものと云わなければならぬ。

かかる高率なる運賃制度は本道移出入貨物のコストに影響し道民生活の壓迫となることは勿論、本道の開發事業並びに産業振興にも重大なる制約を加える結果となつてゐる。

航路輸送は貨車航送に改善され全國民が均しく恩恵に浴する實情からも國內全線の運賃にブールし、實秆程百十三秆による所定貨物運賃等級に改正せられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣 大藏大臣 運輸大臣 農林大臣 建設大臣 通商産業

大臣 經濟安定本部長官 日本國有鐵道總裁 北海道開發廳長官

日本國有鐵道北海道運輸支配人 日本國有鐵道青函鐵道局長 各通

意見案第六號

土木委員長 宮津 恂太郎君提出

北海道の國道路線認定に關する意見書

一、大正八年制定にかかる現行道路法は近く改正されるやに仄聞するが、改正に際し北海道の國道については次の路線を認定せられるよう措置を講ぜられたい。

記

(一) 札幌市北三條西五丁目から函館市東濱町に至る路線

二九三秆七 經過地 現在の國道四號線

(二) 札幌市北一條西四丁目から旭川市四條通八丁目に至る路線

(三) 一四〇秆四 經過地 現在の國道二十七號線
室蘭市海岸町から岩見澤市一條東一丁目に至る路線

(四) 一五四秆七 經過地 現在の國道二十八號線
旭川市四條通八丁目から稚内市海運町三丁目に至る路線

(五) 二九四秆七 經過地 常盤村まで地方費道旭川稚内線
天鹽町まで地方費道名寄天鹽港線 稚内市まで地方費道札幌稚内線

(六) 空知郡瀧川町から根室郡根室町花咲港に至る路線
四六〇秆三 經過地 地方費道札幌根室線

(七) 旭川市四條通八丁目から根室郡和田村字厚床に至る路線
三五九秆三 經過地 美幌町まで地方費道旭川根室線、弟子屈町

(八) 美幌入口まで地方費道美幌弟子屈線、弟子屈町三七線まで地方費道網走釧路港線、別海村奥行臼まで地方費道根室弟子屈線、和田村厚床まで地方費道旭川根室線

(九) 山越郡長萬部町市街國道分岐點から室蘭市輪西分岐點に至る路線
一〇〇秆五 經過地 地方費道室蘭函館線

(十) 札幌市北一條西四丁目から苫小牧市字植苗に至る路線
四七秆五 經過地 地方費道札幌浦河線

(十一) 函館市万代町から瀬棚郡東瀬棚村字東瀬棚に至る路線
一五二秆七 經過地 函館市追分町まで地方費道松前函館線、大

(十二) 野村市渡まで準地方費道函館大野線、泊村字伏木戸まで地方費道札幌江差線、東瀬棚まで地方費道江差瀬棚線

(十三) 空知郡音江村字音江から天鹽郡天鹽町山手裏通三丁目に至る路線
一七九秆五 經過地 深川町まで準地方費道岩見澤秩父別線、北

(十四) 龍村字梅ノ澤まで地方費道旭川留萌線、天鹽町まで地方費道札幌稚内線
稚内市字ウエナイから網走市南四條東四丁目に至る路線

(十五) 三四〇秆六 經過地 頓別村字濱頓別まで地方費道旭川稚内線

意見案第七號

農政委員長 土井 干 海君提出

綿羊生産増殖対策に關する意見書

- 一、北海道における農村經濟の合理化を圖るため、綿羊生産の増殖対策として速かに次の措置を講ぜられたい
- (一) 種牡綿羊の導入強化を圖ること。
- (二) 共同牧野、共同種付所の設置を圖ること。
- (三) 生産物(羊毛、肉、毛皮)の處理施設に對し助成の途を圖ること。
- (四) 綿羊團體の登録事業の育成強化を圖ること。

(理由)

北海道における綿羊飼育頭数は現在約三五萬頭と推定され、全國の推定總數六〇萬頭の約六割を占め、この増加率よりすれば近々數年にして一〇〇萬頭に達することは決して難事ではないと思考する。本道農業における經營形態も近時次第に細分化され家畜についても大家畜重點主義より逐次小家畜を取り入れた經營形態に移りつゝあつて特に綿羊においては飼料、資源、豊富且つ管理容易な點から衣料資源として又肉資源として急激に要望がたかまり全道農村はもとより漁村においてもその經營上欠くことのできない存在となりつつあり、これを經濟面より見れば單に直接生産物の原毛及び産仔の面よりみても、年間一三億余圓に及び更に毛皮及び羊毛、厩肥等の點を加算するときにはまことに大きな収入が考えられ直接間接に農漁村經濟に大きな役割を果している現況であるから、この事實に鑑み綿羊の強力な増産を圖り農民生活の安定に資する對策として、前記の施策を道及び國において急速に實施の措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十一日 北海道議會議長 蒔 田 余 吉

網走市大曲まで地方費道稚内網走線 網走まで地方費道旭川根室線

(三) 美幌町美幌原標から野付郡別海村字奥行臼に至る路線

一八〇杆五 經過地 地方費道旭川根室線

(四) 苫小牧市錦町から帶廣市石狩通三丁目に至る路線

一八二杆八 經過地 苫小牧市勇拂まで地方費道室蘭浦河線 浦河郡浦河町まで地方費道札幌浦河線 帶廣市まで地方費道帶廣浦河線

合計 二、八八七杆二

(理由)

北海道における道路の實態は、明治二年開拓使設置以來八十餘年、この間開鑿された道路總延長は四二、四二七杆面積一平方杆當り延長五三三米となつてゐるが、これは他府縣の一平方杆當り延長に較べ僅か五分の一という低位にあるもので、北海道開發の基盤となり産業の振興經濟再建に不可分の關係を有する道路の實體としては、甚だしく憂慮されるものがある。而して開發途上にある北海道としては今後なお幹線道路網の建設は必須の事柄であり地理的氣候的惡條件を克服し輸送の萬全を期するため既設路線の改修築は寸刻も放置出来ない實情であるが、現下逼迫せる地方財政の制約は、その維持管理すら至難の實情にあるので他府縣と異なるこの北海道の特殊事情を洞察せられ、現在の一級道路である國道及びこれに準ずる右重要幹線を國民經濟上將又國土保安上の見地から是非國道路線として認定せられる措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

建設大臣 建設省道路局長 北海道開發廳長官 北海道開發局長 各通

農林大臣 北海道開發廳長官 農林省畜産局長 北海道知事 各通
意見案第八號

農政委員長 土井 干 海君提出

牧野改良對策に關する意見書

一、北海道における有畜農業經營の確立を圖るため、牧野の改良對策として次の措置を速かに講ぜられたい。

- (一) 牧野改良並に經營に對する技術的指導の徹底強化措置を圖ること。
- (二) 牧野改良に對する融資面の強化を圖ること。
- (三) 牧野の草生改良に必要な炭酸石灰の購入に對し補助の途を講ずること。

(四) 牧草種子の購入に對して補助すること。

(五) 牧野内障害物除去施設に對し補助すること。

(六) 牧野の合理的經營上必要な隔障牧設置に對し補助すること。

(理 由)

土地改良事業に對しては國においても道においても積極的な施策を講じつつあるが、地力の維持増進並びに勞働力配分上必要欠くことのない牧野の改良事業に對しては何等その施策の見るべきものがない農業生産は土地改良と併行的に牧野を含めた合理的な有畜農業によつて、その經營の合理化を圖り得るものであると信ずる。しかるに戦争末期及び戦後の諸事情による粗暴經營によつて牧野の荒廢はその極に達し、ためその生産は非常に低下をきたしている現況であるが、これを經營者が自らの力で改良を加えることはまことに至難のことであるので有畜農業確立の見地から前記の施策を道及び國において急速に實施の措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 蔭田 余 吉

農林大臣 農林省畜産局長 北海道開發廳長官 北海道知事 各通
意見案第九號

水産委員長 松 平 武 一君提出

他府縣よりの機船底曳網の入漁禁止に關する意見書

一、魚族の濫獲防止とこれが資源維持培養とを圖るため他府縣よりの機船底曳網の本道海區入漁を禁止するの措置を講ぜられたい。

(理 由)

機船底曳網漁業は主として魚族の棲息地、繁殖地を曳破し、魚類を死滅させるものであり、多數の漁船で操業するときは資源の枯渇は勿論魚田の荒廢をみることは明らかで、總司令部天然資源局五ポイント計畫の「資源保護」の趣旨にも反するものである。

本道の機船底曳網漁船は二百三十九隻、小手繰漁業の底曳船に轉換するもの二百十二隻を豫想され、これに入會船百三十七隻を加えるときは實に五百八十八隻の多きに達し、しかも戦後、千島、樺太その他から漁民の引揚土着するもの多く沿岸漁民は沖合に進出を余儀なくせられてゐる現況であるが漁獲量は減少しつつある。

従つて本道の漁業界においては憂慮すべき事態に立ち到り、漁民大會においては入會絶對反對を決議してゐる現況である。

よつて魚族の濫獲防止とこれが資源培養の見地に立つて他府縣より機船底曳網の本道海區入漁を禁止するの措置を強力に講ぜられたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

意見案第十號

農林大臣 水産廳長官 衆議院議長 參議院議長 北海道知事 各通
北海道議會議長 蔭田 余 吉

農政委員長 土井 干 海君提出

貨車の増配等による輸送力増強に關する意見書

一、北海道の貨車輸送に要する貨物の屯数は約二、七〇〇萬屯を必要とするところ現有輸送力は約六〇〇萬屯を下廻る二、一〇〇萬屯に過ぎない現況であるから輸送力確保のためこれに要する貨車増配を速かに講ぜられた。

(理由)

經濟再建の基盤たる國民生活の安定を圖るためには、わが國産業經濟の復興と自立體制確立にあることは論をまたないところであるが特に北海道における豊富な資源の開発に對する期待は大きいのである。しかるに交通の不備と相まつて輸送力不足とが起因し未開發のまゝ残され本道産業活動の一大隘路をなしている。それにもかかわらず最近における鐵道輸送狀況は極めて憂慮に耐えない狀況であつて特に經濟復興の原動力たる石炭、木材農水產物等の輸送力の弱體により滞貨が累増しこのまま放置するにおいては經濟復興を破局に導びくといつても過言ではない。加うるに本道は本州地方と異り冬期間における交通障害は産業活動に著しく制約を受け生産されたる炭、林、礦、水產物の大半は夏季輸送を余儀なくされ更には朝鮮動亂による青函間の航送制約も受け本道に對する貨車廻りも最近においては全く不圓滑を極め、例年五、六月頃に一掃される滞貨も容易に解消されず現在なお四九萬屯にも及ぶ滞貨をきたしている現況であるから、諸產物の流通の圓滑化を圖るため、本道に對する貨車増配、輸送力の増強につき強力なる措置を速かに講ぜられたい。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 蒔田 余吉

運輸大臣 日本國有鐵道總裁 日本國有鐵道北海道運輸支配人 各通

意見案第十一號

文教委員長 糸川 章 夫君提出

六、三施設の整備促進に関する意見書

一、單價増のため二十六年宮初豫算で補助對象となつた六・三施設の工事は完成困難であるので補助並びに起債により實施できるよう措置を講ずるとともに二十七年以降も補助を繼續し六・三施設の完成を期せられた。

二、文部省の六・三施設整備應急最低基準(〇・七坪)未滿を解消する爲の補助費並びに寒冷積雪地の學校に雪中避難所(屋内體操場)整備のための補助費を豫算化されたい。

三、老朽危險校舍改築助成の豫算をくまれたい。

四、六・三施設整備基準を引上げ年次計畫により補助を今後も繼續しあくまで六・三・三制の完遂を期せられたい。

(理由)

一、北海道における學校舎工事の實際單價は平均木造にて坪二萬五千圓乃至二萬七千圓鐵筋にて六萬五千圓乃至七萬五千圓程度であるにひきかえ現行の補助工事の最高認證單價は木造一萬六千二百圓、鐵筋は三萬八千圓となつており、この半額が補助され、起債は平均補助金の六五%程度となつてゐるため工事の遂行が甚だ困難である現況に鑑み起債並びに補助にて本年度の工事承認坪數が實際に施工し得るよう措置を講ずるとともに尙未整備の施設相當多數に達する現況に鑑み、二十七年以降も六・三施設補助及び起債を繼續しこれが完成を期せられたいのである。

二、地方財政が枯渇して自己財源又は寄附等により學校舎の整備は殆んど困難であるにもかゝらず〇・七坪未滿の學校の不正常授業は教育上看過し難い弊をかもしており且つ年間を通し屋外にて體操遊戲をなし得る日が平均八十三日よりない本道に於て屋内體操場の必要性は切實なるものがあるのでこれが整備のための補助豫算をおそくも二十七年度内に解決するよう措置を講ぜられたいのである。

三、過去五年間の新中整備の爲に犠牲となつて放置された小學校舎の腐朽は日を追つて危險に頻し緊急に改築を迫られてゐるものに對し助成

の道を開かれないのである。

四、〇・七坪基準は單に教室、廊下、便所、玄關を整備するに止まるのでその他必要なスペースを考慮しこの基準を引上げ漸く基礎をかためつゝある六・三・三制の完成を期する方針を堅持するとともに年次計畫による補助助成の方途を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十一日

北海道議會議長 時 田 余 吉

文部大臣 大藏大臣 文部省管理局長 地方自治廳長官 地方財政委員會委員長 各通

意見案第十二號

農政委員長 土 井 干 海君提出

北海道大學獸醫學部設置に關する意見書

一、北海道大學農學部獸醫科を昭和二十七年より獸醫學部に昇格してこれが講座の増設を圖られたい。

(理 由)

獸醫學は自然科學部門の中で人醫學と並び、家畜衛生及び公衆衛生を包含する廣汎な専門科學として獨立した一體系をなすものであり、従つてその教育も亦學部或は單科大學として體制を整備充實を圖らねばならないことは先進諸國の例を見ても明らかである。斯る獸醫學教育を刷新強化し獸醫師の資質を向上せしめんとすることは我が國獸醫學關係各界の等しく強く要望せられているところである。

北海道大學農學部獸醫學科は我が國畜産の主要産地に位置し獸醫學教育上不可欠の臨床教育に對し充分な患畜を附屬家畜病院に求め得るのみならず畜産、水産、食品等の生産並びに加工場の多くを周邊に有し公衆衛生教育にも至便であつて獸醫學の教育研究には絶好の環境に恵まれ加うるに永年の歴史の上に練進有能なる教授陣を擁し總合大學の一

環として學習人格陶冶の上にも大なる利點を有することは他の獸醫教育機關に求め得ざるところである。

よつて未開發と立體的有畜農業の發展を期するため昭和二十七年より北海道大學農學部獸醫科を獸醫學部に昇格の上これらが講座の増設を圖られたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月十三日

北海道議會議長 時 田 余 吉

文部大臣 大藏大臣 文部省施設局長 北海道開發廳長官 各通
意見案第十三號

總務常任委員長 西 田 信 一君提出

北海道大學工學部應用化學科二講座 増設に關する意見書

一、北海道大學工學部應用化學科に纖維工業化學、可塑物工業化學及び工業分析基礎論、工場設計論の二講座を増設して學科内容を完成し教育の充實と研究の發展を圖り以つて北海道産業開發の促進を期せられたい。

(理 由)

北海道大學工學部においては昭和十三年國立大學における最初の燃料工學科を設立して當時北海道に誘致された人造石油工業に對して多大の寄與をなしたが終戦とともに同科の内容を擴大強化して新なる構想の下にこれを應用化學科に轉換せしめた。

即ち應用化學第一講座より第五講座及び理學第二講座の六講座より成るものであるが、新應用化學科は從來の製造化學を偏重する教育方針を一擲して「製造化學」「化學工學」「工業物理化學」の三者を均等なる構成要素とし基礎化學の充分なる知識と化學裝置に對する深い理解とを兼備するものでなければならぬにもかかわらず燃料工學科よりの轉換講座であるために、それ等の講座内容は廣く化學工學の分

野をすべて包含し得ないのは勿論であり、教官並に設備の關係で各講座が應用化學科において受持つべき専門も自ら制約されてしまつたのである。

従つて北海道の化學工業の現状と應用化學科の講座内容とを比較する時にはそこに重大な喰い違ひを發見せざるを得ない。

即ち北海道には製紙の如き大工業が現存し合成纖維工業設定の機運も濃厚であるのに纖維工業化學を専攻する講座が欠如していることは北海道の如き寒地において住宅とともに重大な考慮を拂うべき衣料の問題が最高學府において等閑に附されていることを示すものであつて北方文化の一大欠陥であると信ずる。

又最近米國の化學工業界において特に重要視されている品質管理の問題を取扱うべき工業分析、工業測定に關する講座も設置されていない斯くの如き應用化學科の欠陥は化學技術者の育成を不充分ならしめ、關係工場との緊密な協力を妨げる恐れなしとしない。

仍つて北海道總合開發の進展に呼應して前記纖維工業化學、工業分析の二講座を増設して應用化學科を完成し、本道化學工業の發展に資し以つて日本再建の急速な復興に寄與せられたいのである。

昭和二十六年八月二十日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

内閣總理大臣 衆、參議長 文部大臣 各通

意見案第十四號

土木委員長 宮 津 恂太郎君提出

北海道(室蘭)に石油輸入基地建設に關する意見書

北海道室蘭港に港内所要海面の浚渫その他海上施設を整備し、石油輸入基地を建設する措置を講ぜられたい。

(理由)

從來我が國石油の配給は京濱、阪神兩地區を輸入基地とし、これを中心として國內輸送の形態をとつてゐるがこのため輸入基地より遠隔地の石油消費者就中北海道における消費者はその間の輸送費その他を負擔することとなり物價騰貴告示による現行石油價格(本年四月改訂)について見ても一軒當り

品 種 北海道地區(南部) 京濱地區 價格差

揮發油(自動車用) 二四、五六七圓 二一、〇七五圓 三、四九二圓
重 油(B 重油) 一二、九五二圓 一〇、二一二圓 二、七四〇圓

の高額となつてをり、この實情は石油統制撤廢後においても存續することとは明らかであり、現在北海道地區石油配給量よりしても北海道地區は京濱地區に比し年に七億圓以上の負擔となるのである。斯くては現在開發途上にある北海道産業經濟に重大なる影響を及ぼすものと斷ぜざるを得ないのであるが、これが解決のためには米國イラン等よりの大型船により直輸入を行うことが重要課題と信ずるのでその他の諸種事情等よりも現在、室蘭港北面油槽群所在の前面浚渫による輸入基地建設を絶対必要と認めるので、これが浚渫並びにその他必要施設整備につき特段の措置を講ぜられたい。

右地方自治法第九十九條第二項の規定による提出する。

昭和二十六年八月二十日

北海道議會議長 蒔 田 余 吉

運輸大臣 大藏大臣 通商産業大臣 北海道開發廳長官 地方自治廳長官 各通

意見案第十五號

文教委員長 糸 川 章 夫君提出

へきすう地教員の待遇改善及び定時制高等學校教員に對し夜間手當支給に關する意見書

一、本道教育機關の充實を圖るためへきすう地教員の待遇改善及び定時

制高等學校における教員に對し夜間手當の支給措置を講じ教育上遺憾なきを期せられたい。

(理由)

新學制實施以來本道に於ても之に即應せる各種施策が講ぜられ着々とその實を挙げつゝあるが、未だ諸問題が山積し、これが打開には容易ならざるものがあり特にへきすう地における小中學校教員及び定時制高等學校教員充實の困難性は教育上重大なる支障となつてゐる。

これが原因を探索するに文化の恩恵に浴すること乏しきに拘らずこれに應ずる優遇方法を講じていないへきすう地教員の實態とその勤務の特殊性にも拘らず何等これに報いる方途を講じていない定時制高等學校教育の實際がかゝる事態を招來してゐるものといはなければならぬ。これを放置する時は教育上萬全を期し難いばかりでなく本道教育上重大なる支障を來す慮れがあるから、へきすう地勤務教員及び定時制高等學校教員に對し夫々へきすう地手當の増額、或は夜間勤務手當を支給し、これらの教育上遺憾なきを期せられたいのである。

昭和二十六年八月二十一日

北海道議會議長 蔭田 余吉

北海道知事 北海道教育委員會 各通

意見案第十六號

總務委員長 西川 信 一君提出

北海道綜合開發促進に關する意見書

一、北海道綜合開發計畫の樹立に當つては、既に道から提出せる「第一次計畫書」の要望をとり入れるとともに、これが實施のため毎年度定額百億圓に加え本道における國庫歳入超過額を財源として急速に綜合開發を達成するよう特別な措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道綜合開發事業の推進に關しては、さきに「北海道總合開發第一次計畫書」を發表し、北海道開發の方向に關し意見具申し、これが實現方について強く要請したつたところである。

目下中央においては、新長期計畫を作成中ときくのであるが此際是非第一次計畫の要望をとりいれ、可及的すみやかに總合開發計畫を樹立し、開發事業の一刻も早く促進せられるよう重ねて要望する。特にこれが財源措置に當つては左の事項につき特別な御配慮を願ひたい。

記

一、毎年度開發費の定額財源として百億圓を充當すること。

二、一の財源に加え北海道内における前年度國庫歳入と北海道開發費を除いた歳出豫算とを比較してその歳入超過額を毎年度開發費の財源に充當すること。

なお凶作災害の場合は別途考慮のこと。

三、開發事業の推進に伴う補助事業または開發に關連して生ずる事業の増加に伴う道費負擔増加にたいし、特別な措置を考慮すること。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

昭和二十六年八月二十一日

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣 大藏大臣 文部大臣 厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣 運輸大臣 郵政大臣 電通大臣 労働大臣 建設大臣 内閣官房長官 經濟安定本部總務長官 地方自治廳長官 北海道開發廳長官 北海道開發審議會々長 地方財政委員會委員長 公益事業委員會委員長 衆議院議長 參議院議長 北海道開發局長 各通

委員會

▲議會運營委員會

○八月四日午前十時三十五分開議、次の事項を決して午前十一時六分休憩
1 人事委員、監査委員等の人事問題については、圓滿に兩者共に努力中である

2 議案第四十三號及び第五十九號の撤回を了承上程する

3 齒舞及び千島返還懇請運動情況を井川副議長より報告する

4 意見案等があれば、早急議長まで提出する

5 諸般の情勢に鑑み會期を十三日まで延長する

午後二時三十二分再開、次のことを決して午後二時五十分散會

1 人事問題については本日に結論困難の情況にある

2 本會議は、午後二時五十分開議

3 議案第九十八號乃至第一百一號は、總務委員會も了承してをり上程し、知事の提案説明を受け、議案第九十八號は農政委員會に、議案第九十九

號乃至第一百一號は、豫算委員會に付託する

4 決議案第二號及び意見案第二號を上程する

○八月十一日午後一時四十分開議、議長から、道職組員關入事件についての経緯報告があり、野口副知事から、陳謝とこれに對し知事は措置を明確にしたい意向であることを述べ、次いで本會議の運営について諮り、次の事項を決して午後二時五十分散會。

1 本會議は、三時前開議、時間を延長してその後の變化は議長に一任する

2 議案第二百二號乃至第四百四號を上程し、議案第二百二號及び第四百三號は、豫算委員會に付託、議案第四百四號は委員會付託を省略して即決する

3 意見案第三號乃至第十一號を上程する

4 千島返還懇請のため、各黨から一名乃至二名の陳情者を出し、明午前

中に上京する

5 北海道議會開發審議會常任委員を十五名とし（自）四、（農）三、（社）三、（民）二、（公）二、（勞）一、の割合とする

6 土木事業促進委員會については次回に持越す

○八月十三日午前十一時三十分開議、次の事項を決して午後零時五十分一旦休憩

1 諸般の情勢により會期を二十一日まで延長、二十日本會議を開く

2 議案第二百二號乃至第四百四號及び意見案第三號乃至第十一號を上程する

3 議案第九十三號及び第九十四號の撤回を諮る

4 陳情及び請願を上程

5 本會議は、午後二時三十分開議

午後三時五十分再開、次の事項を決して午後三時四十分散會

1 出納長及び副出納長の選任について原案承認

2 道職組員の不祥事件について、開議に先きだち議長から釋明を行う

3 本件に關し、各黨代表として坂東（秀）議員（公正）が糾明質問を行う（個人質問は行わない）

4 知事の陳謝及び決意の表明

5 中央に對して行う折衝等については、極力經費節減の線に添うため、議會として上京する場合は各黨代表（與うる限り少數）の程度、委員會としては、三名以内に線を設ける

○八月二十日午前十一時五十分開議、次の事項を決して午後零時二十分一旦休憩

1 本會議は、午後二時三十分開議

2 意見案第十三號及び第十四號を上程、意見案第十二號は、土木委員長と協議の上決定する

3 土木事業促進委員會設置については、更に検討する

午後五時再開、次の事項を協議して、午後六時三十五分散會。

1 土木事業促進委員會は、北海道綜合開發促進委員會と改稱し、業界等

は入れず、委員の定数を九名とし、(自)二、(農)二、(社)二、(民)一、(公)一、(勞)一、の割合とする

2 中央における開發審議會にオブザーヴァーを出すこととし、この定數も九名とし、各黨の割合は、(自)二、(農)二、(社)二、(民)一、(公)一、(勞)一、とする。なおこの費用は、促進委員會が負擔する

3 この人選は、明日までに議長に提出する

○八月二十一日午後零時四十分開議、知事より人事問題について、引き続き努力中であるが、現在なお提案の域に至っていない旨及び道職組の不祥事件に關しその後の経過について報告したい旨の申入があり、終つて本會議の運営について諮り次の通り決して午後一時四十分一旦休憩

1 本會議は、午後二時開議

2 緊急質問、田中議員(自由)、土井議員(農協)

3 知事の答辯及び道職組の不祥事件に關するその後の経過報告

4 議會運営委員の更迭、窪田議員(公正)辭任、平野議員(公正)補充

5 時間延長して休憩、勞農黨より緊急質問に關して釋明ある場合は、再開後の本會議において行う

午後六時五十七分再開、次の事項を決して、午後七時十五分散會。

1 本會議は、午後七時三十分再開

2 緊急質問、池戸議員(勞農)

3 副知事答辯

4 議事の進行上會期を一日延長

○八月二十二日午前十時三十分開議、次の事項を決して、午前十一時三十分休憩

1 本會議は、午後一時開議

2 付託案件に對する、豫算審査特別委員長の審査経過並びに結果について報告

3 同じく、總務、文教、衛生、林務、民生、農政、水産、土木各委員會の審査経過並びに結果について報告

4 採決

5 會議案第一號、決議案第三號及び意見案第十四號乃至第十六號を上程する

6 請願及び陳情を上程する

7 北海道議會開發審議會規約の變更については、該委員會に委嘱する

午後九時四十分再開、次の事項を決して午後十一時散會。

1 本會議は、午後十一時十分再開

2 議案第百六號乃至第百八號(人事關係)を上程し、知事の説明を聞き採決は起立の方法による

2 會議案第一號、決議案第三號並びに意見案第十四號乃至第十六號を上程、本案はいづれも提案の趣旨辯明を省略し採決する

4 決議案第四號を上程、提案の趣旨辯明並びに討論を行う

5 諸般の情勢如何によつては、會期を一日延長し、その場合の明日の開議豫定は、午前零時十分とする

▲豫算審査特別委員會

○八月一日午前十時十五分議場で開議、勞働部、衛生部、民生部、土木部開拓部、農地部、建築部各所管の豫算内容について質疑應答があつて午後五時二十分散會。

○八月二日午前十時五十八分議場で開議、教育委員會、總務部所管の豫算内容について質疑應答があつて午後四時五十八分散會。

○八月三日午前十時四十五分議場で開議、林務部、水産部各所管の豫算内容についての質疑應答を行い、一應質疑を了し、更に付託議案全部について、慎重審議の必要ありとして十五名よりなる小委員會を設けることに決定、小委員を選任して委員會は小委員會の報告あるまで休會することに決定して午後四時散會。

○八月二十日午後一時議場に於て開議、西田小委員主査(自由)より小委員會は八月四日より會議にはいり、主査を決定し、小委員會の運営方針に

ついで協議の結果、各黨の修正意見を持ち寄り、それぞれ審議を行うことになり、六日、八日、九日、十三日乃至十七日、二十日の十日間を要して修正意見の一致を見た旨の小委員会の審査結果について報告があり、これにもとづいて慎重審議の結果修正案及び委員長の報告書を纏め午後四時豫算委員会を閉じた。

▲總務委員會

○八月四日午後零時第三委員室で開議、開發計畫課長より、開拓行政についての状況を聴取し、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第三十七號北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件外八件を原案可決、議案第三十八號北海道人事委員會の委員の給料額、旅費額、報酬及び費用辯償並びにその支給條例設定の件外五件については慎重検討の要ありとして小委員會で研究することと決定して小委員に、塚田(勞農)、伊藤(公正)、齋藤(社會)、吉田(定)(農協)、桑野(自由)、中山(民主)の各委員を選任、次いで請願第二十九號上川支廳土別稅務出張所設置の件外三件を採擇、請願第百三十二號頓別村を町となすの件は保留、陳情第七十九號生活補助金支給に關する件外一件を採擇と決して午後二時五十分散會。

○八月九日午後四時五分第二委員室で小委員會を開議、委員會より付託された議案について審議し、議案第三十八號北海道人事委員會の委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用辯償並びにその支給條例設定の件外二件を修正可決、議案第七十二號北海道議會議員報酬及び費辨償條例の一部を改正する條例設定の件は原案可決、議案第九十三號職員に對する年末一時金貸の付件中議決變更の件外一件については理事者側において撤回することの、意思表明があつて午後四時三十五分散會。

○八月十日午後三時二十分第一委員室で開議、小委員會より報告の各議案を小委員會報告の通り決定、次いで陳情の審査にはいり、陳情第百五十八號北海道自治講習所改築費相當額計上方の件を採擇した後、財政その他に關する意見案及び決議案について協議を行い、午後四時十五分散會。

○八月十三日午後三時三十五分第二委員室で開議、意見案第十二號北海道大學工學部應用化學科二講座増設に關する件及び決議案第三號地方財政確立に關する要望決議を原案通り可決、決議案第四號行政事務及び機構の簡素化に關する決議については異論があり、本案と保留して午後四時二十三分散會。

○八月二十日午後四時五十五分第一委員室で開議、付託議案の審議にはいり、議案第七十七號、工事請負契約の締結に關する件を原案可決、十三日保留とした行政簡素化に關する決議案について協議したが結論を得ないままに再保留とし、請願の審査にはいり、請願第百三十二號頓別村を町となすの件を再保留して午後六時三十分散會。

○八月二十一日午前十一時四十分第一委員室で開議、理事者側より委嘱申出の地方競馬運営委員に林(民主)、伊藤(公正)、塚田(勞農)の各委員を推薦決定、次いで從來總務委員會で行つていた圖書室の管理を、議會運營委員會に切替へすることを決定、行政簡素化に關する決議並びにこれが特別委員會の設置の可否について審議にはいつたが、結論を得るに至らず午後七時十分散會。

○八月二十二日午後四時十分第一委員室で開議、行政簡素化に關する特別委員會の設置については異論があり纏らず林委員(民主)より行政簡素化に關する決議案を議員提出として本會議に上程の上、これが調査を總務委員會に付託すべき旨の動議を提出、これを議題とし起立の方法による採決の結果賛成多數にてこれを決定、午後五時五分散會八月二十三日午後二時議長室で開議、行政機構簡素化に關する決議にもとづきこれが調査方針について協議の結果、これに關する基礎資料を蒐集することに決定して午後三時三十五分散會。

▲文教委員會

○八月十日午後四時二十分第一委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査にはいり、議案第四十二號北海道立學校の授業料、入學料、入學檢定

料及び寄宿舎使用料條例の一部を改正する條例設定の件外一件を原案可決
請願第二十八號室蘭ろう學校増築に關する件外八件を採擇、請願第九十四
號認定講習豫算復活要望の件一件は不採擇、請願第二十七號苫小牧高等學
校に綜合クラブ活動教室建設費に對し道費補助の件外二件を保留、陳情第
三二號大野農業高等學校施設充足方促進の件外五件を採擇とそれぞれ決定
して午後五時四十五分散會。

○八月二十一日午前十時四十分第一委員室で開議、陳情の審査にはいり、
陳情第百七十二號高等學校定時制の整備擴充の件を採擇して午前十一時四
十分散會。

▲水産委員會

○八月四日午前十一時第一委員室で開議、道外機船底曳網漁業の入會反對
に關する意見案を本會議に上程することを決定、次いで付託請願、陳情の
審査にはいり、請願第四十三號北海道漁業共濟特別基金出資に關する件外
二件を採擇、請願第百九號水産試驗場桧山分場設置の件は不採擇、請願第
二十三號室蘭市に道立水族館設置に關する件を保留、陳情第二十七號沿岸
漁田改良施設に對し道費補助の件外八件を採擇請願第二十三號機船底曳網
漁業海區制度變更反對の件は不採擇、陳情第二十二號道立水族館並びに水
産博物館誘致の件外二件は保留とそれぞれ決定して午後五時十分散會。

○八月九日午前十時第二委員室で開議、他府縣よりの機船底曳網の入漁禁
止に關する意見案を審議本會議に上程することに決定、同十一時三十分散
會。

○八月二十一日午後一時第二委員室で開議、付託請願の審査にはいり、請
願第百四十八號從來免許の鰯定第百六十八號及び第百七十二號の漁場が第
二種共同漁業權に編入は不當につき之をいなし鰯定置漁業權として追加の
件外一件を不採擇と決定、午後三時散會。

▲民生委員會

○八月九日午前十一時四十分第一委員室で開議、付託陳情の審査にはいり、
陳情第百五十二號北海道消費生活協同組合運轉資金貸付制度設定の件外二
件を採擇に決して午後零時十分散會。

▲農政委員會

○八月一日午前十時第一委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査に
はいり、議案第五十六號北海道農產物受檢條例設定の件を原案可決、請願
第五十二號農產物檢査法第二十一條にもとづく道條例設定の件及び、陳情
第一號地力増進對策に關する件外二十七件を採擇、陳情第百十四號北海道
畜產推進協議會に對する道費助成の件外一件を保留、とそれぞれ決定して
午後零時三十分散會。

○八月六日午前十一時第一委員室で開議、付託議案、請願及び陳情の審査
にはいり、議案第九十八號北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例
設定の件を原案可決、請願第百三十一號乳牛貸付方の件外一件を採擇、請
願第百十七號白糠町に家畜保健衛生所設置の件外一件は保留、陳情第百五
十四號肢蹄保護對策の件を採擇とそれぞれ決定して午後零時散會。

○八月十一日午後三時第三委員室で開議、意見案、請願及び陳情の審査に
はいり、意見案第七號綿羊生産増強對策に關する意見書外二件を原案可決
請願第百四十六號農業協同組合に對する育成強化の件及び陳情第百六十七
號酸性土壤改良促進の件外一件をそれぞれ採擇と決して午後三時四十五分
散會。

▲衛生委員會

○八月十一日午後二時第三委員室で開議、付託請願の審査にはいり、請願
第百二十號帶廣保健所廣尾支所昇格の件外二件を採擇、請願第百二十一號
北海道調理士條例設定の件は保留、と決して午後二時五十分散會。

▲商工委員會

○八月一日午前十一分四分第一委員室で開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第二十六號小樽市に（天狗山）スキーリフト架設の件外二件を採擇、陳情第四十一號地代家賃統制に要する事務費の全額交付の件は總務委員會に付託、陳情第六十七號中小企業相談所に補助金増額交付の件外四件を採擇、陳情第四十八號伸鐵工業の助成に關する件外二件は保留、とそれぞれ決定、特殊電力料金設定に關する意見案及び青函航送航路の貨物運賃改訂に關する意見案並びに青函連絡運輸確保に努力する海上保安部並びに國鐵從業員に對する感謝決議案を本會議に上程することを決定して午後一時三十分散會。

○八月七日午前十一時三十五分第二委員室で開議、付託請願第三百三十七號北海道立工業試驗場留萌支場廳舎開放の件を保留、青函航路の貨物運賃改訂に關する意見案及び電力料金値上げによる影響産業の特殊料金設定に關する意見案を本會議に上程することに決定して午後一時三十分散會。

○八月二十一日午後一時第二委員室で開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第五百五十三號北海道證券金融株式會社に對し道費出資方の件及び、陳情第六百六十五號東京都に道立木製品組立仕上工場並びに販賣所設置の件並びに陳情第六百六十九號小水力發電に伴う農産加工業に道費補助の件を保留、と決定、次いで道立工業試驗場留萌支場の運営方針、事業計畫、人員經費等に關する桶谷商工部長からの答辯書について阿久津工業試驗場長から概括的な説明を聴取、それに對する質疑應答があり、審議未了のまま午後二時三十分散會。

▲労働委員會

○八月一日午後一時三十五分第二委員室で開議、労働會館及び共同作業所の運営について審議を行い、午後二時三十五分散會。

○八月七日午後一時三十分第二委員室で開議、付託請願の審査にはいり、請願第三百二十五號苫小牧労働會館設置に補助金交付の件を採擇し、午後一時四十分散會。

▲開拓委員會

○八月十一日午後一時四十分第二委員室で開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第二百二十八號幌加内村朱鞠内及び溫根別村北線開拓道路開さくの件及び、陳情第八十二號小清水村営場野地區開發方の件外一件をそれぞれ採擇と決定して午後二時四十分散會。

▲土木委員會

○八月三日午前十一時四十五分第一委員室で開議、付託議案の審査にはいり、議案第六十五號財産取得に關する件、外二件を原案可決、議案第七十八號土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔の件外二件を保留と決しついで土木施設状況調査のため稚内及び函館兩土木現業所管内に委員を派遣することを決して午前十一時二十分散會。

○八月七日午前十一時三十分第一委員室で開議、付託請願の審査にはいり、請願第八號準地方費道網走瀧上線道路中上渚滑村二十四線から二十七線に至る道路改良工事實施の件外五十二件を採擇、請願第四十二號夕張川支流ベシケ川を準用河川に昇格の件外十二件を調査保留、請願第八十七號清水町、芽室町、音更村に至る延長二十四軒を準地方費道に編入の件を不採擇と、それぞれ決定、次いで國道路線の認定に關する意見書の提出について諮り文案等を委員長に一任して午後三時四十分散會。

○八月八日午前十一時第一委員室で開議、付託陳情及び請願の審査にはいり、陳情第十號白老、大瀧間道路を地方費道に編入の件外五十件及び請願第七十三號町村道清水町宇人舞基線道路を準地方費道に昇格の件外三件を採擇、陳情第六十號熊石村泊川港築設の件外四件及び請願第三百三十九號厚岸本町一真龍町間に橋梁架設の件外一件を調査保留、陳情第五百五十六號漁港修築費中船舶機械修理費の地元負擔廢止の件及び陳情第三百三十三號町村道十七線道路延長一軒八十米を準地方費道として昇格方の件を不採擇とそれぞれ決定、さきの委員會で決定した國道認定に關する意見案文を諮り異

議なくこれを提案することに決し、次いで木村土木部次長より昭和二十七年公共事業費概算要求資料の説明を聴取して午後二時五十分散會。

○八月十一日午前十時五十分第一委員室で開議、付託議案の審査を豫算特別委員會の進捗状況より保留し、付託陳情第百六十六號赤平町空知川沿線に對し防災工事實施の件を採擇し、室蘭港北面石油基地前面液渌の件に關し意見案を提出することを決しその文案を委員長に一任午前十一時十分散會。

○八月十三日午前十時五十分第一委員室で開議、室蘭港石油基地設置に關する意見案文を諮り異議なくこれを決定、次いで付託議案の審査に入りそれぞれ意見を聴取したが、更に審査の必要を認め理事者に對し關係の資料を要求して保留し、午前十一時五十分散會。

○八月二十一日午前十一時四十分第一委員室で開議、直ちに付託議案の審査に入り、議案第百七十八號土地改良事業助成に對する豫算外義務負擔の件を修正可決、議案第百八十九號物件購入契約の締結に關する件及び議案第百九十九號工事請負契約の締結に關する件を原案可決し北海道室蘭に石油輸入基地建設に關する意見案を再確認して、付託請願並びに陳情の審査を行い請願第百四十七號地方費による道路變更開さくの件を調査保留、請願第百五十一號中石狩橋取付道路を直線設定の件外三件を採擇、陳情第百七十一號は總務委員會に付託替とすることをそれぞれ決定して午後四時散會。

▲建築委員會

○八月九日午前十一時十分第二委員室で開議、付託請願及び陳情の審査にはいり、請願第三十五號庶民住宅建具を北海道家具工業協同組合連合會製品に指定の件外一件を不採擇、陳情第二十八號農村モデル住宅建築に對し道費助成の件外二件を採擇、陳情第百九號建設工事の適正價格及び請負額増額の件を不採擇、とそれぞれ決定して午後一時四十五分散會。

▲議會開發審議會常任委員會

○八月二十三日午後一時議長室で開議、道總合開發委員會事務局堀次長より總合開發第一次五カ年計畫に對する今後の見透しについて説明を聴取午後二時二十分散會。

○八月二十九日午後一時三十分議長室で開議、中央總合開發審議會會議に出席の井川副議長より會議の状況並びに經過について報告を聴取し、次回の議會開發審議會常任委員會には中央開發審議會參與（道議會議員）の出席を求めることに決定、午後四時散會。

請願・陳情

▲請願

第四回定例道議會において各常任委員會に付託した請願はつぎのとおりである。

付託委員會	請願番號	件	名	請願者
土木	請願第一三號	天壇川支流大牛朱別川線改修工事施行の件	溫根別村長	
同	同第一二七號	和寒村西和及溫根別村大牛別間道路開さくの件	同	
同	同第一二九號	劍淵村及上上別間町村道を準地方費道として指定の件	劍淵村長	
同	同第一三三號	冬季間自動車輸送道路確保に要する除雪機械購入及設備に對し道費助成の件	旭川池方道路運送協會長	
同	同第一三四號	天壇川切替改良工事施行の件	天壇町長	
同	同第一三五號	名寄稚内間地方費道の一部路線變更の件	同	
同	同第一三六號	天壇港灣施設工事施行の件	同	
同	同第一三九號	厚岸本町―眞龍町間に橋梁架設の件	厚岸町長	
同	同第一四〇號	厚岸港護岸災害復舊工事に對し補助金交付方の件	同	
同	同第一四一號	道路開さく工事施行の件	瀬棚町長	
同	同第一四二號	大野村七飯村間を道路改修工事施行の件	大野村長	
同	同第一四三號	北見市川東より端野村協和を經て美幌町豊岡に至る市町村道を準地方費道に昇格方の件	北見市川東市川森外五一四名	

同	同第一四七號	地方費による道路變更開さくの件	上富良野堀川淺治外一七三名
同	同第一五〇號	流水被害對策救済道路補修工事に對し道費補助の件	昆布森村長
同	同第一五一號	中石待橋取付道路を直線設定の件	砂川町長
同	同第一五四號	香深知床線尺忍本線同支線を準地方費道に認定の件	香深村長
同	同第一五七號	中小上水道敷設事業實施の件	中小上水道期成會長
同	同第一五九號	千歲町街路側溝工事施行の件	千歲町長
農政	同第一一六號	由仁町に家畜保健衛生所設置の件	由仁町長
同	同第一一七號	白糠町に家畜保健衛生所設置の件	白糠村長
同	同第一二三號	本別町に家畜保健衛生所設置の件	本別町長
同	同第一三一號	乳牛貸付の件	錢龜澤村長
同	同第一三八號	北海道産雜穀馬鈴薯澱粉の強制移出検査實施の件	小樽雜穀澱粉産業組合理事長
同	同第一四六號	農業協同組合育成強化の件	北指農連會長
衛生	同第一二五號	苫小牧市に道立結核療養所設置の件	苫小牧市長
同	同第一二〇號	帶廣保健所廣尾支所昇格の件	廣尾町長
同	同第一二二號	北海道調理士條例設定の件	日本料理研究會長
同	同第一三〇號	岩内町に結核療養所設置の件	岩内町長

同	同第一四四號	稚内保健所天端支所を本所に昇格の件	天端町長
同	同第一四九號	昆布森村宇老若舞に道立診療所設置の件	昆布森村長
同	同第一五六號	道立釧路保健所厚岸支所を本所に昇格の件	厚岸町長
同	同第一五八號	北海道製藥株式會社に對し道費により補助又は融資の件	北海道製藥株式會社社長
文	救同第一一八號	廣尾高等學校の道立移管の件	廣尾町長
同	同第一一九號	北海道字圖書館建築資金助成の件	北海道字圖書館長
水	同第一二二號	崙山岬救護所施設を道費を以て購入の上無料貸付の件	般法華村長
同	同第一四八號	從來免許の上編第一六八號及第一七二號の漁場が第二種共同漁業權に編入は不當につき之をいわずに決定置漁業權として追加の件	上磯町植田健之丞
同	同第一五五號	新漁業權免許の件	美幌漁業組合長
商	同第一二四號	工業振興機械貸與方の件	日本罐詰帶廣工場
同	同第一三七號	北海道立工業試験場沼尻支場々令開放の件	沼尻市長
同	同第一五三號	北海道證券金融株式會社に對し道費出資方の件	北海道證券社長
勞	同第一二五號	苫小牧労働會館設置に補助金交付方の件	苫小牧市長
開	同第一二八號	幌加内村朱鞠内及溫根別村北線開拓道路開さくの件	溫根別村長
總	同第一三二號	頼別村を町となすの件	頼別村長
林	同第一四五號	北海道林產物検査條例の一部改正反對の件	木材協會長

▲陳 情

第四回道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

付託 委員會	陳情番號	件	名	陳情者
土	本陳情第一五〇號	農林省所管災害復舊工事費に對する補助の件		神居村長
同	同第一五一號	昭和二十六年度土地改良事業推進の件	北海道土地改良促進會	長
同	同第一五六號	漁港修築費中船舶機械修理費の地元負担廢止の件	北海道港灣漁港協會	會長
同	同第一五七號	納内多度志深川間町村道を準地方費道に昇格の件	多度志村長	
同	同第一六三號	町村道十七線道路延長一杆八〇米を準地方費道として昇格の件	石狩町長	
同	同第一六四號	準地方費道帶廣本別線中の橋梁（蓬來橋）架替工事の件	音更村長	
同	同第一六六號	赤平町空知川沿線に對し防災工事實施方の件	赤平町長	
同	同第一七一號	公共事業の建設業者に對する金融措置の件	道土木事業促進委員會	委員長
農	同第一四九號	道有貸付牝牛に關する件	留萌町村會長	
同	同第一五四號	家畜肢蹄保護對策の件	北海道肢蹄會	會長
同	同第一六七號	酸性土壌改良促進の件	留萌管内耕土改良協議會	會長
同	同第一六八號	耕土改良事業促進の件	同	

同	同第一七〇號	耕土改良用機械貸付方の件	日高農組連會長
民	生同第一五二號	北海道消費生活協同組合連轉資金貸付制度設立の件	清水澤生活協同組合長
同	同第一五九號	消防施設充實の件	町村會長
同	同第一六〇號	北海道消防學校開設の件	留萌管内消防團長會々長
文	教同第一五三號	教育制度充實の件	父母と先生の會連合會長
同	同第一五五號	學校教職員の旅費増額の件	沼田町長
同	同第一七二號	高等學校定時制の整備擴充の件	市議會議長會長
同	同第一七五號	北海道北方科學教育講習會開催費支出方の件	北海道科學教育研究會々々長
開	拓同第一六一號	開拓者に對する道有貸付牛の割當の件	北海道開拓者連盟書記長
水	産同第一六二號	機船底曳網漁業取締規則改正の件	北海道機船底曳網漁組連合會長
同	同第一七四號	本年度建造の北海道漁業取締船を函館船渠株式會社函館造船所に造船方の件	函館市長
商	工同第一六五號	東京都に道立木製品組立仕工場並に販賣所設置の件	上川木工有限會社
同	同第一六九號	小水力發電に伴う農産加工業に道費補助の件	豊平町長
建	築同第一七三號	道における住宅對策確立の件	市議會議長會長
總	務同第一五八號	北海道自治講習所改築費を相當額計上方の件	市長會長

▲請願

第四回定例道議會で採擇と決した請願は次の通りである。

請願番號	件	名	請願者
請願第二號	薄荷蒸溜機に對し道費助成の件	長	北海道薄荷耕作組連會
同第三號	村營ラジオ共同聴取施設に對し道費助成の件		釧路村長
同第四號	農業協同組合の育成並びに資金對策の件		北指農連會長
同第五號	積雪寒冷作地帯振興對策の件	同	外七名
同第六號	農業改良(生活改善)普及員増員の件	檜山町村會長	外一名
同第七號	農業試験場設置の件		宗谷地區指農連會長 外二四名
同第八號	準地方費道網走線上、網走路中上落滑村二十四線から二十七線に至る道路改良工事實施について	上落滑村長	
同第九號	準地方費道上落滑丸瀬布線道路改修工事實施について	同	
同第一〇號	上落滑村上古潭九號から紋別町鴻之舞に至る道路開さく工事について	同	
同第一二號	道立診療所設置の件	佐呂間村長	
同第一三號	床丹原野道路の改良工事に對し補助の件	同	
同第一四號	道立診療所設置の件	檜山開發協議會長	
同第一五號	町立羽幌病院を道立に移管の件	羽幌町長	
同第一六號	サロマベツ川(地方費道)舊河口掘開工事施行の件	佐呂間村長	

同 第一五號	カロマベツ川（地方費河川）の護岸工事施行の件	同
同 第一六號	富武士原野道路を準地方費道に昇格の件	同
同 第一七號	準地方費道側溝施設工事着工の件	同
同 第一八號	苫小牧一千歳町字鳥棚舞間道路を地方費道に昇格の件	苫小牧市長
同 第二〇號	廣尾港修築簡易工事施行について	廣尾町長
同 第二一號	千代田渡船場備付の渡船改造の件	幕別町長
同 第二二號	汐止川切替工事施行について	龜尾部落民代表者 高橋一 外一三五名
同 第二四號	弟子屈町地方の開拓促進に關する件	弟子屈町開拓農協 田中寅三 外二名
同 第二五號	北海道家畜貸付規則による牝牛貸付に關する件	中川村長
同 第二六號	小樽市に（天狗山）スキーリフト架設の件	小樽スキー連盟會長 外二名
同 第二八號	室蘭ろう學校増築に關する件	室蘭ろう學校長
同 第二九號	上川支廳土別稅務出張所設置の件	土別町長 外六名
同 第三〇號	函館中部高等學校々舎改築の件	函館父母と先生の會長 外三名
同 第三一號	北海道函館工業高等學校運動場増築工事施行の件	函館父兄教師會長 外一名
同 第三二號	久遠郡貝取洞村字平濱に船揚場築設に對し相當額補助の件	貝取洞村長 外三名
同 第三三號	石炭手當寒冷地手當及寒冷地給與審議會設置の件	全官勞組協議長

同 第三四號	北見北斗高等學校（定時制）給食堂設置の件	北見北斗學校PTA會長 外十二名
同 第三七號	赤平町字共和に溜池新設の件	赤平町長
同 第三八號	昭和二十六年度道營競馬追加開催の件	北海道馬主代表 大熊芳太郎 外一名
同 第三九號	北海道交通船協會加盟定期航路就航各業者に對し補助金並びに船賃改善助成金制度設定の件	北海道交通船協會會長
同 第四〇號	北海道町村議會議長會に對し百五十萬圓交付方の件	町村議會議長
同 第四一號	小清水村祇草奥池一四八三町步開放促進の件	小清水村長
同 第四三號	北海道漁業共濟特別基金出資に關する件	北海道漁業協同組合連合會
同 第四四號	美唄高等學校定時制課程を獨立校とするの件	美唄高等學校期成會長
同 第四五號	北見學區高等學校職業教育施設充實の件	北見學區期成會長
同 第四六號	準地方費道紋別旭川線補修工事施行の件	上川村長 外三名
同 第四七號	赤平町市街測溝工事道費による繼續施行の件	赤平町長
同 第四八號	準地方費道茂尻砂川線改良工事施行方の件	同
同 第四九號	赤平町百戸橋國費による架橋方の件	同
同 第五二號	農産物検査法第二十一條にもとづく道條例設定の件	帶廣商工會議所會頭
同 第五三號	厚岸町營魚揚場新設工事の件	厚岸町長
同 第五四號	準地方費道熊石八雲間道路改修の件	熊石村長 外一名

同第五五號	町村道赤平線改良工事施行の件	赤平町長
同第五六號	初山別村有明土功組合直営による貯水池設置事業を道費による補助事業として認可の件	初山別村長
同第五七號	十勝管内土地改良事業に對し補助金交付の件	幕別農協組合長 外二四名
同第五八號	弟子屈原野開拓地の下水道工事施行の件	弟子屈町長
同第五九號	町村道遠野停車場連絡道路補修工事に對し補助の件	釧路村長
同第六〇號	錢龜澤村志海苔に漁港築設の件	錢龜澤村長 外二名
同第六二號	根室町花咲港擴張工事變更の件	根室町長
同第六四號	齒舞村瑤瑤港簡易工事の件	齒舞村長
同第六五號	伊達町壯瞥村間道路（町村道）を地方費道として認定の件	伊達町長
同第六六號	釧路支廳管内農業改良普及員増員配置の件	釧路國協議會長
同第六七號	簡易軌道復舊に對し道費補助の件	簡易軌道運行組合連合會長
同第六八號	鬼鹿村港町、苦前町字三溪間道路新設方の件	鬼鹿村長 外一名
同第六九號	全道家畜共進會に對し道費助成の件	道指導連合會長
同第七〇號	傳食馬の殺處分手當に關する件	十勝町村長會々長
同第七一號	後志支廳管内の農道の新設改良工事に對する補助の件	後志管内町村長會々長 外五名
同第七三號	町村道清水町字人舞基線道路を準地方費道に昇格の件	清水町長

同第七四號	日勝連絡道路の開さく工事施行の件	同 外一名
同第七六號	尾幌原野干拓工事施行の件	厚岸町長
同第七七號	後志支廳管内の暗渠及排水事業に對する補助の件	後志管内町村長會々長 外五名
同第七八號	達布橋新架設について道費補助の件	沼田町長 外一名
同第八〇號	傳食殺處分手當金の繰替支給方の件	道畜産推進協議會 代表
同第八一號	新通運業者に對する事業税減免の件	道新通運業會々長 外二十三名
同第八三號	町村道日國內―湯山別線道費補助改良工事の件	南尻別村長
同第八四號	町村道南尻別村昆布驛市街―豊浦町大岸市街間線を地方費道に昇格の件	豊浦町長 外二名
同第八五號	準地方費道佐呂間字下佐呂間若佐村四十九間道路を地方費道に認定の件	佐呂間村長
同第八六號	釧路管内伊達町市街―壯瞥村農協事務所間町村道の地方費道移管の件	伊達町長 外一名
同第八八號	幌加内村朱鞠内を起點とし名寄町初茶志内に至る道路新設の件	幌加内村長
同第八九號	函館市道費支辨河川汐止川の改修工事實施の件	函館市長
同第九〇號	北海道工礦業振興機械貸付條件に基く貸付機械豫算總額増加の件	道産業機械工業協同組合 理事
同第九一號	北海道産業機械工業共同組合の共同施設費に對し道費補助の件	同
同第九三號	定時制夜間課程教職員手當の復活について	道高校教職組執行委員 長
同第九五號	幌別町カルスペンケ間道路（觀光道路）補修方の件	幌別町長

同 第九六號	幌別町俱多樂觀光道路管理方の件	幌別町長
同 第九七號	幌別町鑛山道路改良工事に對し道費施行方の件	同
同 第一〇一號	幌別町カルルス路線道路改良工事施行の件	同
同 第一〇三號	幌別町富浦漁港に突堤防砂堤を新設方の件	同
同 第一〇四號	水源地附近の伐採中止植林應急工事施行の件	名寄土地改良理事長
同 第一〇五號	天賣村に道立診療所設置の件	天賣村長 外一名
同 第一〇六號	苫前町字古丹別一小川農耕地終端間道路改良工事及び同終點から苫前炭礦間道路新設の件	苫前町長
同 第一〇八號	靜内町字田原地區に暗渠排水工事施行の件	靜内農協組合長
同 第一一〇號	米作用魚粕確保の件	道農復興會議長
同 第一一一號	夕張北高校教室増築の件	夕張市長 外一名
同 第一一二號	種畜對策に對し豫算措置の件	北指連會長
同 第一一三號	釧路市内地方費道及び準地方費道改良促進方の件	釧路市長
同 第一一四號	大雪山ベーパーン觀光道路新設工事施行の件	東旭川村長
同 第一一五號	苫小牧市に道立結核療養所設置の件	苫小牧市長
同 第一一九號	北海道字圖書館建築資金助成の件	北海道字圖書館長
同 第一二〇號	帯廣保健所廣尾支所昇格の件	廣尾町長 外二名

同 第一一二號	蕨山岬救難所施設を道費を以つて購入の上無料貸付の件	榎法華村長 外一名
同 第一二五號	苫小牧勞働會館設置に補助金交付の件	苫小牧市長 外二名
同 第一二六號	天壇川支流犬牛朱別川線改修工事施行の件	溫根別村長
同 第一二七號	和寒村西和及溫根別村犬牛別間道路開さくの件	同 外二名
同 第一二八號	幌加内村朱鞠内及溫根別村北線間開拓道路開さくの件	同
同 第一三〇號	岩内町に結核療養所設置の件	岩内町長 外一名
同 第一三一號	乳牛貸付方の件	錢龜澤村長 外二名
同 第一三四號	天壇川切替改良工事施行の件	天壇町長
同 第一三五號	名寄稚内間地方費道の一部路線變更の件	同
同 第一三六號	天壇港灣施設工事施行の件	同
同 第一三八號	北海道産雜穀馬鈴薯澱粉の強制移出検査實施の件	小樽雜穀澱粉組合理事長
同 第一四一號	道路開さく工事施行の件	瀬棚町長 外一五名
同 第一四二號	大野村七飯村間を道路改修工事施行の件	大野村長 外三名
同 第一四三號	北見市川東より端野村協和を經て美幌町豊岡に至る市町村道を準地方費道に昇格方の件	川東市川壽 外五一四名
同 第一四四號	稚内保健所天壇支所を本所に昇格の件	天壇町長
同 第一四六號	農業協同組合育成強化の件	北海道折農協組連會長 外一名

同 第一五〇號	流水被害対策救済道路改修工事に對し道費補助の件	昆布森村長
同 第一五一號	中石狩橋取付道路を直線設定の件	砂川町長
同 第一五四號	香深知床線八忍本線同支線を準地方費道に認定の件	香深村長
同 第一五七號	中小上水道敷設事業實施方の件	北海道中小上水道期成會長 外一名

第四回定例道議會で不採擇と決した請願は次の通りである。

請願番號	件	名	請願者
請願第一號	幕別町相川に農業試驗場十勝支場の分場設置の件	幕別町長	
同 第一九號	水産試驗場樽山分場設置の件	樽山開發協同會長	
同 第三五號	庶民住宅建具を北海道家具建具工業協同組合連合會製品に指定の件	北海道家具建具工業協同組合 組連合會 外一四〇〇名	
同 第三六號	庶民住宅用建具用材を道有林中から特賣の件	同	
同 第八七號	清水町芽室町普更村に至る延長二四軒を準地方費道に編入の件	清水町長	
同 第九四號	認定講習豫算復活要望の件	北海道教職員組合執行委員長	
同 第九八號	幌別中學校々庭敷地に對し道費による工事施行の件	幌別町長	

▲陳 情

第四回定例道議會で採擇と決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件	名	陳情者
陳情第一號	池力増進對策に關する件	北見地方農業協同組合連合會々々長	

同 第二號	心土耕混層耕事業促進方の件	北海道耕土改良協議會會長
同 第三號	家畜人工授精所を道營とするの件	士別町長 外十五名
同 第四號	耕土改良用機械器具貸與方の件	豊富村長 外二名
同 第五號	農民寮設置費に對し道費助成の件	酪販連内農民寮理事長 外九名
同 第七號	社團法人北海道味噌醬油研究所に對し道費助成の件	北海道味噌醬油研究所會長 大正村 遠藤太三郎 外十四名
同 第八號	北海道甜菜耕作振興對策に關する件	空知生産農業協同組合連合會長 外一名
同 第九號	耕土用機械貸與方の件	白老村長
同 第一〇號	白老、大滝間道路を地方費道に編入の件	白老村長
同 第一一號	地方費道及び準地方費道の改修促進の件	釧路商工會議所會頭
同 第一二號	愛別川架設布引橋架換について	愛別村長 外一名
同 第一三號	居邊川の護岸工事及び築堤工事施行について	池田町長 外一名
同 第一四號	利別川新水路により切斷される町村道に架橋の件	同
同 第一五號	留壽都村に道立診療所設置の件	留壽都村長
同 第一六號	津別町字本岐市街に道立診療所を設置の件	津別町長 外一名
同 第一七號	津別町津別市街より字高台に至る道路に對し道費補助の件	同
同 第一八號	地方費道帶廣網走線の中本岐二又間道路改良工事繼續施行の件	同

同 第一九號	津別町津別市街地町道側溝工事に對し道費助成の件	津別町長	外一名
同 第二〇號	津別市街地―最上、開盛―北見間道路を地方費道に昇格及び改良工事施行の件	同	外一名
同 第二一號	看護婦養成所設置の病院へ道費補助の件	市立札幌病院長	
同 第二四號	眞狩川支流南別川河川改修工事に對し道費補助の件	眞狩村長	外一名
同 第二五號	町村道知來別狩太道路の改良工事に對し助成の件	同	
同 第二六號	野幌開拓地の用水設備並びに農道補修工事に對する道費補助の件	洞山農業協同組合石狩地蔵協議會長	
同 第二七號	沿岸魚田改良施設に對し道費補助の件	宗谷支廳管内漁業協同組合長	
同 第二八號	農村モデル住宅建築に對し道費助成の件	指導連合會會長	外三名
同 第二九號	網走市鰯浦以東小清水村古樋に至る地區の道立公園に編入の件	網走市長	
同 第三〇號	昭和二十六年度貸付牛計畫實施の件	栗澤町長	外一名
同 第三一號	大野農業高等學校施設充足方促進の件	北海道農業高等學校父母と先生の會々長	
同 第三三號	公民館設置に對し道費補助の件	中支知社會教育委員協議會砂川會場議長	
同 第三四號	北海道農業高等學校々舎増築の件	永山農業高等學校校長	外三名
同 第三五號	札幌ろう學校々舎建築の件	札幌ろう學校PTA會長	
同 第三六號	北海道社會福祉協議會經費助成に關する件	北海道社會福祉協議會々々長	
同 第三七號	地方費道並びに準地方費道路舗裝新設工事施行の件	札幌市長	

同 第三八號	栗澤土地改良區自彊水揚に對し道費補助の件	栗澤町土地改良區理事	外十一名
同 第三九號	交通事故防止のため道路改善補修工事施行促進の件	北海道交通安全協會連合會々々長	
同 第四〇號	松前町を國庫補助住宅地として指定の件	松前町長	
同 第四三號	船入瀬及び霧笛設置に關する件	落石漁業協同組合組合長	
同 第四四號	漁港新設に關する件	齒舞村長	
同 第四五號	水産施設に關する件	羅臼村長	
同 第四六號	花咲港擴張工事變更に關する件	根室町長	
同 第四九號	室蘭港北面石油基地前面浚渫の件	室蘭市長	外一名
同 第五〇號	常呂漁港を第四種漁港として指定の件	常呂町長	外一名
同 第五一號	常呂町下常呂原野に對する常呂川切替工事施行の件	同	
同 第五二號	町村道改良工事に對し相當額助成の件	同	
同 第五三號	中川郡本別町に補助住宅建設の件	本別町長	
同 第五四號	昭和二十六年度心土耕混層耕事業促進の件	北海道土地改良協議會會長	
同 第五五號	昭和二十六年度酸性土壤改良事業促進の件	北海道耕土改良協議會々々長	
同 第五六號	標津、羅臼間準地方費道整備改良の件	羅臼村長	外一名
同 第五七號	羅臼、知園別間村道開さくの件	同	

同第五八號	熊石港浚渫擴張工事施行の件	熊石村長	外一名
同第五九號	熊石村相沼港築設の件	同	
同第六二號	漁港の擴張、修築、新設に關する件	幌泉村長	
同第六三號	耕土改良用トラクター、プラオ、ハロー導入の件	幌振生産農業協同組合連合會々々長	
同第六四號	綜合畜産振興施策樹立方の件	北海道畜産推進協議會委員長	
同第六五號	昭和二十六年度北海道農業振興對策に關する件	道指導、連合會長	
同第六六號	泊村船入湖築設工事に關する件	泊村長	
同第六七號	中小企業相談所に補助金増額交付の件	中小企業相談所所長	外十五名
同第六八號	江丹別村字風山及び共和地區に道立診療所設置の件	江丹別村長	
同第六九號	北海道中央高等理容美容學校（旭川市）設置費に對する道費助成の件	北海道中央高等理容美容學校設立代表者 宮原初	
同第七〇號	網走市字能取開拓地に道路敷設の件	網走市長	
同第七一號	釧路國管内開拓地に道有貸付牝牛導入の件	釧路國開拓農業協同組合協議會々々長	
同第七二號	釧路國管内綠肥増産のため種子購入地の補助の件	同	
同第七三號	釧路國管内の開拓地に保健婦及び助産婦増員並ひに手當増額の件	同	
同第七五號	白糠村和天別地區開拓地の諸施設促進の件	白糠町長	
同第七六號	根室町牧之内開拓地區に牝牛貸付方の件	根室町長	

同第七七號	地方費道札幌一月寒間道路鋪裝工事施行の件	豊平月寒街道鋪裝期成會々々長	
同第七八號	洋灰副産石灰助成の件	北海道購買農業協同組合連合會々々長	
同第七九號	生活補助金支給に關する件	全北海道廳職員組合中央執行委員長	外二名
同第八〇號	龜田郡惠山、日浦、尻岸内管内の沿岸魚田改良施設事業助成に關する件	尻岸内村長	外四名
同第八一號	農林省所管災害復舊工事業に對する補助の件	江丹別村長	
同第八二號	小清水村菅野地區開發方の件	小清水村長	
同第八三號	町村道本別市街大通橋架替工事施行の件	本別町長	
同第八四號	本別町上水道敷設事業に對し起債並ひに補助の件	同	
同第八五號	十勝郡浦幌村字上浦幌上川上から白糠郡白糠町字上茶路までの産業道路敷設の件	同	
同第八六號	地方費河川利別川池田町本別間治水工事施行の件	同	
同第八七號	準地方費道士別本別線開盛橋架替施行の件	同	
同第八八號	入舸村大字野塚に道立診療所設置の件	入舸村長	外一名
同第八九號	常呂漁港早期完成の件	常呂町長	外一名
同第九〇號	サロマ湖養殖事業を國費事業として繼續施行の件	同	
同第九一號	薪炭事業の保護育成強化の件	留萌薪炭協同組合組合長	外一名
同第九二號	大牛朱別川改修の件	溫根別村長	

同 第九三號	津別町市街地地方費道測溝開さく並びに改修の件	津別町長	外一名
同 第九四號	津別町最上―本岐間道路開さくの件	同	
同 第九五號	地方費道帶廣、網走線及び町村道ケミチャツ道路改修工事實施の件	同	
同 第九六號	地方費道網走、阿寒湖畔線改修工事施行の件	同	外一名
同 第九七號	津別町、榮、相生間開拓道路開さく方の件	同	
同 第九九號	常呂川口港改修工事施行の件	常呂町長	外一名
同 第一〇〇號	請負工事前渡金分割返済制度の件	北渡道土建連合協會々長	
同 第一〇一號	常呂町佐呂間間觀光道路道費による改修工事施行の件	常呂町長	外一名
同 第一〇二號	サロマ湖觀光地帯に對し觀光設備を道費により設置方の件	同	
同 第一〇三號	菅野岡地開發促進の件	上斜里村長	
同 第一〇四號	江島南地區開拓農道建設工事促進の件	同	
同 第一〇五號	上札鶴地區開拓農道建設工事促進の件	同	
同 第一〇六號	江島北開拓地上水道施設の件	同	
同 第一〇八號	十勝支廳管内農業改良普及及び生活改良普及員増員の件	十勝地區農業改良委員會協議會代表外二四名	
同 第一一〇號	燐肥用家庭炭の確保の件	札幌市議會議長	
同 第一一一號	釧路村字別保に道立診療所設置の件	釧路地方綜合開發促進期成會々長	外三名

同 第一一二號	厚岸町字上尾幌に道立診療所設置の件	同	
同 第一一三號	弟子屈町字川湯に道立診療所設置の件	同	
同 第一一五號	農村工業の振興に對し道費補助の件	同	
同 第一一六號	弟子屈町立養老院設置に對し道費補助の件	同	外二名
同 第一一七號	小水力發電施設に道費補助並びに助成の件	同	外一名
同 第一一八號	屈斜路湖の理科學的基礎調査實施方の件	同	
同 第一一九號	阿寒國立公園觀光道路施設強化擴充の件	同	外三名
同 第一二〇號	農林省所管災害復舊工事に對し道費補助の件	上富良野村長	外二名
同 第一二一號	町村道納内村―多度志村間を準地方費道に昇格の件	多度志村長	外十名
同 第一二二號	散在地區の暗渠排水並びに客土事業に對し補助の件	上川支廳管内町村會長	外十三名
同 第一二三號	飼料確保資金融資の件	北海道畜産推進協議會	外一名
同 第一二四號	小清水村開拓者連盟の諸計畫について助成の件	小清水村開拓農協組合	外一名
同 第一二五號	石灰窯素肥料工業用電力料金の件	昭和電工株式會社旭川工場長	
同 第一二六號	準地方費道別―神居古潭線を地方費道に昇格並びに改修工事の件	芦別町長	
同 第一二七號	地方費道札根線中、芦別上芦別間路線變更並びに架橋工事施行の件	同	
同 第一二八號	地方費道札根線中上芦別野花南間道路改修工事の件	同	

同 第一二九號	札幌市内國道、地方費道及び準地方費道鋪装工事の件	札幌市議會議長
同 第一三二號	町村道山口支線砂利道補修工事の件	篠路村長 外一名
同 第一三三號	簡易軌道新設並びに補修工事施行の件	釧路地方綜合開發促進期成會長 外二名
同 第一三四號	牧野の改良造成について道費助成の件	同 外一名
同 第一三五號	種牡牛馬の貸付の件	同
同 第一三六號	人工授精所について道費助成の件	同
同 第一三七號	道立牛の人工授精所設置の件	同
同 第一三八號	貸付牛の貸付及び特融又は補助耕馬の件	同
同 第一三九號	トラクター及び附屬機械の貸付並びに畜力心土犁の購入助成の件	同
同 第一四〇號	自給肥飼料の増産並びにサイロ設置に道費助成の件	同
同 第一四一號	推肥場、尿溜槽設置助成の件	同
同 第一四二號	酸性土壤論定施設の件	同
同 第一四三號	中小企業相談所に對する補助金増額の件	函館市長 外五名
同 第一四四號	大樹町に漁港築設の件	大樹町長
同 第一四六號	本別町ゼリベツ東一線道路改修工事施行の件	本別町長
同 第一四八號	釧路村客土工事及び農道建設促進の件	釧路開拓農業協同組合長

同 第一四九號	道有貸付牝牛に關する件	留萌町村會長 外一名
同 第一五〇號	農林省所管災害復舊工事費に對する補助の件	神居村長 外一名
同 第一五一號	昭和二十六年度土地改良事業推進の件	土地改良事業期成會々長
同 第一五二號	北海道消費生活協同組合運轉資金貸付制度設定の件	夕張市清水澤生組協會長 外三名
同 第一五三號	教育制度充實の件	父母と先生の會連合會々長
同 第一五四號	家畜股蹄保護對策の件	北海道裝蹄會會長 外二名
同 第一五五號	學校教職員の旅費増額の件	北部空知町村會長
同 第一五七號	納内多度志、深川間町村道を準地方費道に昇格の件	多度志村長 外十名
同 第一五八號	北海道自治講習所改築費相當額計上方の件	北海道市長會長
同 第一五九號	消防施設充實の件	北海道町村會長
同 第一六〇號	北海道消防學校開設の件	留萌支廳管内消防團長會々長
同 第一六一號	開拓者に對する道有貸付牛の割當の件	開拓者連盟常任委員書記長
同 第一六二號	機船底曳綱漁業取締規則改正の件	機船底曳綱漁協組連合會會長
同 第一六四號	準地方費道帶廣一本別線中の橋梁(蓬萊橋)架替工事の件	音更村長 外二六名
同 第一六六號	赤平町空知川沿線に對し防災工事實施地方の件	赤平町長
同 第一六七號	酸性土壤改良促進の件	留萌支廳管内耕土改良促進協議會會長

會 合

▲一 道北部七縣議會議長會（第一回）

先に解消した一 道北部七縣議會議長會に代つて發足した、第一回一 道北部七縣議會議長會は、去る八月七日午前十時より宮城縣議會議事堂において開催、來賓の挨拶、議長の決定、第八回協議會の経過報告（青森縣議會議長）の後、議事に入り、次の提出議案の審議を行った。

- 一、一 道北部七縣議會議長會規則
- 二、行政事務再配分の實施促進並びに行政機構の整備について
- 三、平衡交付金の増額について
- 四、起債枠の擴大について
- 五、地方財政の確立について
- 六、積雪寒冷單作地帯振興臨措置法實施に伴う豫算化促進について
- 七、教育委員會法の一部改正について
- 八、東北本線電化促進について
- 九、住宅金融公庫法に依る融資額の増加について
- 十、道路法改正について（東北地方横斷國道設定、三陸沿岸國道設定）
- 十一、公共土木施設災害復舊事業國庫負擔法の一部改正について
- 十二、廣葉樹利用施設擴充對策について
- 十三、農業用電力料金を特別料金とすることについて
- 十四、漁業權補償金に對する非課税について
- 十五、農林漁業資金融通法に基く貸付資金枠の増大並びに貸付の對象に漁船を加えることについて
- 十六、漁業災害補償の制度確立について
- 十七、醫療法實施に伴う醫療機關整備についての要望

第四回定例道議會議で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

同 第一六八號	耕土改良事業促進の件	同
同 第一七一號	公共事業の建設業者に對する金融措置の件	土木事業促進委員會委員長
同 第一七二號	高等學校定時制の整備擴充の件	市議會議長會長
陳情番號 件 名 陳 情 者		
陳情第二三號	機船底曳綱漁業海區制變更反對の件	小樽市漁業協同組合組合長理事
同 第一〇九號	建設工事の適正價格及び請負額増額の件	北海道土木建設協會會長
同 第一五六號	漁港修築費中船舶機械修理費の地元負擔廢止の件	北海道港灣漁港協會會長
同 第一六三號	町村道十七線道路延長一軒八〇米を準地方道路として昇格方の件	石狩町長

十八、海外抑留同胞の引揚促進について要望
次いで

- 一、元議員の待遇について
 - 二、行政機構改革について各都道府縣の構想乃至は準備の状況について
 - 三、積雪寒冷地帶勤務者に對し薪炭手當支給について
- 等を協議、地方財源の確保要望に關し次の通り決議、次回當番縣を福島と決して閉會。

▲地方財源の確保を要望する決議

一道北部七縣の財政は、財政需要の増加に伴い、愈々困窮を來し、本年度における歳入不足額、百億圓を突破する現況にして、將に破綻の危機に直面し、このまま推移すれば行政機能の行詰りは必至である。依て政府は、地方財政平衡交付金の増額と、地方債の枠を大中に擴げるとともに、更に根本的には地方税法の改正、行政組織並びに行政事務の調整を斷行し、速かに地方財源の擴充強化の措置を講ぜられるよう一道北部七縣議會議長會の決議をもつて要望する。

昭和二十六年八月七日

一道北部七縣議會議長會

▲全國都道府縣議會議長會臨時會

地方財政確立要望に關し、八月十五日午後一時二十分より東京都議會議事堂において臨時大會を開催、會長の挨拶、議長の選定（菊地東京都議長）後、千葉縣議會議長長の逝去、電氣料金の値上げ及び公職選舉法改正意見等についての報告があり、推薦地方自治委員の辭職に伴う後任者推薦を承認、直ちに議案の審議に入り

- 一、地方財政の確立要望について
- 二、本會規則の一部改正について
- 三、都道府縣議會議長の行う職員研修の一部を全國議長會で施行すること

四、海外抑留同胞の引揚促進について
五、奄美大島復歸について

を協議、いずれも満場一致原案を可決、翌十六日三班を編成し、地方財政確立等について政府、國會政黨方面への陳情を行つた。なお、この結果により、正、副會長は、知事會と懇談し、正、副會長及びブロック代表者一名をもつて運動することに決し、二十三日より二十五日の間、緊急實行運動が展開された。

資料

▲地方税制改正に關する意見集

一、大藏省主税局試案 (二六、七、一〇)

一、方針

- (一) 地方團體 特に都道府縣間の税源の偏在を調整すること
- (二) 地方團體に對し可及的に獨立財源を賦與し、平衡交付金はこれを壓縮するものとする
- (三) 地方税制を簡易なものとし、國税及び地方税間の課税標準調査の重複を避けるとともに、徴税費の節減を圖ること

二、要領

- (一) 煙草專賣益金及び酒税の一部を、都道府縣及び市町村の財源として還付するものとする
- (二) 入場税及び遊興飲食税を國税に移管し、税率を思い切つて引き下げるものとする
- (三) 事業税を廢止すること
- (四) 新たに道府縣税として所得税附加税及び法人税附加税を創設し輕度の税率により課税するものとする
- (五) 固定資産税については、その三分の一程度を都道府縣において課するものとし、評價は都道府縣において行うものとする
- (六) 市町村民税は概ね現行通りとするも、法人と個人の税率の調整を行うこと
- (七) 漁業權税等雜税を廢止すること

(農林省意見)

- 1 木材引取税廢止、廢止せねば評價方法を考へる
- 2 事業税廢止により所得税附加税とした場合、農業者負擔が問題

二、地方財政委員會の意見 (二六、七、一七)

現行地方税制は、昨年畫期的に改正されたばかりであるので、今またその経過もみないで更に根本にふれた改正を行うことは適當ではない、従つて差當りは、徴税事務の簡素化を圖つて次の修正を加へるに止めるべきである。

一、附加價值税の實施を當分の間延期し、その間事業税及び特別所得税に次の改正を加えて存置する。

- (1) 課税標準は、法人税又は所得税の課税の基礎となるべき所得額を用ゐる。

- (2) 個人事業税については、少額所得者の負擔を輕減するため、基礎控除の制度を採用する。

二、現在地方財政に存する歳入不足を補填するため地方團體をして徹底的に經費の整理節約を行わしめるが、なお不足する額に對して、酒税及び煙草專賣益金の一部を地方團體へ交付する制度を設ける。地方財政平衡交付金の總額は、この額を脱み合せて決定する。

(備考)

地方財政平衡交付金の總額は、所得税及び法人税の一定割合に決定する。

三、税制懇談會小委員會の意見 (二六、七、一七第二次案)

第一方 方針

國における行政事務縮減措置に即應し、地方團體においても、大膽に行政事務の整理簡素化に努め、大體五百億圓程度を目標として、極力經費の節約を行うことを前提とする。

一、課税標準の決定を簡素ならしめ、徴税費の節約を圖る。

二、地方團體に對し、できるだけ多額の獨立財産を與え、地方財政平衡交付金は可及的に減額する。

三、地方團體間の税源の偏在を是正する。

四、地方税負擔の均衡化を図る。

五、雜税を整理する。

第二要領

一、道府縣税

(1) 昭和二十七年より實施の豫定の附加價值税はこれととり止める。

(2) 現行事業税及び特別所得税に次の修正を加えて存置する。

(イ) 國税と地方税相互の間における課税標準の重複調査を避けるため課税標準は所得税又は法人税の課税の基礎となるべき所得額を用いるものとする。

(ロ) 少額所得者の負擔を軽減するため個人事業税について基礎控除の制度を採用する。

(3) 入場税及び遊興飲食税は税率を二分の一度度引下げる。

(4) 固定資産税の三分の一度度を道府縣税とする。但し、軌道、軌道用車輛及び軌道用地、船舶（舟を含む）送配電線及び電柱並びに發電所施設に對しては固定資産税を課さない。

(5) 發電所施設に對し發電所施設税を市町村と折半して課す。

(6) 自動車税の税率は營業用二倍、家用三倍程度に引き上げる。

(7) 漁業權税は廢止する。

(8) 煙草、專賣益金及び酒税の一部（市町村分と合せて二割程度）を還付税とする。賣上金額又は、人口にあん分して還付するが富裕な道府縣には交付しない。

二、市町村税

(1) 市町村民税は所得税の減税により實質的に二割税度の負擔の軽減を期

す。なお法人税制は税率を引下げる。

(2) 固定資産税の税率は、道府縣税への移讓分を軽減し、課税標準は道府縣の決定したものを用いる。

(3) 固定資産のうち軌道、軌道用車輛及び軌道用地、船舶（舟を含む）送配電線及び電柱並びに發電施設に對し軌道税、船舶税、電柱税及び發電所施設税（道府縣と折半課税）を課し、固定資産税の場合よりも輕度の定額課税を行う。

(4) 日本國有鐵道、日本專賣公社及び日本放送協會に對しても固定資産税軌道税、船舶税、電柱税及び發電所施設税を課する。

(5) 廣告税及び接客人税は廢止する。

(6) 煙草、專賣益金及び酒税の一部（道府縣分と併せて二割程度）を還付税とし、道府縣の場合に準じ、市町村にも交付する。

三、地方財政平衡交付金

地方財政平衡交付金の總額は還付税とする煙草專賣益金及び酒税の額と睨み合せ可及的に減額すべきであるが、その決定をめぐつて毎年大藏省と地方財政委員會との間で争いを繰り返すことは適當でない。

よつて配分方法の原則は現行の方法によることとするが、その名稱を地方配付税に改め、總額は所得税及び法人税の一定割合に法定する。

なお、配付税と還付税については、往時の地方分與税分與金特別會計に準じた特別會計を設けてこれを受入れる。

四、税務行政

税務行政に關しては先般の答申に述べた諸點にこの際、重ねて注意を喚起したい。殊に地方税務職員の中には、國の税務職員に較べて經驗も乏しくまた素養も充分でないものが多いから一層注意を必要とする。

なお、地方税務行政にあり勝ちな地方ボス等の馴れ合い等不明朗な徴税は是非なくなるよう努力されたい。

五、附 記

(地方財政の窮乏について)

懇談會が各方面の意見を徴した際に、地方財政委員會並びに府縣知事會側から地方財政の窮乏についての訴を受けた。地方財政委員會の意見は昭和二十六年度においては地方財政に約五〇三億圓の財源不足を生ずる見込みであるから、八〇億圓を節減し財源を求めるとしても地方財政平衡交付金二八五億圓、地方債一三八億圓の増額を希望するというものであり、府縣知事會の意見は、昭和二十六年度都道府縣財政のみで、五七〇億圓の不足を生ずるとのことであつた。これに對して大藏省側は地方財政全體としては、昭和二十五年で以降充分收支の均衡を得ているとの見解を持つてゐるようであるが、兩者の間にこのような大きな意見の相違が存することは適當でない、來るべき税制改革に際しては、この點についても西者間に隔意のない意見の交換を行い、意見の一致點を見出すよう努力されたい。

四、全國知事會の意見

(二六、七、一四地方税制改正に關する主税局の試案に對する意見)

左の要望を容れられることを條件として、本試案(添付の主税局試案)に賛同する。

(一) 方針について

左の二點を主眼とし本改正を實施することを根本方針として確認せられたい。

(イ) 府縣財政が窮乏其の極に達し、破綻必至の状況にあるので、之を匡救するため府縣財源を大幅に強化すること。

(ロ) 義務教育費は之を全額國庫負擔とすること。

(ハ) 法令、その他國の方針によつて生じた府縣の義務的支出はすべてこれを全額國庫負擔とすること。

(二) 要領について

(イ) 煙草專賣益金及び酒税の一部を還付するところのは、府縣に獨立財源を附與し、その自主性を保持せしめる意味に於て、煙草消費税、酒

消費税を創設することに改め、府縣の獨立税としての性格を明確にせられたい。

(ロ) 所得税附加税並に法人税附加税は、當然に府縣税中の主要税目となるべきものであるので、其の税額は規程の事業税及び特別所得税額を相當額上廻る様税率を決定すると共に、その課税對象は源泉所得、農業所得等をも含み、所得税の全部門に及ぶ様措置せられたい。尙右に伴ひ負擔増加となる部門については、國税負擔を輕減することにより調整せられたい。

五、全國市長會の意見

(二六、七、一六地方税制改正に關する主税局の試案に對する意見)

一、總 括

(1) 税制改革は今日の段階に於ては、行政の簡素化、行政事務の再配分の決定と即應して行わるべきである。

(2) 市町村財政に餘力あるかの如き先入的謬見と共に、地方自治の基礎たる完全自治體としての市町村輕視の氣分がうかがわれ、この點充分の検討を望みたい。

(3) 行政改革乃至税制改革とは別に本年度の窮迫せる地方財政の措置に付ては現實問題として眞摯な考究を望みたい。

二、租税體系としての觀點

(1) 現在、所得税を大宗とし、事業税(附加價値税)及び固定資産税を以て補完せる高度に精緻な税體系に對し、營業税以來、我國多年の傳統ある収益税による補完を一舉に廢して、財産税に依る補完一本とすることは果して負擔の均衡が保たれるか疑問である。

現に見られる農業者、商工業者及び給與生活者間の不均衡は一層加重せられ、税率等の操作に依る若干の調整は期し得ても、所得課税本來の欠陥は是正することは困難と考えられる。

(2) 試案に依る税體制は、所得税、同附加税(市民税も實質は所得税附加税)と、補完税たる固定資産税同附加税を大宗とすることとし、新地方

自治の確立を目途として財政の自主と責任の明確のため、附加税制を廢した現行租税體系を根本から覆えし市町村財政は中央に於ては、大藏當局、地方に於ては府縣の制禦の下に立ち眞の地方自治體たる市町村自治は根底から否定されたと同一の立場に置かれることとなる。

三、各税に關する意見

(1) 煙草及び酒税關係

煙草專賣益金及び酒税の一部を府縣並びに市町村へ移讓することは多年の問題であり是非實現を希望するが、還付制度に依らず、獨立消費税制度に依られたい。此の場合地方税相當額は益金及び酒税を減じ價格の引上げとならぬ様すること。

(2) 府縣税所得税附加税及び法人税附加税關係

結局は市町村民税と重複し之を壓迫する惧が感ぜられるので、所得税とも關連し、市町村民税の減收を來すことの無い様、充分の調整をせられたい。この場合市民税、法人税割の府縣移管は反對である。

(3) 固定資産税關係

固定資産税の一部府縣移讓と、府縣による評價は次の理由により絶對反對である。

(1) 固定資産税の中、土地家屋は、その税源が普遍的であり、市町村財

源の基礎をなすもので、當然市町村税とすべきであり、償却資産については、稍々その財源が偏在する事實はあるが、一部の例外を除いては大體その都市の環境に應じ所在するもので、各市町村間に財政力の差異があることは寧ろ當然なことであり、これを租税制度によつて調整せんとすることは極めて不自然である。

(2) 固定資産の評價については、各市町村とも、既に陣容を整備し地財としても、既に諸般の指導を終り、豫定の期日迄に完了する見込である。

この實情を無視して、恰も市町村に評價能力なしと想像することは、認識の不足のみならず、事態を一大混亂に陥し入れるものである。

改正案の如く、府縣評價の爲には現在の府縣徴税吏員を三倍に増すも尙不可能であるのみならず、既に遊興飲食税に付て、大藏大臣の指摘せる如き事情も考えれば市町村の信頼を得るか否か疑問である。

四、平 衡 交 付 金

地方の自主的財源を強化して平衡交付金を縮減することは、希望するところではあるが、試案を本として、二〇〇億乃至三〇〇億を以て足りとする大藏當局の意見に付ては、全然計算と意見を異にせざるを得ない、この點は更に具體的に且つ虚心に検討せられたい。

五、そ の 他

地方財政最近の中心的課題は、六三制教育關係經費の重壓である。市町村に付ては、校舍建設費府縣に付ては、教職員給與費の壓迫である。

これらを現在の地方財政に背負わせることは、結局は永く地方自治の確保を妨げ、常に之を危くするものであると認められるので、兩者を合して全額國庫負擔制度を確立されたい。

六、地方財政委員會の意見

(二六、七、一七地方税制の改正について)

現行地方税制は、昨年畫期的に改正されたばかりであるので、今またその経過もみないで、更に根本にふれた改正を行うことは適當ではない。従つて、差當りは、徴税事務の簡素化を圖つて次の修正を加えるに止めるべきである。

一、附加價値税の實施を當分の間延期し、その間事業税及び特別所得税に次の改正を加えて存置する。

(1) 課税標準は、法人税又は所得税の課税の基礎となるべき所得額を用ふる。

(2) 個人事業税については、少額所得者の負擔を輕減するため、基礎控除の制度を採用する。

二、現在地方財政に存する歳入不足を補填するため地方團體をして徹底的に經費の整理節約を行わしめるが、なお不足する額に對して、酒稅及び煙草專賣益金の一部を地方團體へ交付する制度を設ける。地方財政平衡交付金の總額は、この額を睨み合せて決定する。

(備考)

地方財政平衡交付金の總額は、所得稅及び法人稅の一定割合に決定する。

▲選舉制度改正に對する答申

(選舉制度調査會)

はしがき

かねて來、慎重に檢討を行つていた選舉制度調査會では、八月二十八日その結論を政府に答申した。

この答申による改正内容は要綱序文に示す通り五項目を擧げているが、特に、注目される改正點は、いわゆる小選舉區制の採用であつて、この制度に對しては賛否兩論があり、新聞では現議員の八割近くが絶對反對を唱えておると報道している。併しながら全選管の牧野委員長はこの要綱について次のような談話を發表しているのは注目に價するであらう。

「改正選舉制度の答申は、世界的に權威のあるものだと自信をもつてゐる。その結論である小選舉區制は、小黨分立や政權の不安定をさけるために不可欠の制度であることは吉山、鳩山兩氏をはじめ關係方面も了承済みである。現在の議員が反對するというが、改正案を見れば自然と納得がゆくはずで、世論の成行きからみても結論を急がず待てば自然と小選舉區に落着くものと信じてゐる。」(八、三〇 讀賣)

選舉法の改正全體をめぐつて又特に小選舉區制の是非については、今後相當論議のあることと思われるが、いすれにしても、われわれは講和後におけるわが國の政局擔當の母體として眞に國民の代表者を國民自らが自由且公平に選出できる制度が完成されることを期待するものである。

この要綱は、衆議院議員の選舉制度の改正であるが、その影響するところ

るは勢い選舉制度全般に關連するものであり、本會でさきに提出した「公職選舉法中の改正意見」(七月二十八日全議第二一號の二参照)中の選舉運動についての事項は概ねこの要綱中にも改正すべき項目として擧げられている。

本調査會は、本年五月二十二日附諮問第二號に基いて、まず、衆議院議員の選舉制度につき、慎重に審議を重ねた結果、別紙の通り衆議院議員選舉制度改正要綱を議決した。

本調査會は、わが國における選舉法改正の沿革とその經過とを省み、且つ、新憲法の規定とその制定の趣旨とに考え、ここに新たに選舉の基本觀念を定め、よつて、まず

第一に、選舉の意義、選舉權の本質、候補者たる要件、選舉運動の本旨及び選舉管理機關の實務を明らかにし、

第二に、政黨政治の確立と、政權の安定とを期すると共に、選舉の意義を徹底させるため、現行中選舉區制を改めて小選舉區制を採用し、

第三は、記號式投票方法を採用し、且つ、各種選舉手續の改善に努め、

第四には、本年四月に行われた地方選舉の經驗に徴し、且つは、内外の選舉の實際と輿論の要望とに鑑みて、選舉運動の規整に努め、選舉が常に一定の規律と秩序の下に、合理的に行われ、且つ、極力選舉の費用の低減を期し、

第五には、選舉の基本觀念に則つて罰則の内容とを整備し、一面においては惡質犯罪を根絶せんとすると共に、選舉が正しく行われることを期し他面輕微な形式犯に對しては行政罰を科するに止めることに止めることにする等、幾多重要な改正を明かにした。

なお、選舉區制については、現行中選舉區制を可とする旨の意見も主張せられたが、少數で否決された。

以上、内容の概要を具して、ここに答申する。

衆議院議員選舉制度改正要綱

第一 選舉の基本觀念に關する事項

選挙に關する基本觀念を明らかにし、その徹底を期するため、左の規定を置くこと。

第一條 選挙は、國民主權の趣旨に従い、國民の代表者を選び、國政の根本を決定する最高意思の表明である。

2 選挙は、自由且つ公正に行わなければならない。

第二條 選挙權は、國民固有の權利である。自らこれを尊重し、何人もこれを尊重しなければならない。

2 選挙人は、公共の福祉を旨とし、良心に従つて選挙權を行使しなければならない。

第三條 候補者は、國民の代表者として、高い識見を備え、公共のために盡す熱意を有する者でなければならない。

第四條 選挙運動は、候補者の人物及び政見を選挙人に知らせ、その正しい判斷を求めることを本旨とする。

2 選挙運動は、公明正大に行わなければならない。

第五條 選挙管理委員會は、この法律の趣旨に従い、あらゆる機會を通じて國民の政治常識を養ひ、その向上に努めなければならない。

第二 選挙區に關する事項

一 議員定数は、現行通り四百六十六人とすること。

二 各選挙區の議員定数は、一人とすること。

三 議員定数の配當は、各都道府縣に對し一人を平等に配當し、残余の定数（四百二十人）を人口（昭和二十五年十月一日現在國勢調査人口）に比例して配當する方法によること。

四 各選挙區の區域は、議員定数一人當り人口十七萬乃至十八萬を標準として、各選挙區の人口がなるべく均等になるように定めること。

五 選挙區の區域を定める場合においては、

(一) 郡市區の區域によるのを原則とすること。

(二) 必要がある場合には、郡市區の區域を合せて一選挙區とし、又は一郡市區の區域を分けて複選挙區とすることを妨げないこと。

(三) やむを得ない場合においては、郡市區の一部を他の郡市區又はその一部に併せて一選挙區を定めることができること。

(四) 一町村の區域は、これを二以上の選挙區に分けることができること。

第三 選挙手續に關する事項

一 選挙人名簿の制度は、原則として現行の通りとすること。但し、市町村の選擇によつて、長期据置制のルーズリーフ式名簿制度を採用することができるとすること。

二 選挙期日の公示又は告示は、その期日の二十五日前までとすること

三 投票 票

(一) 記號式投票方法を採用すること。

その具體的方法は、左の通りとすること。

1 投票用紙には、候補者の氏名（漢字には平假名で振り假名をつける）及び黨派名を掲げること。

2 投票用紙に候補者の氏名を掲げる順序は、原則としてくじで定めること。

但し、ローテーションの方法によることができる。

3 記號は、○印とすること。

4 補充立候補者の氏名記號の欄を設けること。

5 不在者投票には、自書式投票方法を認めること。

6 點字投票の方法は、現行の通りとすること。

(二) 文盲による代理投票の制度を廢止すること。

(三) 病人等の不在者投票は、都道府縣の選挙管理委員會の指定する病院等においてする場合に限ること。

四 開票及び選挙會

(一) 記號式投票方法の採用に伴い、投票の効力に關する規定を整備すること。

(二) 立會人の數は、最低限を定めるにとどめること。

五 立候補

(一) 立候補の届出は、選挙期日の二十日前までとすること。但し、補充立候補の届出は、三日前までとすること。

(二) 供託金及び公營納付金の額は、現行の倍額とすること。

政黨の公認候補者は、當該政黨の責任ある機關の證明書を提出しなければならぬものとする。

六 兼職を禁止又は制限された職に在る者が當選した場合には、當然にその職を失うものとする。

第四 選挙運動に關する事項

一 事前運動の禁止は、現行の通りとすること。

二 選挙事務所は、一カ所に限ること。但し交通等の情況により、若干の例外を認めること。

三 選挙運動員及び勞務者

(一) 選挙事務長、出納責任者、選挙運動員及び勞務者についての制度を整備すること。

(二) 選挙運動は、候補者一人につき三十人（異動があつた場合は、通じて五十人）以内、勞務者は、候補者一人につき二十人以内とすること。

(三) 運動員及び勞務者に對する實費辨償等の規定を整備すること。

四 第三者運動として、推薦狀（無料の選挙用葉書又は無封書狀を用いる場合に限る）、演説、個々面接及び電話による運動を認めること。

五 ポスター、立看板等

(一) 選挙運動のために用いるポスター、立看板等は、一定の規格により、すべて當該選挙管理委員會の検印を受けるものとし、その數には、適當な制限を設けること。

(二) 文書圖畫を建造物に掲示する場合は、管理者又は占有者の承諾を得るものとする。

電柱、公營住宅等には、文書圖畫の掲示を認めること。

(三) 選挙當日投票所から一町以内のポスターの撤去の規定は、廢止すること。

六 新聞廣告

(一) 候補者を推薦し支持する政黨その他の政治團體は、選挙運動期間中候補者一人につき一回を限り新聞廣告をすることができるとすること。

(二) 候補者は、選挙運動のため新聞廣告をすることができないものとする。

七 脱法文書取締に關する規定は、廢止すること。

八 演説

(一) 學校、公會堂等は、第三者主催の演説會にも使用することを認めること。

(二) 立會演説會場から三町以内の演説の禁止の規定は、これを廢止すること。

(三) 街頭演説は、候補者又はその代理者（一定數）の現在する場所においてする場合に限ること。

九 戸別訪問は、一切禁止すること。

十 選挙運動用自動車は二台まで認めること。

十一 その他

(一) 連呼行為は、禁止すること。

(二) 氣勢を張る行為は、すべて禁止すること。

(三) 人氣投票等選挙の公正を亂す行為について適當な取締規定を設けること。

十二 選挙運動費用

(一) 法定選挙運動費用は、實情に即する合理的な額に引き上げること

(二) 選挙運動用自動車に要する費用及び應援辯士の旅費は、選挙運動の費用に加えないものとする。

(三) 選挙運動費用に關する帳簿、報告書の様式、費用の基準、評價方

法等に關する規定を整備すること。

四 候補者の支出した選舉運動費用の審査機關として審査委員會を設けること。

審査委員會の構成、權限等は、別紙一の通りとすること。

第五 選舉公營に關する事項

一 立會演說會及び個人演說會を充實すること。

二 候補者は、その選舉區内の有權者各人につき一回を限り、無料の選舉用葉書、又は無封書狀を差し出すことができるものとし、無封書狀の重量は、十瓦以内とすること。

三 選舉公報の字數を一千字までに増加すること。

四 政見放送及び經歷放送は、現行の通りとすること。

選舉運動に關する民間放送については、公平を確保する措置を講ずること。

五 候補者の黨派別氏名揭示は、現行の通りとすること。

六 選舉運動のための用紙の斡旋に努めること。

第六 罰則及び制裁に關する事項

一 罰則

(一) 選舉の規律違反で輕微なものについては、過料の制裁にとどめること。(別紙二の通り)

(二) 選舉犯罪を選舉の自由公正を害する罪と選舉の規律違反の罪の二種に分ける等刑罰について體系を根本的に整備するとともに實情に即するよう合理化すること。(別紙二の通り)

(三) 裁判を促進するために特別規定を設けること。

二 刑罰に對する附加制裁

(一) 選舉法違反者に對する附加制裁

1 選舉に關する罪により刑に處せられた者に對しては、必ず一定期間選舉權及び被選舉權を停止すること。

2 選舉に關する罪により選舉權及び被選舉權停止の制裁を科せら

れた者は、その停止期間中は、選舉運動をすることができないものとする。

(二) 選舉事務長又は出納責任者が、買収犯(單純運動買収を除く。)によつて刑に處せられた場合は、當該候補者の當選は、當然に無効とすること。

事實上選舉運動を總括主宰した者又は法定選舉運動員が買収犯(單純運動買収を除く。)によつて刑に處せられた場合は、當該候補者の當選は無効とし、檢察官が公訴に附帶して當選無効の訴訟を提起するものとする。但し、この場合には、相當の免責規定を設けること。

(三) 出納責任者が、法定選舉運動費用超過支出によつて刑に處せられたときは、當該候補者の當選は、當然に無効とすること。

第七 訴訟に關する事項

選舉訴訟と當選訴訟の區別に伴う弊を匡正する措置を講ずる等選舉の訴訟に關する規定を整備すること。

(別紙) 一

選舉運動費用審査委員會案

一 組織

(一) 審査委員會は、都道府縣選舉管理委員會内に置く。

(二) 委員會は、委員七人乃至十人をもつて組織する。

(三) 委員は學識經驗者の中から、全國選舉管理委員會が選任する。

(四) 委員は、政黨その他の政治的團體の所屬員であつてはならない。

(五) 委員の任期は短期とする。

二 機能

(一) 審査委員會は、衆議院議員選舉における候補者の選舉運動のため支出した費用の審査をする。

(二) 審査は、選舉期日後一定期間内にし、その結果を公表し、且つ、關係選舉管理委員會に連絡するとともに、法定額を超過したと認める

場合においては、これを當該檢察廳に通知しなければならない。

- (三) 委員會は、自ら實地につき調査をし、又は検査することができない
- (四) 審査委員會は、候補者の選舉運動費用に關し必要があるときは、候補者及び關係者に書類帳簿の提出を命じ又はこれらの者の出頭を求め證言させることができる。

三 その他

- (一) 費用の届出は、審査委員會にするものとする。
- (二) 審査委員會の委員は、衆議院議員選舉の被選舉權を有せず、且つ、選舉運動ができないものとする。
- (三) 委員及び職員は、公正に職務を行わなければならないものとし、その不正行為については、嚴罰する措置をとるものとする。
- (四) 審査委員會及び審査に要する経費は、國庫の負擔とする。

(別紙)二

衆議院議員選舉の罰則及び制裁規定整備案

第一 選舉の自由公正を害する罪

一 選舉の本質を害する罪—徴役又は罰金（情狀に因り併料することができる。）

- (一) 買収に關する罪一般（單純運動買収を除く。）
- (二) 自由妨害の罪一般（二二五—二三三）
- (三) 右(一)、(二)のせん動罪（二三四）
- (四) 當選を得させないための虚偽事項公表罪（二三五、I、II）
- (五) 不正投票の罪（二三七）但し、規定に彈力性を持たすこと。
- (六) 當該公務員の制止に應じない罪（事務所の閉鎖命令違反二三九II 文書の撤去命令違反二四四Ⅳ、演說會場の秩序保持命令違反二四四V、その他第二、第三に該當する場合。）

二 選舉の秩序を亂す罪—禁こ又は罰金（情狀に因り併料することができる。）

- (一) 收入及び支出の規正違反（二四六—二四九）

- (二) 法定費用超過違反（新設）

- (三) 選舉權停止中の者の運動違反（新設）

- (四) 選舉事務關係者、特定公務員の運動禁止違反（二四二II）

- (五) 教育者の地位利用（二三九I）

- (六) 新聞雜誌等の選舉の規律を亂す罪（二三五、2 参照）

第二 選舉の規律違反の罪—罰金

一 事前運動、戸別訪問、第三者運動等に關する罪

- (一) 事前運動、戸別訪問の罪（二三五、2 参照）

- (二) 第三者の運動違反（新設）

- (三) 運動員等の數の違反（新設）

二 文書、演說等に關する罪

- (一) 當選を得又は得させるための虚偽事項公表罪（二三五、1、1）

- (二) 文書の頒布違反（無料郵便以外の文書圖書の頒布違反二四三I）

- (三) 無檢印文書圖書の揭示違反（新設二四三、IV 参照）

- (四) 新聞雜誌の通常の方法以外の頒布揭示違反（二四三VI）

- (五) 特定の建物施設における演說禁止違反（二四三X）

- (六) 夜間演說の禁止違反（二四四VI）

- (七) 街頭演說の制限違反（新設）

三 氣勢を張ること等に關する罪

- (一) 當口運動の罪（二三九）

- (二) 氣勢を張る行為の禁止違反（二四四I）

- (三) 連呼行為禁止違反（新設）

四 單純運動買収に關する罪

- (一) 單純な運動買収の罪（選舉運動に關しては、報酬を得てならない旨の規定をおき、得た利益は沒收又は追徴すること。）

五 その他の罪

- (一) 無料葉書等の讓渡禁止違反（二四四VIII）

- (二) 重過失による收入及び支出の規正違反（二五〇2）

第三 選舉の規律違反行為—過料

一 義務違反

- (一) 船員名簿提出義務違反(二二六二)
- (二) 立會人等の義務懈怠(二三八)

二 制限違反

- (一) 選舉事務所等の制限違反(二四〇、二四一一、二四二)
- (二) 自動車等の制限違反(二四三Ⅱ、二四四Ⅱ)
- (三) 新聞廣告の制限違反(二四三Ⅶ)
- (四) 文書圖畫の掲示箇所の制限違反(二四四Ⅲ)
- 三 その他

- (一) 乗車券等の返還義務違反(二四四Ⅶ)
 - (二) 期日後の挨拶行為の制限違反(二四五)
- 備考

- (一) 過料の裁判は、選舉管理委員會から申し立てるものとする。
- (二) 警察官、警察吏員又は檢察官がその職務の執行中過料に相當すると認められる違反行為を發見したときは、選舉管理委員會に通報するものとする。

▲學校給食は存續か、否か

義務教育の六・三制か六・二制かの意見がもち上つてゐる矢先、更に學校給食の存否の問題が、同じ財政上の理由から論議されているが、池田蔵相の歸國に伴つて相當政治的動きを見るであろうことが豫想される。

この資料は過日全國議長會事務局より得たものであるが、學校給食が論議せられるに至つた経緯についての簡単な解説とこれをめぐる二、三の現況で大方の御参考に供したい。

一、學校給食について(解説)

終戦後、アメリカの好意により、急激に發展した學校給食は、ガリオア

(米國陸海軍豫算の内から支出される占領地救済援助費)の打切りに伴つて、これが存續か、廢止かが問題になつた。その問題の發端は、さきの閣議で文部省の學校給食についての財政支出の繼續希望に對し、大藏省の廢止主張の意見が對立したことにある。今この兩者の主張を擧げると

大藏省

- 1 學校給食は、從來が、ガリオア援助によつてまかなわれていたものであるから、打切られれば當然やめるべきである。
- 2 補正豫算で十五億八千萬圓、明年度で三十六億圓に上つてゐるが、これでは財政に負擔がかりすぎる。
- 3 食糧事目の好轉した今日ではその必要がない。

文部省

- 1 兒童の體位を向上させるために給食を繼續する必要がある。
- 2 みんなが同じものを食べることによつて、兒童の心を明るくし、そのほか教育上いろいろの良い影響がある。
- 3 現在は貧困な家庭が多いから給食費を全額家庭の負擔にすることは困難であり、國庫による援助の繼續が必要である。

一方、これに對する世論として、本年八月の國立世論調査所の調査によると、存續賛成七七%、條件つき賛成一〇%、結局八八%の多數が存續に賛成しており、その他不明二%、一概にいえないとするもの四%、反對は六%ということになつてゐる。但し、同調査によれば、經費の負擔については、半額以上を政府で負擔して欲しいとするものが七三%と發表されてゐる。

學校給食を教育上の重大問題として取上げてゐる文部省の主張もさることながら、國全體の財政上から無い袖は振れないとする大藏省の立場も理由がないではないようである。そこで文部省では、更に具體的計畫案をまとめ、改めて折衝、協議することになつてゐるのが現況である。

二、大藏省に對する交渉事項（文部省管理局）

1 閣議決定（昭和二五、一〇、二四及び昭二六、五、二二、いずれも別記する）を無視したこと。

2 見返資金で賄うと、主計局では主張していたが、そのときすでに、ESSから一般会計をもつて補正豫算の措置を講ずるよう勸告されていた筈であること、それにも拘らず何故、補正豫算をとらぬか、司令部當局では右措置を講ずる財源は十分に許可してあるということであること。

3 主計當局では、一般会計の豫算措置に當り、そのさやよせをすべて教育豫算において行うが如き態度に見えるが、それに一般國民の希望しないところであること。

4 學校給食豫算（二十七年年度）を廢止することが、減税措置にならないこと。

5 六三豫算が給食豫算に優先するということの考え方が、大藏當局の獨斷的便宜主義であること。

6 學校給食豫算の對象が全學童でないという非難は、學校給食が安全性をもつとも重要視して運営される教育施設であること（生活保護法等参照）但し全學童に對する施設と食糧費がすべて國庫豫算で賄えるものなら、當然そうあるべきこと。

7 一般世論の支持する學校給食の國庫補助豫算を廢止することを大藏大臣のみの意見で左右しようとするものが、すでに民主的な憲法に違反する保守的行爲であり民意を無視するものであること。

8 閣議未決定事項を、大藏大臣は「學校給食豫算は採用せぬ方針」と八月二十九日ラジオ、新聞に發表したこと。

9 大藏當局は「今後の給食は、すべてPTA負擔で行え」と放言していること。

10 過去六年間、一日も休止することなく繼續された學校給食が、若し假に本年十一月以降中止されるような事態が生じた場合は、この責任はす

べて大藏大臣にあること。

○昭和二五、一〇、二四閣議諒解

學校給食及び保育所給食は、終戦後の最も食糧事情の惡化していたときに連合軍總司令部、特にアメリカの絶大な援助を得て實施され、兒童の體位向上と新しい民主的な教育並びに保育の目標達成に重要な役割を果たした。併しまだその指導の方法なり設備の點なりにその改善を要することも少なくないが學校給食は重要な教育施設であり又保育所給食は重要な保育内容であるから日本政府は將來、これが育成に努力を拂う。

○昭和二六、五、二二閣議決定（内閣文庫第三號）

政府は、學校給食が兒童の體位向上と民主教育の目標達成に重要な役割を果たしつつある經過に基き、その育成並びに改善に努力してきた次第である。しかるに本施設運営上欠くことのできないアメリカ政府援助金による政府配給物資の唯一の財源であるガリオア資金が、昭和二十六年六月三十日をもつて打切られることになった。日本政府は、昭和二十五年十月二十四日閣議諒解の趣旨にしたがい學校給食を昭和二十六年度も繼續實施し、その健全な發展を期するため左記の事項を決定する。

・記

一、昭和二十五年十月二十四日閣議諒解の趣旨にしたがい昭和二十六年七月以後も學校給食を繼續し、文部大臣がその普及獎勵を計る。

二、政府は學校給食を繼續するに必要な豫算措置として見返資金特別會計より支出する方途を講ずる。

三、厚生大臣所管「保育所給食」も本決定の趣旨に準ずる。

三、陳 情 書

今般の學校給食に對する政府の態度を傳へ聞き憂慮の餘り各都道府縣から參集した陳情團等相圖り全國學校給食推進協議會を結成し次の事項を協

議し各省大臣あて陳情したもの

主旨

本日の閣議において、昭和二十六年年度補正豫算及び二十七年以降に於いても學校給食が現在通り繼續し得るよう豫算措置が講ぜられたい。

理由

一、學校給食は同一食事を全校兒童に與えることによつて從來の辨當食に見られた不平等感を拂拭し、眞に民主教育の根本理性たる平等感を涵養するものにして新教育實施上缺くべからざる施設である。

二、昨年七月完全給食實施以來その効果は絶大なるもので、世論調査にも明らかなる如く父兄も政府への信頼と満足、喜びを以て協力しその繼續を心から希望している。

三、又政府も再三の閣議において繼續を國民に仄めかしながら單にガリオア資金の打切りを以て國庫の負擔もなさず全經費を兒童及び地方費負擔とするが如きは學校給食の存續に危機を與えるのみならず政治上の信頼をも疑わせるものがある。

四、給食施設については公債及びPTAの多額の負擔において完備せられたいものであることは、給食に對する父兄及び世論がその効果と必要とを認めた證左である。

よつて今後の學校給食の繼續は全父兄並びにPTAの熱望する所である。右決議を實現されるよう要望する次第であります。

昭和二十六年八月三十一日

全國學校給食推進協議會代表

東京都PTA協議會代表

鹽澤常信

昭和二十六年産米全國の作況指數及び豫想收穫高

(農林省統計調査部資料による昭和二六、八、三一現在)

對平年作況指數	平年反收(石)	豫想反收(石)	作付面積(町)	豫算收穫高(千石)
水稲	九九・二	二、二〇〇	二、一八二	二、八九一、九八〇
陸稻	七四・〇	一、〇四〇	〇・七六九	一、一三六、七〇〇
計				三、〇二八、六八〇

地方別作況指數及び主なる被害

地方別	對平年作況指數	主な被害(水稲)	作況指數	主な被害(陸稻)
全國	九九・二%		七四・〇%	
北海道	九九・〇	冷害、稻象、順虫、いもち病、泥	九三	冷害
東北	九八・〇	冷害、水害(六月中旬、七月上旬)、いもち病、旱害、螟虫	八二	旱害、冷害
關東	一〇二	螟虫、いもち病	七五	旱害
北陸	一〇二	いもち病、螟虫、旱害	八七	旱害
中央	一〇〇	黒棒、象、水害、(ケイト)	八九	旱害
東海	一〇一	いもち病、旱害、水害(ケイト及び七月中旬)、螟虫	八九	
近畿	九八	同	六三	旱害
中國	九七	同	七一	水害
四國	九七	いもち病、水害(ケイト)、マージ、螟虫、黒棒、象	八九	旱害
九州	九八	水害(七月)、上旬、中旬、ケイト、マージ、螟虫、いもち病、うんか、旱害	六九	旱害、風水害

昭和二十六年年度道費豫算現計調

一、普通會計（歳入の部）

款項別	既決豫算額	第四回定例会追加額					現計豫算額	總額に對する割合
		追加六議案三	追加五議案一	議案追加六七	議案追加九八	議案追加九九		
道 通 税	三、二五、三、五〇〇	七、七、一、七〇〇					四、一七、四、二〇〇	二四・五
普 通 税	三、三、一、四、二、一〇〇	七、七、六、六、二〇〇					四、一〇、九、一、三〇〇	
舊法による税	五、七、九、四〇〇	二、四、二、八、一、〇〇〇					六、〇、〇、四、〇〇〇	
公營企業及び財産收入	四、三、六、三〇〇	三、五、三、二〇〇				一、六、一、八〇〇	六、五、三、三〇〇	〇・元
公益企業收入	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇					三、三〇〇、〇〇〇	
財産收入	三、五、〇、一〇〇					一、六、一、八〇〇	五、一、一、九〇〇	
財産賣拂代金	七、七、六、三〇〇	五、二、二、二〇〇					一三、〇、〇、五〇〇	
分擔金及び負擔金	四、一、四〇、五〇〇	一、五、五、三、二〇〇					五、六、九、三、七〇〇	一・四
負擔 金	四、一、四〇、五〇〇	一、五、五、三、二〇〇					五、六、九、三、七〇〇	
使用料及び手数料	三、〇〇、四、六〇〇	二、四、三、三、八〇〇					五、四、四、〇、四〇〇	二・九
使 用 料	二、五、五、〇、〇〇〇	七、七、七、四、二〇〇					三、三、二、二、四〇〇	
手 数 料	三、〇、二、四、六〇〇	四、四、五、六、〇〇〇					七、四、八、〇、六〇〇	
寄 附 金	四、七、七、〇、〇〇〇	八、一、九、三、二〇〇			四、六、一、〇〇〇		一三、五、三、〇、二〇〇	〇・五
寄 附 金	四、七、七、〇、〇〇〇	八、一、九、三、二〇〇			四、六、一、〇〇〇		一三、五、三、〇、二〇〇	
繰 入 金	二、〇、四、三、六〇〇						二、〇、四、三、六〇〇	〇・六
特別會計繰入金	五、四、三、九〇〇						五、四、三、九〇〇	
財産金繰入	七、五、〇、〇〇〇						七、五、〇、〇〇〇	
繰 越 金	一、三、一、四、一、〇〇〇	三、三、六、〇、六〇〇	三、一、四、一、〇〇〇				四、〇、一、四、六、六〇〇	二・六
前年度繰越金	一、三、一、四、一、〇〇〇	三、三、六、〇、六〇〇	三、一、四、一、〇〇〇				四、〇、一、四、六、六〇〇	
雑 收 入	七、七、一、七、〇〇〇	三、三、〇、七、二〇〇		一、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、四、〇〇〇、〇〇〇	二、七、八、二、一〇〇	一、三、九、一、六、三〇〇	七・八

北海道議会時報第3巻第9号(昭和26年第4回定例道議会)

(歳 出 の 部)

第四回 定例 追加額

款 項 別	既 決 豫 算 額	追加額					現 計 豫 算 額	す 總 額 割 に 合 對
		追加六 議案三	追加五 議案一	議案追加 六七	議案追加 九一	議案追加 九九		
議 會 費	七、五、八〇〇	八、九〇、六〇〇					六、七三、四〇〇	〇・五
道 議 會 費	七、五、八〇〇	八、九〇、六〇〇					六、七三、四〇〇	—
道 廳 費	一、四〇、八、七〇〇	九、三、四〇〇			九、四三、五〇〇		一、五、一、八五、六〇〇	九、五
費 道 職 員 費	一、三三、六、四〇〇	六、四三、四〇〇			九、四三、五〇〇		一、四〇、一〇、一〇〇	—
諸 費	一、五、五七、〇〇〇	一、六、三、一〇〇					一、四、五、一〇〇	—
職員福利厚生費	一、五〇、〇〇〇	一、〇、八、七〇〇					三、六、九、〇〇〇	—
人事委員費	—	七、〇七、二〇〇					七、〇七、二〇〇	—
警察消防費	一、五、四、一、九〇〇	四、八、八、三〇〇					五、七、三、四〇〇	〇・五
公安委員會費	三、九三、六〇〇	一、八、五五、六〇〇					三、一七、一〇〇	—
治安維持連絡協議會費	四、五〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	△				〇	—
消防學校費	四、四九、三〇〇	二、〇、六、五〇〇					三、五七、八〇〇	—
消防振興費	二、六、一、〇〇〇	七、九四、二〇〇					一〇、六五、二〇〇	—
土 木 費	五、五、三、六〇〇	一、八、六、九五、八〇〇					一、七〇、一〇、一〇〇	一〇・九
道路橋梁費	五、二五、二〇〇	三、四、九、八〇〇					三、三〇、二〇〇	—
河 川 費	一、五〇、〇〇〇	三、六、一、元、二〇〇					四、一六、一、一〇〇	—
港 灣 費	三、六、六、四〇〇	四、七、四、四〇〇					八、四、〇、八〇〇	—
都市計畫費	五、〇〇、〇〇〇	元、三、三、〇〇〇					六、〇三、三〇〇	—
札幌市計畫費	一、五〇、〇〇〇	三、七、一、七〇〇					五、二七、一〇〇	—
畫整復事業費	六、八、四〇〇	五、八、〇、〇〇〇					六、四、四〇〇	—
職災復興費	三、〇〇、〇〇〇	—					三、〇〇、〇〇〇	—
土木試驗費	一、二〇、〇〇〇	—					一、二〇、〇〇〇	—
土木機械工作費	一、二〇、〇〇〇	—					一、二〇、〇〇〇	—
災害土木費	一、二〇、〇〇〇	一、三、一、七、五〇〇					二、四、一、七、五〇〇	—
土木事業獎勵費	二、四、九、〇〇〇	一五、〇〇〇					二、六、四、〇〇〇	—
教 育 費	五、五、四、三、八〇〇	三、七、六、九、一〇〇		一五、〇〇〇、〇〇〇	七、五、〇〇〇		五、九、九、四、一〇〇	五・五
教育委員會費	一〇〇、一、五〇、〇〇〇	七、四、六、九〇〇					一〇、七、五、六、九〇〇	—

小學校費	二、四七、八六、〇〇	六八、〇〇〇				二、四七、八六、〇〇	
中學校費	一、五七、〇三、〇〇	三九、〇〇〇				一、五七、〇三、〇〇	
高等學校費	八元、二三、七〇	五、六八、〇〇				八元、二三、七〇	
定時制高等學校費	二五、五八、〇〇	九、七〇、〇〇〇				二五、五八、〇〇	
育養學校費	四、四四、〇〇	四、四四、〇〇				四、四四、〇〇	
通信教育費	一、三〇、〇〇	三、〇〇				一、三〇、〇〇	
教育諸費	三〇、三三、〇〇	三、九四、〇〇				三〇、三三、〇〇	
社會教育費	一九、九五、〇〇	一、三三、〇〇				一九、九五、〇〇	
社會體育費	七、六五、〇〇	三、三三、〇〇				七、六五、〇〇	
社會及び労働施設費	五三、〇〇、〇〇	五七、四三、〇〇	一七、六三、八〇			五三、〇〇、〇〇	七、五七
生活保護費	一五、四〇、〇〇	五、七五、〇〇				一五、四〇、〇〇	
民生福祉費	五、三〇、〇〇	三九、七九、〇〇				五、三〇、〇〇	
災害救助費	二、三二、〇〇	一、五四、〇〇				二、三二、〇〇	
引揚援護對策費	九、一〇、〇〇	五、一〇、〇〇				九、一〇、〇〇	
婦人福祉費	二、五九、〇〇	三、四七、〇〇				二、五九、〇〇	
兒童福祉費	九、一三、〇〇	五、六六、七〇				九、一三、〇〇	
世話諸費	一〇、八五、〇〇					一〇、八五、〇〇	
國民健康保險費	四、一八、〇〇	六、六八、八〇				四、一八、〇〇	
労働費	六、三二、〇〇	三、六六、〇〇				六、三二、〇〇	
地方労働委員會費	三、五五、〇〇	一、五二、〇〇				三、五五、〇〇	
住宅費	八、四七、〇〇	一、五二、〇〇				八、四七、〇〇	
失業對策費	五、五九、〇〇	五、三六、〇〇				五、五九、〇〇	
公園費	二、二六、〇〇	一、九八、〇〇	三、七六、八〇			二、二六、〇〇	
保健衛生費	四〇、五二、〇〇	三六、三三、〇〇				四〇、五二、〇〇	四、三三
保健所費	三、九六、〇〇	四、四四、〇〇				三、九六、〇〇	
傳染病豫防費	五、一九、〇〇	二〇、三三、〇〇				五、一九、〇〇	
性病豫防費	二六、九四、〇〇	七、四九、〇〇				二六、九四、〇〇	
結核豫防費	二七、七六、〇〇	一四、四七、〇〇				二七、七六、〇〇	
環境衛生費	五、八四、〇〇	一六、四九、〇〇				五、八四、〇〇	
公衆衛生普及指導費	五、二五、〇〇	四、〇〇、〇〇				五、二五、〇〇	
優生保護諸費	一四、八四、〇〇	一、二八、〇〇				一四、八四、〇〇	
保健指導諸費	一六、〇一、〇〇	五、〇〇、〇〇				一六、〇一、〇〇	

[illegible]

電力開發調査費	10,000,000	八四五,500					一八,四五一,500	一
農業委員會費	—	四,六七一,500					四,六七一,500	—
財 產 費	三,五四一,900	六,五七〇,100				五〇,四七〇,800	二六〇,四六八,000	一五
財產管理費	二,三八〇,000	四〇〇,000					二,三八〇,000	—
職員住居施設費	三,六三〇,000	三六,四七五,000				五〇,四七〇,800	一〇六,四三八,000	—
舎營諸費	一七〇,五八〇,000	四,四〇九,000					一〇六,四三八,000	—
營業諸費	1,000,000	一,四〇〇,000					二,四〇〇,000	—
勸業資金積立金	四,500	—					四,500	—
統計調査費	三,〇四二,000	九,150,000					四〇〇,一八四,000	〇二四
統計調査費	三,〇四二,000	九,150,000					四〇〇,一八四,000	—
選舉費	七,四三三,000	一,一三二,800					五,七五七,900	〇四七
選舉管理委員會費	七,四三三,000	七,八〇〇,000					八,三三〇,000	—
選舉諸費	三,〇五〇,000	五〇四,800					七,五五八,000	—
公 債 費	三,五八二,800	五,二九五,500				二六八,100	一四,六六,500	〇八五
元利償還金	三,五八二,800	—					一四,六六,500	—
利 子	10,150,000	五,二九五,500				1,013,100	三七,150,000	—
公金取扱費	107,500	—					一六,四八八,000	—
諸 支 出 金	五,三三六,000	二六,六六九,000				100,000	七六,九七,000	四四八
徵 稅 費	三六〇,九四〇	三〇,六七三,000					一五,七六,000	—
監 査 諸 費	九二五,五〇〇	—					九,二五五,000	—
地方振興費	四七,八七〇,000	五,四七三,六〇〇					九,六六〇,000	—
繰 出 金	一五,七〇〇,000	八〇,三六六,〇〇〇					二八〇,四四〇,000	—
諸 費	三三,一三〇,100	五,九七三,五〇〇				100,000	一八四,四四〇,000	—
貸 付 金	—	—				二六,八三二,000	二六,八三二,000	—
豫 備 費	三,〇〇〇,000	—					三,〇〇〇,000	〇三
豫 備 費	三,〇〇〇,000	—					三,〇〇〇,000	—
歲 出 合 計	二二,四一三,100	五,四〇三,二五八,000	一五,五五二,000	150,000,000	三九五八,000	七五八,000	一六,八七五,七三〇	100.00

第四回定例道議會議決條例公布調

番 號	件 名	議決年月日	公布年月日
議案第三十六號	北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 修正可決	九、六第五五號 第五十五號
同 第三十七號	北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 原案可決	八、三一 第六十二號
同 第三十八號	北海道人事委員會の委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用弁償並びにその支給條例設定の件	八、二二 修正可決	八、二九 第五十三號
同 第三十九號	北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、一 第五十七號
同 第四十號	北海道稅務手當支給條例設定の件	八、二二 原案可決	九、十 第七十二號
同 第四十一號	北海道恩給條例臨時特例の一部を改正する條例設定の件	同	九、五 第五十二號
同 第四十二號	北海道立學校の授業料、入學料、入學檢定料及び寄宿舎使用料條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、一 第五十八號
同 第四十四號	北海道立教員保養所使用料條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 原案可決	九、八 第六十五號
同 第四十七號	北海道簡易水道取締條例設定の件	同	九、一 第四十四號
同 第四十八號	北海道立林業指導所條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、一 第四十七號
同 第四十九號	北海道林產物検査條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 修正可決	九、一 第四十六號
同 第五十號	北海道立療養所條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 原案可決	九、七 第六十一號
同 第五十一號	北海道立治療院條例の一部を改正する條例設定の件	同	八、三一 第四十三號
同 第五十二號	保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件	同	八、三一 第四十九號

同 第五十三號	北海道立診療所條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、六 第五十六號
同 第五十五號	北海道蠶業取締所設置條例設定の件	同	九、一 第六十九號
同 第五十六號	北海道農產物受檢條例設定の件	同	九、一 第五十一號
同 第五十七號	北海道農產物検査條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、一 第五十號
同 第五十八號	北海道立家畜人工授精所條例設定の件	同	九、一 第六十八號
同 第六十號	北海道魚介類行商取締條例等の一部を改正する條例設定の件	同	九、二 第四十五號
同 第七十二號	北海道議會議員報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、二 第四十八號
同 第七十五號	北海道有林野條例設定の件	八、二二 修正可決	九、一 第六十四號
同 第八十五號	北海道立療養所條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 原案可決	九、七 第六十號
同 第八十六號	北海道水防協議會條例設定の件	同	九、十 第七十三號
同 第八十七號	北海道魚菜卸賣市場條例の一部を改正する條例設定の件	八、二二 原案可決	九、一 第六十三號
同 第八十八號	道が施行する灌漑工事により生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付條例設定の件	同	九、一 第七十號
同 第九十二號	北海道結核診療協議會條例設定の件	同	九、七 第五十九號
同 第九十八號	北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件	同	九、六 第七十一號
同 第一百二號	北海道漁業權證券資金化に関する調査條例設定の件	八、一三 原案可決	八、二二 第四十一號
同 第一百三號	北海道公安委員會の報酬額及び費用弁償額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件	同	八、二八 第四十二號

第四回 本會議傍聽者調

七十才代以上			六十才代			五十才代			四十才代			三十才代			二十才代			十才代			年令 職別	
計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男		
五	一	五	七	一	五	二	二	三	四	六	四	五	二	四	三	三	七	四	一	四	官吏	
四	一	四	二	九	元	八	四	一	一	三	一	一	五	四	九	七	六	二	二		社會	
			五		五	二	三	二	元		元	四	六	元	六	一	五				教員	
															二	七	二	四	六	二	學生	
三	一	三	二	五	二	三	一	三	九		九	二	九	二	三	一	二	六	四	二	農業	
二	一	二	三	一	三	二	四	二	二	一	二	一	五	一	四	一	四				工業	
一	一	一	二	一	二	四	一	四	五	一	五	三	一	三	二	一	二				商業	
一	一	一	二	一	二	七	一	七	三	一	三	八	一	八	八	一	八				漁業	
七	一	七	三	七	六	八	三	六	六	三	四	四	九	三	五	九	五	五	一	五	無職	
			九		九	一	一	九	三		三	一		一	四	七	四				其他	
五		五	一	九	一	五	六	一	八	四	三	一、〇	三	五	九	四	七	美	四	二	總計	

合	男	一五九	四九五	一〇七	四三	四六五	九	一五	六	二六	三、五五四
計女	七	一三	九	一八九	五		一	二	一	三七七	
計	一六五	四九八	二六	五八	四七〇	九	一五	六	一五	六	三、九六六

八月中議事堂參觀團體同人員調

團體數	同上人員	一日平均團體數	同上人員
一六三	六、六四七	五組強	一二四強

事務局人事異動

八月二十四日、議會事務局係制實施により次の人事異動が発令された。

(括弧内は前所屬)

主事

同

同 事務補

THE

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

14

(各通)

（原形説）主 事

すなわち、

（庶務課）
（庶務課）

司 事 在 祔

（各通）

（義事果）主事

11

（周
生
果）

果其係功勞之命ずる

議事課議事係兼庶務課庶務係勤務を命ずる。

川	大	箱篠鹿	笹	大	齋藤岡竹横
内	熊	崎木野	原	矢	藤田田林田
		京	約	武	文
仁	正	子政翰	雄	子正	一人男照

日本國との平和條約

前文

連合國および日本國は、兩者の關係が、今後、共通の福祉を増進しかつ國際の平和および安全を維持するために主權を有する對等のものとして友好的な連携の下に協力する國家の間の關係でなければならぬことを決意し、よつて、兩者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和條約を締結することを希望するので、

日本國としては、國際連合への加盟を申請しかつあらゆる場合に國際連合憲章の原則を遵守し、世界人權宣言の目的を實現するために努力し、國際連合憲章第五十五條および第五十六條に定められかつすでに降伏後の日本國の法制によつて作られはじめた安定および福祉の條件を日本國內に創造するために努力し、ならびに公私の貿易および通商において國際的に承

(調査課) 主事 中 駄 敬 三
(議事課) 事務補 森 井 文 子
議事課議事係勤務を命ずる。(各通)

(調査課) 主事 勝 井 勇 次 郎
議事課委員會係長を命ずる。

(調査課) 主事 村 田 吉 邦
(議事課) 同 鈴 木 常 路

(調査課) 同 八 木 野 彪
(議事課) 事務補 弓 野 博

議務課委員會係勤務を命ずる。(各通)
(議事課) 主事 小 山 内 巽

議事課速記係長を命ずる。
(議事課) 主事 菊 地 英 夫
(同) 同 石 橋 孝 雄

(同) 同 小 林 實
議事課速記係勤務を命ずる。(各通)

調査課調査係長を命ずる。
(議事課) 主事 今 瀧 行 男

(調査課) 主事 鎌 田 丈 夫
(同) 同 伊 藤 澄 夫
(調査課) 事務補 米 澤 昭 夫

調査課調査係勤務を命ずる。(各通)
(調査課) 主事 千 葉 恒 三 郎

調査課法規係長を命ずる。
(議事課) 主事 高 橋 和 雄
(調査課) 嚮 託 小 田 島 俊 造

調査課法規係勤務を命ずる。(各通)
(調査課) 同 菅 三 輪 敏 子

認された公正な慣行にしたがう意思を宣言するので、

連合國は、前項に掲げた日本國の意思を歓迎するのでよつて、連合國および日本國は、この平和條約を締結することに決定し、これに應じて下名の全權委員を任命した。これらの全權委員はその全權委任狀を示し、それが良好妥當であると認められた後、つぎの規定を協定した。

第一章 平和

第一條 (A) 日本國と各連合國との間の戦争状態は、第二十三條の定めるところによりこの條約が日本國と當該連合國との間に効力を生ずる日に終了する。

(B) 連合國は、日本およびその領水に對する日本國民の完全な主權を承認する。

第二章 領域

第二條 (A) 日本國は、朝鮮の獨立を承認して、濟州島、巨文島および鬱陵島を含む朝鮮に對するすべての權利、權原および請求權を放棄する。

(B) 日本國は、台灣および澎湖諸島に對するすべての權利、權原および請求權を放棄する。

(C) 日本國は、千島列島並びに日本國が一九〇五年九月五日のポーツマス條約の結果として主權を獲得した樺太の一部およびこれに近接する諸島に對するすべての權利、權原および請求權を放棄する。

(D) 日本國は、國際連盟の委任統治制度に關連するすべての權利、權原および請求權を放棄し、かつ以前に日本國の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度をおよぼす一九四七年四月二日の國際連合安全保障理事會の行動を受諾する。

(E) 日本國は日本國民の活動に由來するかまたは他に由來するかを問はず南極地域のいずれの部分に對する權利もしくは權原またはいずれの部分に關する利益についても、すべての請求權を放棄する。

(F) 日本國は新南群島および西沙群島に對するすべての權利、權原および請求權を放棄する。

第三條 日本國は北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島および大東諸島を含む）婦婁岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島を含む）並びに沖の島島および南島島を合衆國を唯一の施政權者とする信託統治制度の下におくこととする國際連合に對する合衆國のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われかつ可決されるまで、合衆國は、領水を含むこれらの諸島の領域および住民に對して、行政、立法および司法上の權力の全部および一部を行使する權利を有するものとする。

第四條 (A) この條の**(B)**の規定を留保して、日本國およびその國民の財産で第二條に掲げる地域にあるもの並びにその請求權（債權を含む）で現にこれらの地域の施政を行つてゐる當局およびその住民（法人を含む）

に對するものの處理、並びに日本國におけるこれらの當局および住民の財産並びに日本國およびその國民に對するこれらの當局および住民の請求權（債權を含む）の處理は日本國とこれらの當局との間の特別取決めの主題とする。第二條に掲げる地域にある連合國またはその國民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行つてゐる、當局が現狀で返還しなければならぬ。（國民という語は、この條約で用いるときはいつでも法人を含む。）
(B) 日本國は、第二條および第三條に掲げる地域のいずれかにある合衆國軍政府によりまたはその指令に従つて行われた日本國およびその國民の財産の處理の効力を承認する。

(C) 日本國とこの條約に従つて日本國の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本國は、日本の終點施設およびこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、殘りの電線およびその終點施設を保有する。

第三章 安全

第五條 (A) 日本國は、國際連合憲章第二條に掲げる義務、特につぎの義務を受諾する。

① その國際紛争を、平和的手段によつて國際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決すること。

② その國際關係において、武力による威嚇または武力の行使はいかなる國の領土保全もしくは政治的獨立に對するものも、また、國際連合の目的と兩立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

③ 國際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても國際連合にあらゆる援助を與えかつ國際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる國に對しても援助の供與を慎むこと。

(B) 連合國は、日本國との關係において國際連合憲章第二條の原則を指針とすべきことを確認する

(C) 連合國としては、日本國が主權國として國際連合憲章第五十一條に

掲げる個別的又は集團的自衛の固有の權利を有すること及び日本國が集團的安全保障取決を自發的に締結することができることを承認する。

第六條 (A) 連合國のすべての占領軍は、この條約の効力發生の後なるべくすみやかに、かつ、いかなる場合にもその後九十日以内に日本國から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一または二以上の連合國を一方とし日本國を他方として双方の間に締結されたもしくは締結される二國間もしくは多數國間の協定に基くまたはその結果としての外國軍隊の日本國の領域における駐屯または駐留を妨げるものではない。

(B) 日本國軍隊の各自の家庭への復歸に關する一九四五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその實施が完了されていない限り、實行されるものとする。

(C) まだ代償が支拂われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供されかつこの條約の効力發生の時に占領軍が占有しているものは、相互の合意によつて別段の取決めが行われない限り、前記の九十日以内に日本國政府に返還しなければならない。

第四章 政治及び經濟

第七條 (A) 各連合國は、自國と日本國との間にこの條約が効力を生じた後一年以内に、日本國との戦前のいずれの二國間の條約または協約を引續いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本國に通告するものとする。こうして通告された條約または協約はこの條約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引續いて有効とされ、または復活される。こうして通告された條約及び協約は、通告の日の後三カ月で、引續いて有効なものとみなされ、または復活され、かつ國際連合事務局に登録されなければならない。日本國にこうして通告されないすべての條約及び協約は、廢棄されたものとみなす。

(B) この條の **(A)** に基いて行う通告においては、條約または協約の實施または復活に關し、國際關係について通告國が責任をもつ地域を除外す

ることができる。この除外は、除外の適用を終止することが日本國に通告される日の三カ月後までとする。

第八條 (A) 日本國は、連合國が一九三九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結したまたは今後締結するすべての條約、及び連合國が平和の回復のためまたはこれに關連して行う他の取決めの完全な効力を承認する。日本國はまた、従前の國際連盟及び常設國際司法裁判所を終止するために行われた取決めを受諾する。

(B) 日本國は、一九一九年九月十日のサン・ジェルマン・アン・レイの諸條約及び一九三六年七月二十日のモントルーの海峽條約の署名國であることに由來し、並びに一九二三年七月二十四日にローザンヌで署名されたトルコとの平和條約の第十六條に由來するすべての權利及び利益を放棄する。

(C) 日本國は、一九三〇年一月二十日のドイツと債權國の間の協定及び一九三〇年五月十七日の信託協定を含むその附屬書並びに一九三〇年一月二十日の國際決済銀行に關する條約及び國際決済銀行の定款に基いて得たすべての權利、權限および利益を放棄し、かつ、それらから生ずるすべての義務を免かれる。日本國は、この條約の最初の効力發生の後六カ月以内にこの項に掲げる權利、權限及び利益の放棄をパリーの外務省に通告するものとする。

第九條 日本國は、公海における漁獵の規制または制限並びに漁業の保存及び發展を規定する二國間及び多數國間の協定を締結するために、希望する連合國とすみやかに交渉を開始するものとする。

第十條 日本國は、一九〇一年九月七日に北京で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附屬書、書簡および文書の規定から生ずるすべての利得および特權を含む中國におけるすべての特殊の權利および利益を放棄し、かつ前記の議定書、附屬書、書簡および文書を日本國に關して廢棄することを同意する。

第十一條 日本國は、極東國際軍事裁判所並びに日本國內及び國外の他

の連合國戰爭犯罪法廷の裁判を受諾し、かつ、日本國で拘禁されている日本國民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し減刑し、及び假出獄させる権限は各事件について刑を課した一または二以上の政府の決定及び日本國の勸告に基く場合の外、行使することができない。極東國際軍事裁判所が刑を宣告した者についてはこの権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本國の勸告に基く場合の外、行使することができない。

第十二條 (A) 日本國は、各連合國と、貿易、海運その他の通商の關係を安定したかつ友好的な基礎の上におくために、條約または協定を締結するため交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(B) 該當する條約または協定が締結されるまで、日本國は、この條約の最初の効力發生の後四年間

(1) 各連合國、その國民、產品および船舶に次の待遇を與える。

①貨物の輸出入に對する、またはこれに關連する關稅、課金、制限その他の規制に關する最惠國待遇

②海運、航海及び輸入貨物に關する内國民待遇並びに自然人、法人およびその利益に關する内國民待遇。この待遇は、稅金の賦課及び徵收、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産權（有體財産及び無體財産に關するもの）、日本國の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本國の國營商企業の國外における賣買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(C) もつとも、いずれの事項に關しても、日本國は連合國が當該事項についてそれぞれ内國民待遇または最惠國待遇を日本國に與える限度においてのみ、當該連合國內國民待遇または最惠國待遇を與える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合國の非本土地域の產品船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府のもつ連合國の邦または

は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦または州において日本國に與えられる待遇に照らして決定される。

(D) この條の適用上、差別的措置であつて、それを適用する當事國の通商條約に通常規定されている例外に基くもの、その當事國の對外的財政狀態もしくは國際收支（海運および航海に關するものを除く）を保護する必要に基くものまたは重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相應しおり、かつ、ほしいまゝなまたは不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内國民待遇または最惠國待遇の許與を害するものと認めてはならない。

(E) この條に基く日本國の義務はこの條約の第十四條に基く連合國の權利の行使によつて影響されるものでない。また、この條の規定は、この條約の第十五條によつて日本國が引受ける約束を制限するものと了解してはならない。

第十三條 (A) 日本國は、國際民間航空運送に關する二國間または多數國間の協定を締結するため、一または二以上の連合國の要請があつたときすみやかに、當該連合國と交渉を開始するものとする。

(B) 一または二以上の前の記協定が締結されるまで、日本國は、この條約の最初の効力發生の時から四年間、この効力發生の日にいずれかの連合國が行使しているところよりも不利でない航空交通の權利および特權に關する待遇を當該連合國に與え、かつ、航空業務の運営および發達に關する完全な機會均等を與えるものとする。

(C) 日本國は、國際民間航空條約第九十三條に従つて同條約の當事國となるまで、航空機の國際航空に適用すべきこの條約の規定を實施し、かつ、同條約の條項に従つて同條約の付屬書として採擇された標準、方式および手續を實施するものとする。

第五章 請求權及び財産

第十四條 (A) 日本國は、戰爭中に生じさせた損害および苦痛に對して

連合國に賠償を支拂うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な經濟を維持すべきものとすれば、日本國の資源は日本國がすべての前記の損害および苦痛に對して完全な賠償を行いかつ同時に他の債務を履行するために現在十分でないことが承認される。よつて、

1 日本國は、現在の領域が日本國軍隊によつて占領され、かつ、日本國によつて損害を與えられた連合國が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を當該連合國の利用に供することによつて、與えた損害を修復する費用をこれらの國に補償することに資するため、當該連合國とすみやかに交渉を開始するものとする。その取決めは、他の連合國に追加負擔を課することを避けなければならない。また原材料からの製造が必要とされる場合には、外國爲替上の負擔を日本國に課さないために、原材料は、當該連合國が供給しなければならぬ。

2 ①つぎの②の規定を留保して各連合國は、つぎに掲げるもののすべての財産、權利および利益でこの條約の最初の効力發生の時にその管轄の下にあるものを差押え留置し、清算し、その他なんらかの方法で處分する權利を有する。

(一) 日本國および日本國民。

(二) 日本國または日本國民の代理者または代行者並びに、

(三) 日本國または日本國民が所有し、または支配した團體。

この①に明記する財産、權利および利益は、現に、封鎖されもしくは所屬を變じており、または連合國の敵産管理當局の占有もしくは管理に係るもので、これらの資産が當該當局の管理の下におかれた時に前記の(一)、(二)または(三)に掲げるいずれかの人または團體に屬しまたはこれらのために保有されもしくは管理されていたものを含む。

②つぎのものは、前記の①に明記する權利から除く。

(一) 日本國が占領した領域以外の連合國の一國の領域に當該政府の許可を得て戰爭中に居住した日本の自然人の財産。但し、戰爭中に制限を課されかつ、この條約の最初の効力發生の日にこの制限を解除されない財産を

除く

(2) 日本國政府が所有し、かつ外交目的または領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本國の外交職員または領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能または領事機能の遂行に通常必要であつたもの。

(3) 宗教團體または私的慈善團體に屬し、かつ、もつぱら宗教または、慈善の目的に使用した財産。

(4) 關係國と日本國との間における一九四五年九月二日後の貿易及び金融の關係の再開の結果として日本國の管轄内にはいつた財産權利及び利益、但し、當該連合國の法律に反する取引から生じたものを除く。

(5) 日本國若しくは日本國民の債務、日本國に所在する有體財産に關する權利、權原若しくは利益日本國の法律に基いて組織された企業に關する利益またはこれらについての證書。但し、この例外は日本國の通貨で表示された日本國およびその國民の債務にのみ適用する。

③前記の例外(一)から(5)までに掲げる財産は、その保存および管理のために要した合理的な費用が支拂われることを條件として返還しなければならない。これらの財産が清算されているときは、代りに賣得金を返還しなければならない。

④前記の(1)に規定する日本財産を差押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で處分する權利は、當該連合國の法律に従つて行使され、所有者は、これらの法律によつて與えられる權利のみを有する。

⑤連合國は、日本の商標並びに文學的および美術的著作權を各國の一般的事情が許す限り日本國に有利に取扱うことに同意する。

(B) この條約に別段の定めがある場合を除き、連合國は、連合國のすべての賠償請求權、戰爭の遂行中に日本國及びその國民がとつた行動から生じた連合國及びその國民の他の請求權並びに占領の直接軍事費に關する連合國の請求權を放棄する。

第十五條 (A) この條約が日本國と當該連合國との間に効力を生じた後九カ月以内に申請があつたときは、日本國は、申請の日から六カ月以内に日本國にある各連合國及びその國民の有體財産及び無體財産並びに種類のいかんを問はず、すべての權利または利益で、一九四一年十二月七日から一九四五年九月二日までの間のいずれかの時に日本國內にあつたものを返還する。但し、所有者が強迫または詐欺によることなく自由にこれらを處分した場合は、この限りでない。この財産は、戦争があつたために課せられたすべての負擔及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のためにまた所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本國政府がその定めるところに従つて處分することができる。この財産が一九四一年十二月七日に日本國に所在し、かつ、返還することができず、または戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には日本國內閣が一九五一年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。

(B) 戦争中に侵害された工業所有權については、日本國は、一九四九年九月一日施行の政令第三百九號、一九五〇年一月二十八日施行の政令第十二號および一九五〇年二月一日施行の政令第九號（いずれも改正された現行のものとする）によりこれまで與えられたところよりも不利でない利益を引續いて連合國およびその國民に與えるものとする。但し、前記の國民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許與を申請した場合に限る。

(C) ①日本國は、公にされおよび公にされなかつた連合國およびその國民の著作物に關して一九四一年十二月六日に日本國に存在した文學的および美術的著作權がその日以後引續いて効力を有することを認め、かつ、その日に日本國が當事國であつた條約または協定が戦争の發生の時またはその時以後日本國または當該連合國の國內法によつて廢棄されまたは停止されたかどうかを問はず、これらの條約および協定の實施によりその日以後

日本國において生じまたは戦争がなかつたならば生ずるはずであつた權利を承認する。

②權利者による申請を必要とすることなく、かつ、いかなる手数料の支拂または他のいかなる手續もすることなく、一九四一年十二月七日から日本國と當該連合國との間にこの條約が効力を生ずるまでの期間は、これらの權利の通常期間から除算し、また、日本國において翻譯權を取得するために文學的著作物が日本語に翻譯されるべき期間からは、六カ月の期間を追加して除算しなければならない。

第十六條 日本國の捕虜であつた間に不當な苦難を被つた連合國軍隊の構成員に償いする願望の表現として、日本國は、戦争中中立であつた國にあるまたは連合國のいずれかと戦争していた國にある日本國およびその國民の資産または、日本國が選擇するときは、これらの資産と等價のものを赤十字國際委員會に引渡すものとし、同委員會はこれらの資産を清算し、かつ、その結果生ずる資金を、同委員會が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつた者およびその家族のために、適當な國內機關に對して分配しなければならない。この條約の第十四條 (A) 2②の (2) から (5) までに掲げる種類の資産は、條約の最初の効力發生の時に日本國に居住しない日本の自然人の資産とともに引渡しから除外する。またこの條の引渡規定は、日本國の金融機關が現に所有する一萬九千七百七十株の國際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

第十七條 (A) いずれか連合國の要請があつたときは、日本國政府は、當該連合國の國民の所有權に關係のある事件に關する日本國の捕獲審檢所の決定または命令を國際法に従い再審査して修正し、かつ、行われた決定および發せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の寫を提供しなければならない。この再審査または修正の結果、返還すべきことが明らかになつた場合には、第十五條の規定を當該財産に適用する。

(B) 日本國政府は、いずれかの連合國の國民が原告または被告として事

件について十分な陳述ができなかつた訴訟手續において一九四一年十二月

七日から日本國と當該連合國との間にこの條約が効力を生ずるまでの期間に日本國の裁判所が行つた裁判を、當該國民が前記の効力發生の後一年以内にいつでも適當な日本國の機關に再審査のため提出することができるようにするために必要な措置をとらなければならない。日本國政府は、當該國民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、またはその者にそれらの事情の下において公正且つ衡平な救済が與えられるようにしなければならない。

第十八條 (A) 戦争状態の介入は、戦争状態の存在前に存在した債務および契約(債券に關するものを含む)並びに取得された權利から生ずる金銭債務で、日本國の政府もしくは國民が連合國の一國の政府もしくは國民に對して、または連合國の政府もしくは國民が日本國の政府もしくは國民に對して負つてゐるものを支拂う義務に影響をおよぼさなかつたものと認めらる。戦争状態の介入はまた戦争状態の存在前に財産の滅失もしくは損害または身體傷害もしくは死亡に關して生じた請求權で、連合國の一國の政府が日本國政府に對して、または日本國政府が連合國政府のいずれかに對して提起しまたは再提起するものの當否を審議する義務に影響をおよぼすものとみなしてはならない。この項の規定は第十四條によつて與えられる權利を害するものではない。

(B) 日本國は、日本國の戦前の對外債務に關する責任と日本國が責任を負うと後に宣言された團體の債務に關する責任とを確認する。また日本國はこれらの債務の支拂再開に關して債權者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求權および債務に關する交渉を促進し、かつ、これに應じて金額の支拂を容易にする意圖を表明する。

第十九條 (A) 日本國は戦争から生じ、または戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合國およびその國民に對する日本國およびその國民のすべての請求權を放棄し、かつこの條約の効力發生の前に日本國領域におけるいずれかの連合國の軍隊または當局の存在、職務遂行又は行

動から生じたすべての請求權を放棄する。

(B) 前記の放棄には、一九三九年九月一日からこの條約の効力發生までの間に日本國の船舶に關していずれかの連合國がとつた行動から生じた請求權ならびに連合國の手中にある日本人捕虜および被拘留者に關して生じた請求權および債權が含まれる。但し、一九四五年九月二日以後いずれかの連合國が制定した法律で特に認められた日本人の請求權を含まない。

(C) 相互放棄を條件として、日本國政府は、また、政府間の請求權および戦争中に受けた滅失または損害に關する請求權を含むドイツおよびドイツ國民に對するすべての請求權(債權を含む)を日本國政府および日本國民のために放棄する。但し、**(イ)** 一九三九年九月一日前に締結された契約および取得された權利に關する請求權ならびに**(ロ)** 一九四五年九月二日後に日本國とドイツとの間の貿易および金融の關係から生じた請求權を除く。この放棄はこの條約の第十六條および第二十條に従つてとられる行動を害するものではない。

(D) 日本國は、占領期間中に占領當局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、または當時の日本國の法律によつて許可されたすべての作爲または不作爲の効力を承認し、連合國民をこの作爲または不作爲から生ずる民事または刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第二十條 日本國は、一九四五年のベルリン會議の議事の議定書に基いてドイツの財産を處分する權利を有する諸國が決定したまたは決定する日本國にあるドイツの財産の處分を確實にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終處分が行われるまでその保存および管理について責任を負うものとする。

第二十一條 この條約の第二十五條の規定にかゝらず、中國は第十條および第十四條**(A)** ②の利益を受ける權利を有し、朝鮮はこの條約の第二條、第四條、第九條および第十二條の利益を受ける權利を有する。

第六章 紛争の解決

第二十二條 この條約のいずれかの當時國が特別請求權裁判所への付託または他の合意された方法で解決されない條約の解釋または實施に關する紛争が生じたとき、紛争は、いずれかの紛争當事國の要請により、國際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本國およびまだ國際司法裁判所規定の當事國でない連合國は、それぞれがこの條約を推進するときに、かつ、一九四六年十月十五日の國際連合安全保障理事會の決議に従つて、この條に掲げた性質をもつすべての紛争に關して一般的に同裁判所の管轄權を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書と同裁判所書記に寄託するものとする。

第七章 最終條項

第二十三條 (A) この條約は日本國を含めて、これに署名する國によつて批准されなければならない。この條約は、批准書が日本國により、かつ主たる占領國としてのアメリカ合衆國を含めて、つぎの諸國、すなわちオーストラリア、ビルマ、カナダ、セイロン、フランス、インド、インドネシア、オランダ、ニュージールランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王國、ソヴェト社會主義共和國連邦およびアメリカ合衆國の過半数により寄託された時にその時に批准しているすべての國に關して効力を生ずる。この條約は、その後これに批准する各國に關しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(B) この條約が日本國の批准書の寄託の日の九カ月以内に効力を生じなかつたときは、これを批准した國は、日本國の批准書の寄託の日の後三年以内に日本國政府およびアメリカ合衆國政府にそのむねを通告して、自國と日本との間にこの條約の効力を生じさせることができる。

第二十四條 すべての批准書はアメリカ合衆國政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三條 (A) に基くこの條約の効力發生の日およびこの條約の第二十三條 (B) に基いて行われる通告をすべての署名國に通告する。

第二十五條 この條約の適用上連合國とは、日本國と戦争していた國または以前に第二十三條に列記する國の領域の一部をなしていたものをいう。ただし、各場合に當該國がこの條約に署名しかつこれを批准したことを條件とする。第二十一條の規定を留保して、この條約は、こゝに定義された連合國の國でないいずれの國に對しても、いかなる權利權限または利益を與えるものではない。また、日本國のいかなる、權利權限または利益も、この條約のいかなる規定によつても前記の通り定義された連合國の國でない國のために減損されまたは害されるものとしてみなしてはならない。

第二十六條 日本國は、一九四二年一月一日の連合國宣言に署名し若しくは加入しておりかつ日本國に對して戦争状態にある國または以前に第二十三條に列記する國の領域の一部をなしていた國で、この條約の署名國でないものとの條約に定めるところと同一のまたは實質的に同一の條件で二國間の平和條約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本國の義務は、この條約の最初の効力發生の後三年で満了する日本國が、いずれかの國との間でこの條約を定めるところにより大きな利益をその國に與える平和處理または戦争請求權處理を行つたときは、これと同一の利益は、この條約の當事國にもおよびされなければならない。

第二十七條 この條約は、アメリカ合衆國政府の記錄に寄託する同政府はその認證原本を各署名國に交付する。

以上の證據として下名の全權委員は、この條約に署名した。
一九五一年〇月〇日にサンフランシスコ市で、ひとしく正文である英語フランス語、ロシア語、およびスペイン語により、ならびに日本語により作成した。

宣言

本日署名された平和條約に關して、日本國政府は、次の宣言を行う。

(1) この平和條約に別段の定めがある場合を除き、日本語は、現に有効

なすすべての多數國間の國際文書で一九三九年九月一日に日本國が當事國であつたものが完全に効力を有することを承認し、かつ、平和條約の最初の効力發生の時にこれらの文書に基くすべての權利及び義務を回復することを宣言する。但し、いずれかの文書の當事國であるために日本國が一九三九年九月一日以後加盟國でなくなつた國際機關の加盟國であることを必要とする場合には、この項の規定は、日本國の當該機關への再加盟をまつて効力を生ずるものとする。

(2) 日本國政府は、實行可能な最短期間内に、かつ、平和條約の最初の効力發生の後一年以内につきの國際文書に正式加入する意思を有する。

① 一九一二年一月二十三日、一九二五年二月十一日、一九二五年二月十九日、一九三一年七月十三日、一九三一年十一月二十七日、および一九三六年六月二十六日の麻薬に關する協定、條約および議定書を改正する一九四六年十二月十一日にレイクサクセスで署名のために開放された議定書。

② 一九四六年十二月十一日にレイクサクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に關する一九三一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際制の下におく一九四八年十一月十九日にパリで署名のために開放された議定書。

③ 一九二七年九月二十六日にジュネーブで署名された外國の仲裁判決の執行に關する國際條約

④ 一九二八年十二月十四日にジュネーブで署名された經濟統計に關する國際條約及び議定書並びに一九二八年の經濟統計に關する國際條約を改正する一九四八年十二月九日にパリで署名された議定書。

⑤ 一九二三年十一月三日にジュネーブで署名された税關手續の簡易化に關する國際條約および署名議定書。

⑥ 一九一一年六月二日ワシントンで、一九二五年十一月六日にヘーグで、及び一九三四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産虛偽表示の防止に關する一八九一年四月十四日のマドリッド協定。

⑦ 一九二九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についての

ある規則の統一に關する條約および追加議定書。

⑧ 一九四八年六月十九日にロンドンで署名のために開放された海上における人命の安全に關する條約

⑨ 一九四九年八月十二日の戰爭犠牲者の保護に關するジュネーブ諸條約。

(3) 日本國政府は、また、平和條約の最初の効力發生の後六カ月以内に(A) 一九四四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された國際民間航空條約への参加の承認を申請し、かつ、日本がその條約の當事國となつた後なるべくすみやかに、同じく一九四四年十二月七日にシカゴで署名のため開放された國際航空業務通過協定を受諾し、および(B) 一九四七年十月十一日にワシントンで署名のために開放された世界氣象機關條約への参加の承認を申請する意思を有する。

宣 言

本日署名された平和條約に關して、日本國政府は、つぎの宣言を行う。

日本國は、いずれかの連合國によつて日本國の領域にある當該國の戦死者の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覽表にし、維持し、または整理する權限を與えられた委員會、代表團その他の機關を承認し、このような機關の事業を容易にし、かつ前記の戦死者の墓、墓地および記念碑に關して、當該連合國または當該連合國によつて權限を與えられた委員會、代表團その他の機關と必要される協定を締結するために交渉を開始する。

日本國は、連合國が連合國の領域にあり、かつ保存を希望される日本人の戦死者の墓または墓地を維持するために取決めをする目的をもつて、日本國政府との協議を開始すべきことを信ずる。

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| 八月 一日 水 | ○豫算審査特別委員會 ○農政委員會 ○勞働委員會
○商工委員會 ○栃木縣議會經濟委員一行本道視察のため
來札 ○香川縣議會議長外本道視察のため來札 | 八月十四日 火 | ○豫算審査特別小委會 ○千島齒舞諸島返還懇請のため副
議長外七名上京 ○全國都道府縣議會議長會臨時會出席の
ため議長上京 |
| 八月 二 日 木 | ○豫算審査特別委員會 | 八月十五日 水 | ○豫算審査特別小委會 |
| 八月 三 日 金 | ○豫算審査特別委員會 ○土木委員會 ○山形縣議會議會
運籌委員一行四名議會運籌狀況視察のため來札 | 八月十六日 木 | ○豫算審査特別小委會 ○田中衛生委員長網走管内に出
張 |
| 八月 四 日 土 | ○豫算審査特別小委會 ○水産委員會 ○總務委員會
○議會運籌委員會 ○本會議 | 八月十七日 金 | ○豫算審査特別小委會 |
| 八月 六 日 月 | ○豫算審査特別小委會 ○農政委員會 ○土木委員會札
幌市内土木事情視察 ○山形縣議會農地委員會一行十八名
農政事情視察のため來札 ○一道北部七縣議會協議會出席
のため局長仙台市へ出張 | 八月十八日 土 | ○北海道開發審議會オヴザヴァーとして宮津土木宮北開
拓兩委員長上京 ○山口縣議會水産委員長外本道水産行政視
察のため來札 |
| 八月 七 日 火 | ○土木委員會 ○勞働委員會 ○商工委員會 ○全道應職
組代表外三百名生活補給金支給陳情をめぐつて議事堂にな
だれ込む、直ちに緊急議員會長會議を開き措置を協議 | 八月二十日 月 | ○議會運籌委員會 ○豫算審査特別小委會 ○土木委員
會 ○豫算審査特別委員會 ○總務委員會 ○本會議 ○
道議會開發審議會常任委員會 |
| 八月 八 日 水 | ○豫算審査特別小委會 ○土木委員會 | 八月二十一日 火 | ○議會運籌委員會 ○文教委員會 ○總務委員會 ○水産
委員會 ○商工委員會 ○本會議 |
| 八月 九 日 木 | ○豫算審査特別小委會 ○民生委員會 ○總務小委員會
○水産委員會 ○建築委員會 ○日米對抗陸上競技大會選
手歡迎パーティに議長出席 ○議決無効確認訴訟事件準備
手續 | 八月二十二日 水 | ○議會運籌委員會 ○總務委員會 ○道開發審議會常任委
員會 ○本會議 |
| 八月 十 日 金 | ○總務委員會 ○文教委員會 | 八月二十三日 木 | 本會議(第四回定例會閉會) |
| 八月十一日 土 | ○議會運籌委員會 ○土木委員會 ○林務委員會 ○農政
委員會 ○本會議 ○衛生委員會 ○開拓委員會 | 八月二十四日 金 | ○事務局機構を改革し人事異動發表 |
| 八月十三日 月 | ○豫算審査特別小委會 ○土木委員會 ○總務委員會
○議會運籌委員會 ○本會議 | 八月二十五日 土 | ○農政委員道東北地區の事情調査のため出張 |
| | | 八月二十六日 日 | ○土木委員(第一、第二班)土木施設その他調査のため道
北道南地區に出張 |
| | | 八月二十七日 月 | ○福島縣議會民生委員一行五名民生施設視察のため來札 |
| | | 八月二十八日 火 | ○頓別村町制施行に關し總務委員一行五名出張 |
| | | 八月二十九日 水 | ○道開發審議會常任委員會 |



圖書室便り

◎新購入圖書紹介

圖書名	著者
私の自叙傳	鳩山一郎
法學理論篇 10	小町谷操三
財政學概論	井藤半彌
アメリカ映畫史	双葉十三郎
人間論	ア・ラ・ン
改正地方税の實務必携	大藏財務協會
固定資産評價事例規集	地方自治廳地方財政委員會事務局
改正教育公員特例法逐條解説	教育法令研究會
日本國民所得推計資料	山田雄三
勞働社會學序説	松島靜雄
三つの共產主義	猪木正道
日本經濟讀本	東洋經濟新報社
金融讀本	同 右
日本財政讀本	同 右
平和を求めたる日本經濟	都留重人
經濟學小辭典	大阪市立大學經濟研究所
資本主義發展の理論	ポール・M・スウィーजी
日本華僑社會の研究	内田直作
ロシア革命史(Ⅰ・Ⅱ)	トロツキ
蘇える大地	李箕永
四世同堂、二部(Ⅰ・Ⅱ)	老舍
近衛内閣	風見章

講和と日本	沖繩の悲劇	日本占領	数理統計學概説	心理學史	財政學	運命の賭	ジェニイの肖像	眞畫の暗黒	才能は生れつきではない	抵抗	抵抗	地下の黨活動	スターリン商會	若く見え長生きするには	アメリカの審判	我が消滅戰	東京郵便覽	世界人名百科辭典	ゼロの曉	世界文學への道	言はの使い方	對日講和條約	新平家物語 第二卷	顧備と均衡	新電力事業銘鑑	日本農家勞働配分圖説	債權法	勞働基準法	キリストへの道	萩原 徹	仲宗根 政善	ロバート・A・ファイアリ	佐藤 良一郎	ホワード・ワレン	柏井 象雄	ツヴァイク	ロバート・ネーサン	アーサー・ケストラー	鈴木 鎮一	淡 德三郎	同 右	イワン・コズロフ	ウオルター・デユランティ	ゲイロード・ハウザー	オーエン・ラティモア	毛 澤 東	全國教育圖書株式會社	荒上 正人	W・L・ローレンス	阿部 知二	山代 晃二	毎日新聞社	吉川 英治	A・C・ビグ	日刊工業新聞社	磯邊 秀俊	我妻 榮	有妻 光俊	イージー・ホワイト
-------	-------	------	---------	------	-----	------	---------	-------	-------------	----	----	--------	---------	-------------	---------	-------	-------	----------	------	---------	--------	--------	-----------	-------	---------	------------	-----	-------	---------	------	--------	--------------	--------	----------	-------	-------	-----------	------------	-------	-------	-----	----------	--------------	------------	------------	-------	------------	-------	-----------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	-------	------	-------	-----------

◎受贈圖書

圖書名	受贈先
圖 書 名	
旬刊弘報 NO 37	北海道弘報課
北海道立農業試驗場報告第一號	北海道立農業試驗場
北海道圖書館報 二五、二六號	北海道圖書館
北海道開拓新聞第五六號	北海道開拓協會
監査意見年録	北海道監査事務局
根室郷土史	北海道根室町
第七十五期統計要旨	法務府法制意見
(檢察事件)昭和二十四年	第四局統計課
厚生廣報 第三卷十四號	厚生省圖書館
國內出版物目錄 第二卷九號	國立國會圖書館
別冊の定期刊行物	同 右
收書通報 第三五號	同 右
日本婦人へのメッセー	勞働省圖書館
第三回婦人週間を祝つて	經濟安定本部圖書館
昭和二十六年年度年次經濟報告	外務省圖書館
在外事務所經濟情報	通商産業省圖書館
一三七、一三八號	同 右
通商産業局各課調査の一覽表	同 右
(調査報告六一號)	同 右
米國のレポートコントロール	同 右
(調査報告六三號)	同 右
國際カルテル(一)	同 右
資料だより 三〇號七月號	同 右
通產統計月報 四卷六號	通商産業圖書館
わが國主要産業の實態(第六編)	同 右
郵政勞務情報 七〇、七一號	郵政省圖書館
郵政 三卷七號	同 右
郵貯時報 四九號	同 右
簡易保險局事業概況	同 右
月刊郵便年金外務指針 一六一號	同 右

書式管理要領

物價調査月報 七月號

電通しんえつ 二〇號、二二號

北陸電通 一九號

信託電氣通信局報 第三一三號別冊

職員處分規程 第三一三號別冊

施設 三卷五號

電氣通信業務研究 六月號

教育委員會月報 五、六月號

文部時報 七月號

文部省 第七十三三年報—昭和二十一年度

第七十四年報—昭和二十一年度

全國都道府縣議會正、副議長及び常任委員長名簿

北海道 第一號

貿易北海道 第二卷第六號

水産北海道 創刊號

北海道労働經濟 18、19號

北海道労働科學研究所 失業對策月報 20、21號

北海道失業對策本部事務局 室蘭市議會弘報 第三卷第七號

事業概要 二六年七月

行政概要

北海道上における醫務衛生行政について

藥事行政の概況

道政だより 第四〇號

失業對策年報 昭和二十五年

勞働力調査報告 37

地方税法 法律篇

昭和二十五年北海道貿易概況

旬刊弘報

特別調達廳圖書館

物價廳圖書館

電氣通信省圖書館

電氣通信省圖書館

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

矯正保護統計月報

昭和二十六年六月

業務月報 第三七號

貿易北海道速報版 (第三六號)

北海道労働 69、70號

消 防 第三卷第四號

昭和二十五年北海道火災統計

電氣通信事業の實相報告書

電氣試驗所研究報告 522 523 號

本道鹽漁業、確詰業の實態と労働事情

北海道労働經濟 (賃金特集)

産業タイムス (九五號)

北海道自治 (八月號)

農家の友 (九月號)

秋田縣議會圖書目錄 第二輯

岩手縣議會時報 第八號

廣報いわて 第六三號

第二回岩手縣議會定例會議錄

神奈川縣議會月報 第三卷第六號

第三十回栃木縣議會會議錄

六月福島縣議會定例會議速記錄

群馬縣議會時報 第二卷、第六號

群馬縣議會史 第一卷

富山縣議會 第四〇號

東京都議會圖書目錄 NO. 3

京都府議會時報 第二七號

福井縣議會時報 第七號

第三十五回福井縣議會臨時會議錄

矯正保護局統計室

札幌特別調達局

北海道商工部交易觀光課

北海道労働部

北海道民生部消防課

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

第三十六回福井縣議會定例會議錄

同

岐阜縣議會七十年史

昭和二十六年度歳出豫算說明書

兵庫縣議會時報 七月號

兵庫縣議會圖書目錄

兵庫縣議會月報 第二卷第十八號

福岡縣議會時報 七、八月號

山口縣議會時報 第十號

熊本縣議會會報

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和二十六年九月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第九號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話② 一、八二〇番